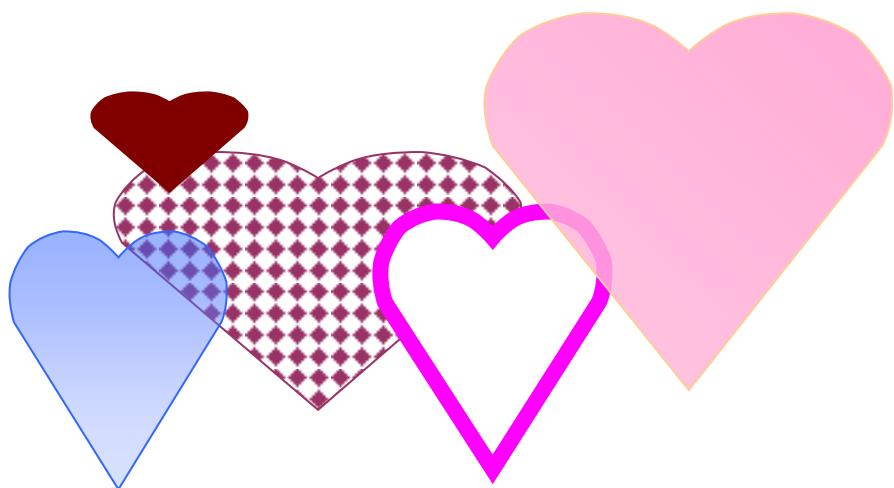




教職員人権研修ハンドブック

すべての子どもが安心して生活できる学校づくりのために
すべての子どもの自己実現を支援するために



平成 19 年 3 月
(令和 6 年 3 月更新)

大阪府教育庁

はじめに

大阪府では、昭和42年(1967年)に「同和教育基本方針」を策定し、同和地区住民の教育の機会均等と進路保障など、同和教育に積極的に取り組んできました。その結果、長期欠席や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果をあげるとともに、子どもたちの豊かな人権感覚をはぐくんできました。平成11年(1999年)には「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を策定し、さらに平成30年に改訂して、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等にかかる人権問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決をめざした人権教育を総合的に推進してきました。また、令和元年度には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の府人権関係3条例、令和4年度には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」をそれぞれ施行し、これらの趣旨の周知に努めてきたところです。

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、その基本理念として、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、すべてのこどもは個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることや、こどもの意見の尊重、最善の利益が考慮される旨が示されました。その理念もふまえ、学校現場においては、差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷等、さまざまな人権侵害事象の発生が懸念される中、多様性を尊重し、誰一人取り残されない社会をめざす人権教育を通じて、こうした事象の未然防止に努めるとともに、事象が生起した際には、被害にあった子どもやその保護者に寄り添った適切な対応を行うことが求められています。

一方、日々の教育実践を行う中で、教職員の皆さんには、さまざまな場面で悩んだり困ったりしながら、子どもたちと向き合っているかと思います。本ハンドブックが、そうした悩み等にこたえ、大阪におけるこれまでの人権教育の取組みと成果を、次世代を担う教職員に継承する一助となるとともに、管理職をはじめすべての教職員による人権教育の取組みのさらなる充実・発展に向けて、活用されることを期待しています。

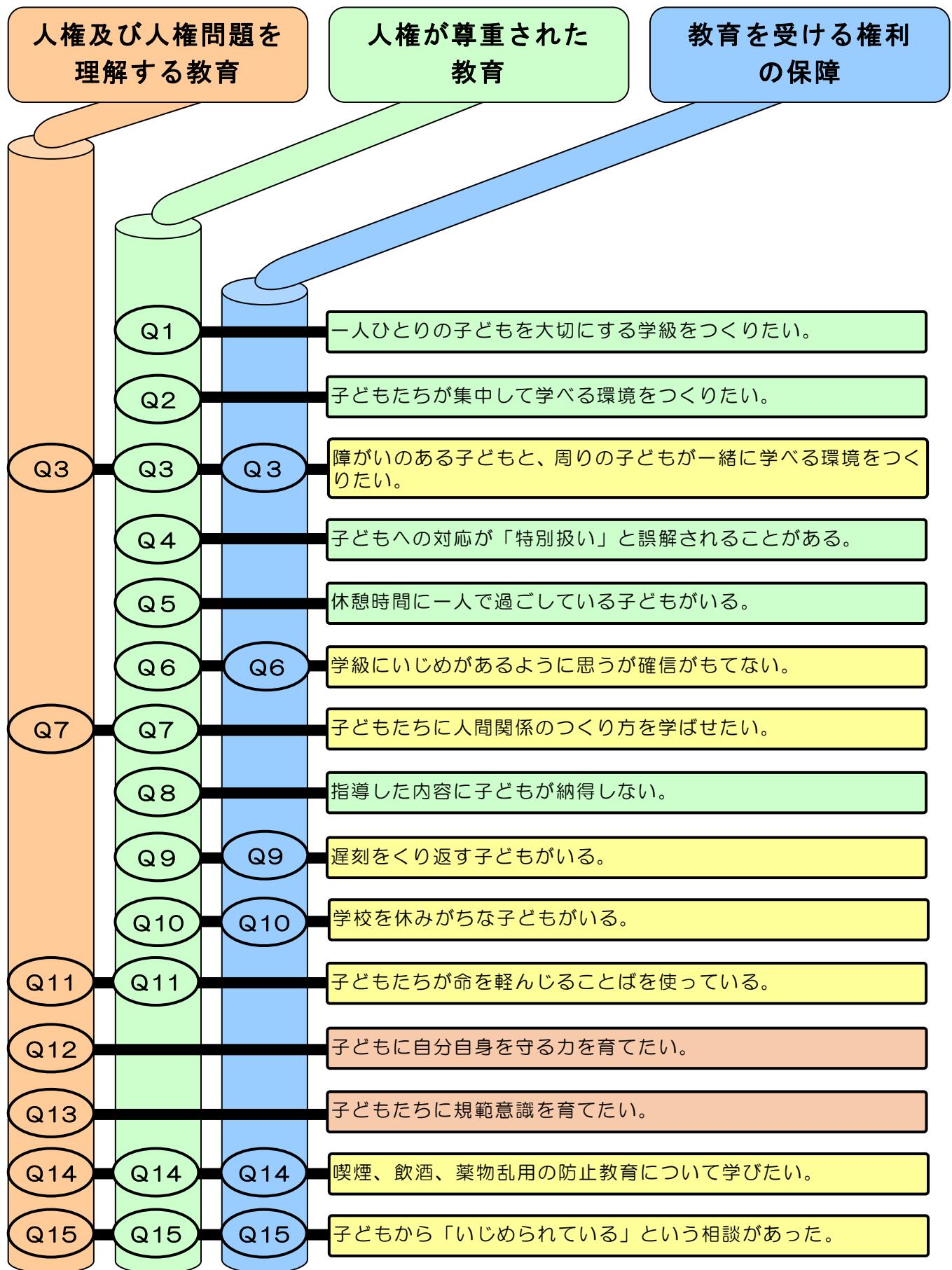
目 次

- 人権教育の3つの側面
- 本ハンドブックの使い方
- 基本Q&A(Q1～Q36)
- 人権教育関連資料

基本Q&A一覧

① 集 団 づ く り	Q 1	一人ひとりの子どもを大切にする学級をつくりたい。
	Q 2	子どもたちが集中して学べる環境をつくりたい。
	Q 3	障がいのある子どもと、周りの子どもが一緒に学べる環境をつくりたい。
	Q 4	子どもへの対応が「特別扱い」と誤解されることがある。
	Q 5	休憩時間に一人で過ごしている子どもがいる。
	Q 6	学級にいじめがあるよううが確信がもてない。
	Q 7	子どもたちに人間関係のつくり方を学ばせたい。
② 生 徒 指 導	Q 8	指導した内容に子どもが納得しない。
	Q 9	遅刻をくり返す子どもがいる。
	Q 10	学校を休みがちな子どもがいる。
	Q 11	子どもたちが命を軽んじることばを使っている。
	Q 12	子どもに自分自身を守る力を育てたい。
	Q 13	子どもたちに規範意識を育てたい。
	Q 14	喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育について学びたい。
③ 事 例 対 応	Q 15	子どもから「いじめられている」という相談があった。
	Q 16	子どもからセクシュアル・ハラスメントについて相談された。
	Q 17	経済的に困難な家庭の子どもの高校や大学等への進学を支援したい。
	Q 18	人権を侵害する事象に直面した。
	Q 19	虐待を受けている子どもがいる。
④ 人 権 一 般 知 識	Q 20	体罰は、なぜ禁止されているのか知りたい。
	Q 21	子どもどうしのもめごとや問題行動の対応に追われて、人権教育に取り組めない。
	Q 22	豊かな人権感覚の基礎を育てたい。
	Q 23	「人権感覚」を育てるための指導方法について学びたい。
	Q 24	子どもが主体的に学べる人権教育を進めたい。
	Q 25	人権学習のプランをつくりたい。
	Q 26	キャリア教育について学びたい。
⑤ 人 権 課 題 へ の 取 組 み	Q 27	個人情報を扱う際に気をつけることを知りたい。
	Q 28	同和教育について学びたい。
	Q 29	支援教育について知りたい。
	Q 30	在日韓国・朝鮮人の子どもの本名使用について指導したい。
	Q 31	帰国・渡日の子どもの学校生活の支援について学びたい。
	Q 32	ジェンダー平等教育について学びたい。
	Q 33	性的マイノリティの子どもの支援について知りたい。
	Q 34	スマートフォンやインターネット上のトラブルにあっていいる子どもがいる。
	Q 35	就職差別の実態を知りたい。
	Q 36	食物アレルギー対応の基本について知りたい。

人権教育の3つの側面



Q16	Q16	Q16	子どもからセクシュアル・ハラスメントについて相談された。
Q17		Q17	経済的に困難な家庭の子どもの高校や大学等への進学を支援したい。
Q18	Q18	Q18	人権を侵害する事象に直面した。
Q19	Q19	Q19	虐待を受けている子どもがいる。
Q20	Q20	Q20	体罰は、なぜ禁止されているのか知りたい。
Q21	Q21	Q21	子どもどうしのものめごとや問題行動の対応に追われて、人権教育に取り組めない。
Q22	Q22		豊かな人権感覚の基礎を育てたい。
Q23	Q23		「人権感覚」を育てるための指導方法について学びたい。
Q24	Q24		子どもが主体的に学べる人権教育を進めたい。
Q25	Q25		人権学習のプランをつくりたい。
Q26	Q26	Q26	キャリア教育について学びたい。
	Q27	Q27	個人情報を扱う際に気をつけることを知りたい。
Q28	Q28	Q28	同和教育について学びたい。
Q29	Q29	Q29	支援教育について知りたい。
Q30	Q30	Q30	在日韓国・朝鮮人の子どもの本名使用について指導したい。
Q31	Q31	Q31	帰国・渡日の子どもの学校生活の支援について学びたい。
Q32	Q32	Q32	ジェンダー平等教育について学びたい。
Q33	Q33	Q33	性的マイノリティの子どもの支援について知りたい。
Q34		Q34	スマートフォンやインターネット上のトラブルにあってる子どもがいる。
Q35		Q35	就職差別の実態を知りたい。
Q36		Q36	食物アレルギー対応の基本について知りたい。

本 ハ ン ド ブ ッ ク の 使 い 方

この教職員人権研修ハンドブックは、初めて教職員となった方や経験の少ない教職員の方はもちろんのこと、すべての教職員の方々がさらなる人権教育の取組みの充実・発展に向けて活用できるよう作成したものです。

大阪府教育委員会では、「人権教育推進プラン」の中で、人権教育は「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進することとしています。人権が尊重された学校・学級で学習をし、学校生活を送ることによって、すべての子どもの自己実現を支援することができるのです。

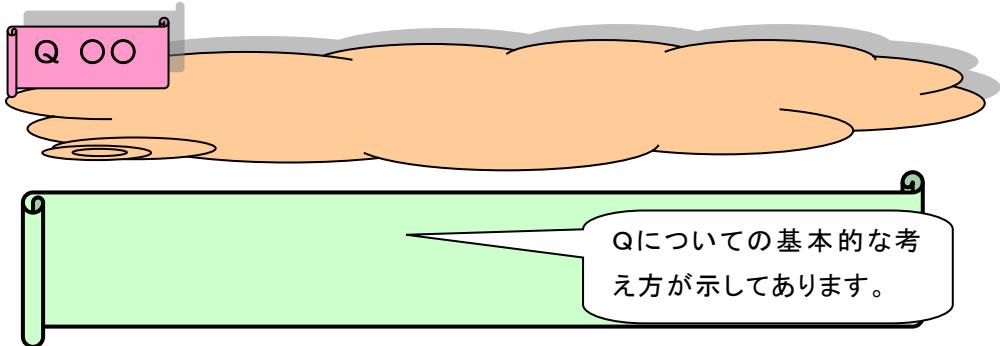
教育活動を日々進める中で、さまざまな問題や疑問が生じてくると思います。日頃、子どもたちと接する中で、どうしたらよいのかわからない場面が出てきたとき、人権教育についてわからないことがあるときには、ぜひQをあけてみてください。

このハンドブックでも繰り返し出しますが、①一人で抱え込まず、他の教職員に相談する（ネットワーク）②組織として対応する（チームワーク）③子どもの背景を知る（フットワーク）ことがとても大切です。

このハンドブックをナビゲーションとして、人権教育を進めてください。

なお、新たな人権教育の資料の作成などに伴い、さらに充実した内容へ改訂することにしています。ぜひ、このハンドブックを積極的に活用していただき、ご意見をお寄せください。活用することによって、このハンドブックをよりよいものに育ててください。

ページの構成について



Qについての基本的な考え方方が示してあります。

A1

A2

A3

A1、A2、A3にはQに対する答えが書いてあります。短い文章でエッセンスを取りまとめて書いてありますので、さらに詳しく知るために、ぜひCHECKで示している関連する文書や教材を読んでみてください。Aの数はQによって異なります。

★CHECK①★

参考になる文書や教材が示してあります。ホームページにアップされている文書や教材にはリンクを張っていますので活用してください。CHECKの数はQによって異なります。

★CHECK②★

【補足と発展】

Aやポイントで書ききれなかったことや、発展した取組みの方向などを書いています。

〈人権教育推進プラン〉

大阪府教育委員会が平成11年3月に策定(平成30年3月改訂)した「人権教育推進プラン」のことです。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

「人権教育推進プラン」の中から関連している内容や文章を示しています。◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。アドレスをクリックして本文を読んでください。

〈第三次とりまとめ〉

文部科学省が平成20年3月に策定した「人権教育の指導方法等の在り方について〈第三次とりまとめ〉」のことです。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

「第三次とりまとめ」の中から、関連している内容や文章を示しています。◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。アドレスをクリックして本文を読んでください。

人権教育関連資料(基本Q&A関係分)

NO	名称	作成等の機関	所属部署	作成等の年月	HP掲載URL
1	アレルギー疾患対応資料(DVD)映像資料及び研修資料	文部科学省			https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm
2	安全で安心な学校づくり人権教育COMPASSシリーズ	大阪府教育委員会	教育センター		
3	いじめSOS チームワークによる速やかな対応をめざして いじめ対応プログラム I	大阪府教育委員会	小中学校課	平成19年6月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu1.pdf
4	いじめ対応プログラム指導案集	大阪府教育委員会	小中学校課	平成23年	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijidoseitoshien/ijime/
5	「いじめNO！」宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で いじめ対応プログラム II	大阪府教育委員会	小中学校課	平成19年8月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu2.pdf
6	いじめ防止対策推進法	文部科学省		平成25年9月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
7	5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート	大阪府教育委員会	小中学校課	平成26年2月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html
8	ABC:人権を教える—小中高校向けの実践活動	国際連合		平成16年3月	https://www.unic.or.jp/news_press/info_materials/booklets_leaflets/1560/?mode=html
9	SSW配置小学校における活動と地区での活用ガイド	大阪府教育委員会	小中学校課	平成18年6月	冊子のみ
10	大阪府日本語教育支援センター ピアにほんご	大阪府教育委員会 児童生徒支援課 大阪府日本語教育支援センター			https://pianihongo.org/
11	OSAKA人権教育 ABC 一人権学習プログラム	大阪府教育委員会	教育センター	平成19年3月	DVDのみ
12	OSAKA人権教育 ABC Part2 一集団づくり[基礎編]一	大阪府教育委員会	教育センター	平成20年5月	DVDのみ
13	OSAKA人権教育 ABC Part3 一集団づくり[探究編]一	大阪府教育委員会	教育センター	平成21年3月	DVDのみ
14	OSAKA人権教育 ABC Part4 一人権教育としてのキャリア教育一	大阪府教育委員会	教育センター	平成23年3月	DVDのみ
15	OSAKA人権教育 ABC Part5 一子どもの学びと育ちをつなぐ人権教育の展開一	大阪府教育委員会	教育センター	平成25年3月	DVDのみ
16	おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)	大阪府	男女参画・府民協働課	令和3年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/plan2021.html
17	「大阪の教育力」向上プラン	大阪府教育委員会	教育総務企画課	平成21年1月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/osaka-plan/index.html
18	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	大阪府教育委員会	小中学校課		https://www.pref.osaka.lg.jp/ijidoseitoshien/saiba-nettowaku/index.html
19	大阪の支援教育	大阪府教育委員会	支援教育課	各年度	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/osaka-shienkyouiku/
20	大阪府育英会奨学金制度				https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/fu-ikueikai/
21	大阪府いじめ防止基本方針について	大阪府		平成30年3月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/ijime_kihonhoushin/index.html
22	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例	大阪府		令和4年4月1日	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/internet/jourei.html
23	「大阪府キャリア教育プログラム」	大阪府教育委員会	小中学校課	平成23年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijidoseitoshien/kyaria/index.html
24	大阪府キャリア教育リーフレット①	大阪府教育委員会	小中学校課	平成31年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5967/00000000/careerleaflet1%20.pdf
25	大阪府キャリア教育リーフレット②	大阪府教育委員会	小中学校課	令和元年12月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5967/00000000/kvarialeaflet2.pdf
26	大阪府教育センター 支援教育(教材・資料等)	大阪府教育委員会	教育センター		https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_top.html
27	大阪府個人情報保護条例の概要	大阪府		平成17年3月改正	https://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyo2/gaiyo.html
28	大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について	大阪府教育委員会	施設財務課		https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/index.html
29	大阪府子ども条例	大阪府		平成19年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomojorei/index.html
30	大阪府在日外国人施策に関する指針	大阪府	人権局人権擁護課	平成14年12月 令和5年3月改正	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinkenvogo/gaikokuiinn/guideline.html
31	大阪府人権教育推進計画	大阪府	人権局人権企画課	平成17年3月 令和4年9月改定	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/suishinkeikaku/
32	大阪府人権施策推進基本方針	大阪府	人権局人権企画課	平成13年3月 令和3年12月改正	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/houshin/index.html
33	大阪府人権尊重の社会づくり条例	大阪府	人権局人権企画課	平成10年10月 令和元年10月一部改正	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/jourei/index.html
34	大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」	大阪府	人権局人権企画課	各年度	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/work/
35	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例	大阪府	人権局人権擁護課	令和元年11月	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinkenyogo/hatejyourei/index.html
36	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例	大阪府	人権局人権企画課	令和元年10月	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/sogijorei/index.html
37	大阪府男女共同参画推進条例	大阪府	男女参画・府民協働課	平成14年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001118.html
38	大阪府同和対策審議会答申	大阪府	人権局人権擁護課	平成13年9月	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijinken/measure/toushin-h1309-index.html
39	大阪府における今後の同和行政のあり方について ~平成13(2001)年9月大阪府同和対策審議会答申に基づく同和問題解決の方向について~	大阪府		平成15年1月	冊子のみ
40	大阪府版キャリア・パスポート	大阪府教育委員会	小中学校課	令和2年1月	https://www.pref.osaka.lg.jp/ijidoseitoshien/kyaria/index.html
41	大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』 ~思いやりを行動へ~	大阪府教育委員会	小中学校課	平成22年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/nukumori/index.html
42	大阪府立高等学校における通級による指導	大阪府教育委員会	高校教育改革課	令和5年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/koto_kaiaku/koukou-tsukyu/index.html
43	「親」をまなぶ・「親」をつたえる	大阪府教育委員会	地域教育振興課	令和2年3月増補	https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/oyaoya/index.html
44	外国人児童生徒受入れの手引き	文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課	令和元年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
45	かけがえのない自分、かけがえのない健康(令和2年度版)(中学生用)	文部科学省		令和3年	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm

NO	名称	作成等の機関	所属部署	作成等の年月	HP掲載URL
46	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き	文部科学省		令和2年6月改訂版	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
47	学校改善のためのガイドライン	大阪府教育委員会	小中学校課	平成20年2月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/guideline/index.html
48	学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省		平成27年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
49	「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」(報告書)	文部科学省		平成18年5月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm
50	学校における個人情報の持出し等による漏えい等の防止について(通知)	文部科学省		平成18年4月	https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info/001.htm
51	学校における児童・生徒のための「被害者救済システム」	大阪府教育委員会	小中学校課	令和元年12月改定	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyuusai/index.html
52	学校における食物アレルギー対応ガイドライン	大阪府教育委員会	保健体育課	令和3年改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/hoken/gaidorain.html
53	「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」	大阪府教育委員会	人権教育企画課	平成26年7月	
54	学校における人権教育のための資料集 [事象を教訓化し、学校の取組を前進させるために]	大阪府教育委員会	人権教育企画課	平成29年4月改訂	冊子のみ
55	「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説	文部科学省		平成17年1月	https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1206230
56	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版	(公財)日本学校保健会		平成27年2月	https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/01/voyaku.pdf
57	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度 改定>	(公財)日本学校保健会		令和2年3月	https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226
58	きいて まねして はなして ー「わたしたちが語る」20のエピソード	大阪府教育委員会	小中学校課	令和2年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/osyaberi/manesite.html
59	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート情報	大阪府教育庁	小中学校課	各年度	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html
60	喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料ー令和2年度改訂ー(中学校編)	(公財)日本学校保健会		令和3年3月	https://www.gakkohoken.jp/books/archives/245
61	喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料ー高等学校編ー	(公財)日本学校保健会		平成24年1月	https://www.gakkohoken.jp/books/archives/133
62	喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料ー令和元年度改訂ー(小学校編)	(公財)日本学校保健会		令和2年3月	https://www.gakkohoken.jp/books/archives/235
63	義務教育活性化推進方策	大阪府教育委員会	総務企画課	平成15年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4643/00000000/gimuhonbun.txt
64	キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書 ～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～	文部科学省		平成16年1月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/023/toushin/04012801/002.htm
65	「キャリア教育の進め方 サポートブック」	大阪府教育委員会	小中学校課	平成24年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyaria/index.html
66	キャリア教育を推進するために	大阪府教育委員会	高等学校課	平成17年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/kyari-honbun.html
67	教育基本法	日本国		昭和22年3月 平成18年12月改正	https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html
68	教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	平成25年10月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm
69	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	日本国		令和3年6月4日公布	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
70	「教育データの利活用に係る留意事項について」	文部科学省		令和5年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm
71	子どもとのかかわりQ&A	大阪府教育委員会	教育センター		https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/link/index.html
72	【教員用】いじめ対応セルフチェックシート・【学校用】いじめ対応セルフチェックシート	大阪府教育委員会	小中学校課	令和元年6月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijiime/index.html
73	「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット	文部科学省		平成21年3月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
74	教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQ&A集	大阪府教育委員会	小中学校課 高等学校課	平成15年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/danniyoboudou/sekuharaga.html
75	教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために ～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～	大阪府教育委員会	小中学校課 高等学校課	平成29年5月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4919/00000000/sekuharagiH29.pdf
76	教職員による人権侵害事象の防止徹底のために	大阪府教育委員会	人権教育企画課	令和2年9月	
77	教職員のための差別事象対応ワークシート	大阪府教育庁	人権教育企画課	令和5年3月	
78	「教職員向けDV被害者対応マニュアル」	大阪府	男女参画・府民協働課	平成25年3月	冊子
79	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)	文部科学省		平成24年7月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
80	クラス・学級 集団づくりガイドブック	大阪府教育委員会	教育センター	令和2年3月	https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/pdf/syudandukuri_handbook.pdf
81	携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム	大阪府教育委員会	小中学校課	平成21年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijiime/
82	携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 一追加資料一	大阪府教育委員会	小中学校課	令和4年9月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijiime/
83	健康な生活を送るために(令和2年度版)(高校生用)	文部科学省		令和3年	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm
84	高校生活支援カード及び高校版個別の教育支援計画について	大阪府教育委員会	高等学校課		https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/seikatusiken.html
85	「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」	大阪府教育委員会	高校教育改革課	令和2年9月	冊子のみ
86	高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて	大阪府教育委員会	高校教育改革課	平成24年8月	冊子のみ
87	高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる「わかる」授業づくり	大阪府教育委員会	高校教育改革課	平成24年8月	冊子のみ
88	高校における帰国・渡日生徒の日本語指導に向けた受け入れマニュアル	大阪府教育委員会	高等学校課	平成25年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/nihongo/index.html
89	高等学校キャリア教育の手引き	文部科学省		平成23年11月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1312372.htm
90	国際人権規約	国際連合		昭和41年12月採択	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kivaku/index.html
91	「個人情報の適正管理のために」	大阪府教育委員会		令和5年12月改訂	
92	個人情報の保護に関する法令・ガイドライン等	個人情報保護委員会			https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/
93	個人情報の保護について	大阪府	人権室	平成18年3月	冊子のみ

NO	名称	作成等の機関	所属部署	作成等の年月	HP掲載URL
94	子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	文部科学省		平成22年3月	https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afIELDfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
95	こども・未来プラン後期計画(大阪府次世代育成支援行動計画)	大阪府	子育て支援課	平成17年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/keikaku/index.html
96	こどもエンパワメント支援指導事例集(改訂版) —指導者のために—	大阪府教育委員会	小中学校課	平成18年7月 平成19年3月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/iidoseitoshien/siryou/index.html
97	こども基本法	日本国		令和5年4月	https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/
98	子どもたちが安心して過ごせる学級づくり	大阪府教育委員会	小中学校課	平成29年11月	https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html
99	子どもたちの輝く未来のためにー児童虐待防止のてびきー	大阪府教育委員会	小中学校課 高等学校課 支援教育課	平成23年3月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/iidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html
100	子どもたちの輝く未来のためにー児童虐待防止のてびきー要点編	大阪府教育委員会 大阪府福祉部	小中学校課 高等学校課 支援教育課 家庭支援課	令和元年12月	https://www.pref.osaka.lg.jp/iidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html
101	子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～	大阪府教育委員会	小中学校課	令和2年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/iidoseitoshien/hutoukou/index.html
102	最近の個人情報相談事例にみる動向と問題点 —法へのいわゆる「過剰反応」を含めて—	独立行政法人国民生活センター		平成17年11月	https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9218659/www.kokusen.go.jp/news/data/n-20051107_2.html
103	「在日外国人に関する教育における指導の指針」	大阪府教育庁	高等学校課	令和6年2月策定	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/zainichi-sisin.html
104	採用と人権	大阪府	雇用推進室	各年度	https://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-saiyo-jinken.html
105	参加・体験型人権研修教材	大阪府	人権局人権企画課	平成15年3月	冊子のみ
106	色覚に関する指導の資料について	文部科学省		平成15年	https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/hoken/sikikaku.html
107	次世代を担う教員の育成のために	大阪府教育委員会	小中学校課	平成18年7月	
108	知つ立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～	厚生労働省		平成31年4月更新	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html
109	児童虐待の防止等に関する法律	日本国		平成12年5月 平成26年6月改正	https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html
110	児童の権利条約(児童の権利に関する条約)	国際連合		平成元年11月採択 平成2年9月発効	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html
111	16才からの"シーカツ"教本第1部「キャリア教育ワーク集」	大阪府商工労働部 大阪府教育委員会		平成23年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/syuukatukyariwork.html
112	16才からの"シーカツ"教本「就職支援ワーク事例集」	大阪府商工労働部 大阪府教育委員会		平成23年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/syuukatukyounhon.html
113	小・中学校及び府立学校における 男女平等教育指導事例集	大阪府教育委員会	小中学校課 高等学校課	平成15年7月	https://www.pref.osaka.lg.jp/iidoseitoshien/danniyobvoudou/dannio-sidouirei.html
114	「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について	文部科学省		平成30年4月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410006.htm
115	障がいのある子どものより良い就学に向けて <市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック>	大阪府教育委員会	支援教育課	平成26年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/syuugakusoudann/index.html
116	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	内閣府		平成28年4月施行	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html
117	「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(府立学校教職員 研修用資料)	大阪府教育庁	人権教育企画課	平成28年4月 令和4年4月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabekai/index.html
118	奨学金制度	大阪府教育委員会	高等学校課		https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html
119	小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引 —児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために—	文部科学省		平成18年11月	https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/21career.shiryou/honbun/koumoku/1-05.pdf
120	小学校キャリア教育の手引き<改訂版>	文部科学省		平成23年5月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1312372.htm
121	情報モラル指導資料	大阪府教育委員会	高等学校課	平成19年3月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/kakusyu/moral_informe.html
122	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針 —セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けて—	大阪府教育委員会	教職員人事課	令和4年4月1日改定	https://x.gd/SIfOK
123	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針 —妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けて—	大阪府教育委員会	教職員人事課	令和4年4月1日改定	https://x.gd/ukgjy
124	職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針 —パワー・ハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けて—	大阪府教育委員会	教職員人事課	令和4年4月1日改定	https://x.gd/XJ150
125	新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案	大阪府教育委員会	小中学校課	令和2年7月	https://www.pref.osaka.lg.jp/iidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html
126	人権学習のプログラムづくり	大阪府	人権室	平成18年3月	冊子のみ
127	人権基礎教育指導事例集	大阪府教育委員会	人権教育企画課	平成16年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html
128	人権教育・啓発に関する基本計画	日本国		平成14年策定 平成23年4月一部変更	https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html
129	人権教育関係資料	大阪府教育委員会	人権教育企画課	平成18年3月	冊子のみ
130	「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」	大阪府教育庁	人権教育企画課	平成11年3月 平成30年3月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html
131	人権教育教材集・資料(CD版)	大阪府教育委員会	小中学校課	平成23年3月 平成28年10月改訂	CDのみ
132	人権教育啓発映画	大阪府教育委員会	地域教育振興課		https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html

NO	名称	作成等の機関	所属部署	作成等の年月	HP掲載URL
133	人権教育と「総合的な学習の時間」	大阪府教育委員会	教育センター	平成13年3月	冊子のみ
134	「人権教育としての同和教育」資料集	大阪府教育委員会	人権教育企画課	平成17年4月	冊子のみ
135	人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]	文部科学省		平成18年1月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/06012408.htm
136	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]	文部科学省		平成20年3月	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
137	人権教育のための資料(第1~9集)	大阪府教育委員会	小中学校課	平成11年度~	第1~8集 冊子のみ、第9集 CDとして配付
138	「人権教育のための世界計画」	国際連合		平成16年12月採択	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/index.html
139	人権教育リーフレットシリーズ	大阪府教育委員会	教育センター		https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights/files/leaflet/page.html
140	人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料	文部科学省		令和3年3月 令和5年3月改訂	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report.htm
141	人種差別撤廃条約	国際連合		昭和40年12月採択	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html
142	「すこやか教育相談」「すこやか相談@大阪府(LINE相談)」	大阪府教育委員会	教育センター		https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm
143	すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために —いじめ防止指針—	大阪府教育委員会	小中学校課 高等学校課	平成18年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/iiime-1.html
144	精神障がいについての理解を深めるために	大阪府教育委員会	小中学校課	平成20年5月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/syougaikyouiku/index.html
145	性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	日本国		令和5年6月	https://www.mext.go.jp/content/230705-mxt_kyousei01-000029040_06.pdf
146	性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について	文部科学省		平成27年4月	https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
147	「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」	文部科学省		平成28年4月	https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
148	生徒指導支援資料	国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター			https://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html
149	「生徒指導リーフ増刊号」シリーズ・「生徒指導リーフ」シリーズ	国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター			https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html
150	「性の多様性の理解を進めるために」(教職員向け啓発冊子)	大阪府教育庁	人権教育企画課	令和2年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/seinotayousei/index.html
151	世界人権宣言	国際連合		昭和23年12月採択	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html
152	セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場環境づくりに向けて	大阪府教育委員会	教職員課	平成11年3月	冊子のみ
153	セクシュアル・ハラスメント防止のために —児童生徒に対する性的暴力を防止するために—	大阪府教育委員会	高等学校課 小中学校課	平成13年7月	冊子のみ
154	セクシュアル・ハラスメント防止のために —障がいのある児童・生徒の指導や介助等における留意点—	大阪府教育委員会	支援教育課	平成22年11月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/19304/00145571/P7.pdf
155	セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレット(小学生版、中学生版、保護者版)	大阪府教育委員会	小中学校課	平成18年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/danniyoboudou/sekuharari-hu.html
156	セクシュアル・ハラスメントを防止するためのリーフレット(ワード版)	大阪府教育委員会	高等学校課	平成21年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html
157	体罰防止マニュアル	大阪府教育委員会	高等学校課 小中学校課 支援教育課	平成17年 平成19年11月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html
158	体罰防止リーフレット『力でおさえつける指導は絶対にしない!!』	大阪府教育委員会	支援教育課	平成27年3月 平成31年4月一部改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html
159	第4次大阪府障がい者計画	大阪府	障がい福祉企画課	平成24年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakuushin/syougai-plan/4jikeikaku.html
160	互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために —一本名指導の手引(資料編)—	大阪府教育委員会	小中学校課 高等学校課	平成18年3月策定 平成25年4月一部修正	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zainiti/index.html
161	「男女共同参画社会」Q & A	大阪府	男女参画・府民協働課	平成14年3月	冊子のみ
162	地域における多文化共生推進プランについて	総務省		平成18年3月	https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf
163	中学校 進路指導のための資料	大阪府教育委員会	小中学校課	各年度	冊子のみ
164	中学校キャリア教育の手引き	文部科学省		平成23年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1312372.htm
165	「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ	大阪府教育委員会	小中学校課	平成27年6月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tsujyo/index.html
166	「通級による指導実践事例集(中学校・高等学校)」	大阪府教育委員会	支援教育課 高校教育改革課	令和2年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/43243/00000000/sidoujxtusenn.pdf
167	DVD教材「在日外国人教育のための資料集—違いを認め合い共に生きるために—」	大阪府教育委員会	小中学校課	平成22年3月	DVDのみ
168	DVD教材「在日外国人教育のための資料集—違いを認め合い共に生きるために—」 (増補版)	大阪府教育委員会	小中学校課	令和5年3月	DVDのみ
169	動詞からひろがる人権学習	大阪府教育委員会	地域教育振興課	平成17年3月 平成30年12月一部改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/dousikara/index.html
170	特別支援教育の推進について(通知)	文部科学省		平成19年4月	https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf
171	「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	大阪府教育委員会	支援教育課	平成28年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienleaf/

NO	名称	作成等の機関	所属部署	作成等の年月	HP掲載URL
172	ともに学び、ともに育つ —支援教育のさらなる充実のために—	大阪府教育委員会	高等学校課 小中学校課 支援教育課 人権教育企画課	平成25年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html
173	「ともに学び、ともに育つ」支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～	大阪府教育委員会	支援教育課	平成31年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyoukunositen/index.html
174	日本国憲法	日本国		昭和21年11月	https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/i01.html
175	日本語指導教材「こんにちは」	大阪府教育委員会	教育センター	平成27年3月改訂	https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/nihongo.html
176	入管法及び法務省設置法改正について	出入国在留管理庁		平成30年12月	https://www.immi-moj.go.jp/hourei/h30_kaisei.html
177	NO ! デートDV	大阪府	男女参画・府民協働課	平成29年2月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29166/00229925/DV.pdf
178	働く人・雇う人のためのトラブル防止Q&A	大阪府	雇用推進室	毎年度	https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/kaikotaishoku-qa/index.html
179	「働く前に知っておくべき13項目」	大阪府	雇用推進室	毎年度	https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/wakamono_2.html
180	「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」	大阪府教育委員会	支援教育課	平成27年7月 平成30年3月改訂	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienleaf/index.html
181	発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～	文部科学省		平成29年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm
182	不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》改訂版	大阪府教育委員会	教職員人事課	令和2年3月	
183	「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」	大阪府教育委員会	支援教育課	令和3年5月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/iikocheckseat/index.html
184	不登校の未然防止に向けて —複数の目で見守るシステムについて—	大阪府教育委員会	小中学校課	平成18年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/hutoukou/index.html
185	不登校への対応について	文部科学省		平成15年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/main.htm
186	不登校児童生徒への支援の在り方について	文部科学省		令和元年10月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
187	不登校問題に関する緊急対策会議の報告書「不登校は子どもたちからのSOS」	大阪府教育委員会	小中学校課	平成15年6月	冊子、CD-R
188	府立高等学校で学んでいる障がいのある生徒の指導とサポートのために	大阪府教育委員会	高等学校課	平成14年7月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seito-sidou/index.html
189	府立高等学校の授業料と就学支援金について	大阪府教育委員会	施設財務課		https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/
190	ヘイトスピーチの問題を考えるためにー研修用参考資料ー	大阪府教育庁	人権教育企画課	平成27年3月 令和2年4月改訂	
191	別添3 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)	文部科学省		平成25年9月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
192	「みつめよう一人ひとりを」	大阪府教育委員会	教育センター	平成31年1月改訂	https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou.html
193	問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)	文部科学省		平成19年2月	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm
194	「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」子どもたちを薬物乱用から守るために」	厚生労働省			https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/dl/dame_kodomo.pdf
195	薬物乱用防止教室マニュアル<平成26年度改定>	(公財)日本学校保健会		平成27年3月	https://www.gakkohoken.jp/books/archives/183
196	薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」	(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター			https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/dl/dame_kodomo.pdf
197	豊かな育ちと学びをつなぐ 就学前教育と小学校との連携をすすめるために	大阪府教育委員会	小中学校課	平成18年12月	https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/yutakanasodati/
198	夢や志をはぐくむ教育 小学校版	大阪府教育委員会	小中学校課	平成22年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/yume/index.html
199	夢や志をはぐくむ教育 中学校版	大阪府教育委員会	小中学校課	平成22年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/yume/index.html
200	ようこそOSAKAへ 帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル	大阪府教育委員会	小中学校課	平成22年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/Ukeire_manual.pdf
201	ようこそOSAKAへ チェックシート・個人カード	大阪府教育委員会	小中学校課		https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/check_sheet.pdf
202	ようこそOSAKAへ パートⅡ 日本語支援アイデア集	大阪府教育委員会	小中学校課	平成23年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/support_idea.pdf
203	ようこそOSAKAへ パートⅢ 日本語指導実践事例集	大阪府教育委員会	小中学校課	平成28年3月	https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/iiisennjirei.pdf
204	幼児教育推進指針	大阪府・大阪府教育委員会		平成31年4月	https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikucenter/youjikyoikushishin/index.html
205	令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25	大阪府教育委員会	教育センター	令和6年3月	https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html
206	「わたし 聴いてほしいねん！」	大阪府教育委員会	小中学校課	平成16年9月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/siryou/index.html
207	『私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼう』 —いじめ対応プログラム実践事例集—	大阪府教育委員会	小中学校課	平成20年7月	https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/iijime/iijimetaioujissen.html
208	わたしの健康(小学生用)	文部科学省		令和3年3月	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm

Q 1

一人ひとりの子どもを大切にする学級をつくりたい。

この問い合わせには、明確な「解答」があるわけではありませんが、実践のヒントになる事柄をまとめてみました。学級担任はもちろん、すべての教職員にとって、子どもと向き合うときの参考になることが書かれています。

A1 一人ひとりの子どもを、背景も含めて理解するようにしましょう。

子どもたちについて知らなければならないことは、たくさんあります。基本的な情報として把握できる事実(住所や生年月日等)だけではありません。子どもたちと日々向き合う中で、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりととらえ、一人ひとりを支援するという立場から指導しましょう。もちろん家庭訪問や懇談会などで、保護者から子どもたちのことや思いや願いを聞くことも大切です。

※ 子どもや保護者から知り得た情報の取扱いなどについては、守秘義務(地方公務員法第34条)があります。個人情報保護の観点から十分な注意が必要です(CHECK①、Q27 参照)。

A2 3つの観点で集団づくりを進めましょう。

1つめは、子どものよさを見る観点です。一人ひとりのよさを見つけて伸ばすことを大切にした学級づくりが基本です。

2つめは、一人ひとりの子どもの変化を見る観点です。元気をなくしている子どもや、表情が曇っている子どもはいないでしょうか。子どもたちが発するさまざまな信号を見逃さないようにしましょう。

3つめは、子どもどうしのつながりを見る観点です。誰と誰がつながっているでしょう。何によってつながっているのでしょうか。友だちとのつながりが切れている子どもはいませんか。何を理由に切れているのでしょうか。

この3つの観点を大切にして、集団づくりを進めましょう。

A3 どのような学級をつくりたいか、ビジョンを持ちましょう。

子どもたちの実態を踏まえ、どのような子どもに育てたいのか、めざす子ども像を明確にし、そのためにどのような学級をつくるのかというビジョンをもつことが大切です。そのビジョンに基づいて、学級経営を進めていきましょう。また、学級懇談会などで保護者とビジョンを共有することも大切です。

〈ポイント〉

生活背景、家庭環境などを知り得ない場合は、子どもたちのことを十分理解できないことがあります。例えば、元気のない表情をしている子どもがいたとき、どう判断したらよいでしょう。体調がよくないのかもしれません。家でしかられたのかもしれません。あるいは、家の人とけんかをしてきたのかもしれません。

現象として見える事柄だけで一面的に判断することがないようにしましょう。生活ノートや作文などで子どもの思いや願いをつかむことなども、子どもを理解するための有効な方法の一つです。

★CHECK①★

「地方公務員法」第34条

- 1 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

★CHECK②★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

初任者研修受講者に配付する冊子をウェブアップしています。II【6】-8、9(P108～P121)には、一人ひとりの子どもを大切にした学級経営のヒントとなることがくわしく記載されています。

★CHECK③★

①「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」
(大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkannsitasien.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」(大阪府教育委員会 平成 27[2015]年 6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tsujyo/index.html>

⑦「ともに学び、ともに育つ」支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」(大阪府教育委員会 平成 31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

⑧「通級による指導実践事例集（中学校・高等学校）」(大阪府教育委員会 令和2[2020]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/43243/00000000/sidoujxtusenn.pdf>

本事例集は、令和元年度文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の拠点校で取り組んだ通級による指導の実践をまとめています。

★CHECK④★

「色覚に関する指導の資料(文部科学省編)」(文部科学省 平成 15[2003]年)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/hoken/sikikaku.html>

色覚についての理解が進み、所見ありとされる児童生徒でも、学校生活に支障がないという認識のもとに平成 15 年から学校における定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除されました。このことは色覚に所見のある児童生徒に、教育上まったく配慮が必要ないということではありません。教職員は色覚について正しく理解し、学習・進路指導等において適切な指導を行う必要があることから文部科学省が平成 15 年に作成し、全国の教職員に配布しました。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章では、クラスづくりの進め方とともに、子どもたちに使えるワークや実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり [探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり [基礎編]ー」にまとめたことを発展させて、授業や人権学習を通した集団づくり、行事をはじめとするすべての教育活動を通した集団づくり、集団づくりを進めるための教職員集団等のネットワークづくり、絵本を活用した集団づくりなどについて説明とともに、集団づくりに関連する絵本リストをまとめています。また、大阪府内の実践を収集して、子ども用の教材や教職員用のワーク等として掲載しています。

★CHECK⑥★

①「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

②「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育委員会 平成 29[2017]年 11 月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

★CHECK⑦★

小冊子「クラス・学級 集団づくりガイドブック」(大阪府教育センター 令和2[2020]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/pdf/syudandukuri_handbook.pdf

経験年数の少ない教職員を対象とした資料です。2年めの担任が抱く素朴な質問に先輩教員が答える形で、STEP1「集団づくりについて知っていますか」、STEP2「集団づくりを始めよう」、STEP3「集団の質を高めよう」の3章で構成されています。集団づくりの具体的な取組みや実践から理解を深め、どの子どもも安心して過ごすことのできる集団づくりについて考えることのできる資料となっています。

【補足と発展】

学級には、さまざまな人権上の課題と向き合って生活している子どもたちがいます。そのため教職員は人権教育推進プランに示されている人権上の課題についても、正しく認識することが必要です。このハンドブックで取り上げている内容、紹介している関連資料等を参考にして、さらに広げて学習してください。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 我が国における様々な人権問題として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題を取り上げたあと、「人権問題は、以上の範囲にとどまらず、また、固定的なものではなく、『人権教育・啓発に関する基本計画』に記載されている、アイヌの人々の人権問題、HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが重要である。」と結んでいる。[1-1]
- ◆ また、1-3-ア「人権及び人権問題を理解する教育」、1-3-イ「教育を受ける権利の保障」、1-3-ウ「人権が尊重された教育」の項は、必ず読んでほしい。

〈大阪府人権教育推進計画〉(令和4[2022]年9月改定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/suishinkeikaku/>

- ◆ 「大阪府人権施策推進基本方針」に示されている「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するための計画。「人権啓発や同和教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を、学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図ります」という、「大阪府人権施策基本方針」の施策の方向を踏まえた計画となっている。

[計画のあらまし]

- 1 人権教育の推進
 - 2 人権教育に取り組む指導者の養成
 - 3 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進
 - 4 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実
- ◎ 家庭や学校、地域、職場等あらゆる機会や場をとらえて、人権及び人権問題に係る知識を深めるだけではなく、人権侵害を生み出すおそれのある慣習や社会の仕組み等への気付きを促すとともに、人権問題の解決に資する技能と態度が身に付くような人権教育の取組に対する支援を行います。
 - ◎ その際には、自己を肯定する自尊感情や、他者の立場や痛みを理解し、自己の権利とともに他者の権利を尊重することを学び身に付けることが、社会生活を営む上での基礎となるものであること、及び幼少期から生命の尊さや人の人たる道に気付かせ、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にする態度と人格を培うことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとする上で大きな役割を果たすものであることを踏まえます。
 - ◎ また、人権教育が効果を上げるためにには、まず、その教育の場自体において人権尊重が徹底され、人権尊重の精神が確立されている環境であることが求められることについて、理解を促します。[3-1-(1)]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成 20 年 3 月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 「人権が尊重される授業づくりの視点例」が紹介されている。授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。[実践編 I-1. 参考]
- ◎ 人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。[第 I 章-1. -(5)]
- ◎ 自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくることが、まず学校・学級の中で取り組まれなければならない。
[第 I 章-2. -(2)]
- ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。[第 I 章-2. -(2)]
- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならぬ。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していくなければならない。また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していくようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。
[第 II 章-第 1 節-1. -(4)]

Q 2

子どもたちが集中して学べる環境をつくりたい。

学習環境を整えることは、授業をすすめるために基本的に必要なことです。子どもたちが集中して学ぶためには、教室などの物理的な環境づくりと人間関係づくりが必要です。

A1 落ち着きのある教室環境をつくりましょう。

子どもたちが、一日の学校生活を気持ちよく過ごし、集中して学ぶために、環境づくりは重要です。整理整頓された清潔な環境づくりを心がけましょう。教職員が机やいすを整頓したり、掲示物・教材や子どもたちの提出物などの整理を行う習慣をつけるとともに、子どもたち自身に自分たちが過ごす教室を清掃し、整理整頓できる力をつけることも大切です。

A2 互いに認め合うあたたかい人間関係をつくりましょう。

一人ひとりの子どもが授業に集中して意欲的に取り組むためには、互いの発言や発表を認め、尊重できる好ましい人間関係ができていることが必要です。そのためには、教職員が一人ひとりの子どもを尊重するという態度で接していることが重要です。

A3 状況によって、対処の方法を変えましょう。

個々に気になる子どもがいる状態なのか、学級全体が落ち着かない状態になっているのかなど、子どもたちの状況によって対処の方法が異なってきます。

個々に気になる子どもがいる場合は、その子どもが集中できるよう個別の工夫も必要です。そのためには、集中できない理由が何なのか把握する必要があります。どこで学習につまずいたのか、なぜ自信をなくしたのか、あるいは人間関係をつくることが苦手ではないかなど、さまざまな点から検証し、方策を考えてください。

クラス全体がざわついてきて授業がしにくくなってきたら、一人で抱え込まず早めに他の教職員に相談しましょう。このような場合には、子どもたちとの人間関係が築けていない、子どもどうしの人間関係ができていない、授業規律がはっきり示されていないなど、さまざまな原因が考えられます。また、学校全体に関わる問題が原因となっているときもあります。原因に応じた解決方策を立てるためには、他の教職員の協力が必要です。

〈ポイント〉

子どもは「学びたい」「自分の存在を認めてほしい」と願っています。そのような子どもの願いを理解し、子どもが集中して学べる環境づくりを進めましょう。学校全体で共通理解の上で環境づくりを進めていくことが大切です。

★CHECK①★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

〔II【6】-2-(2)、(3) (P72～P74)には、すべての子どもが楽しく「分かる・できる」授業づくり、一人ひとりを大切にする授業づくりのためのメソッドが多く盛り込まれています。

★CHECK②★

①「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkannsitasien.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・

支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・

できる』授業づくり～」(大阪府教育委員会 平成27[2015]年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tsujyo/index.html>

⑦「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」(大阪府教育委員会 平成31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositon/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

⑧「通級による指導実践事例集（中学校・高等学校）」(大阪府教育委員会 令和2[2020]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/43243/00000000/sidoujixtusenn.pdf>

本事例集は、令和元年度文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の拠点校で取り組んだ通級による指導の実践をまとめています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり [基礎編] 一」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の3では、安心・安全なクラスづくりのための規律・ルールの確立について説明するとともに、チェックリストや実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 一集団づくり[探究編]一」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]一」にまとめたことを発展させています。特に、第7章では、学校生活の中心的な位置を占める授業を集団づくりの観点をもって進めるための考え方と方法について触れています。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ このため全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。〔1-(3)-イ〕
- ◎ 教科指導においては、学習者である子どもの立場にたって、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るために創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど、個性と創造性を生かす教育の充実に努めることが重要である。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 「人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組」の例が紹介されている。
〔実践編 I-1. 参考〕
- ◆ 第I章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方
人権感覚の育成には、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるような環境をつくることが重要である。
- ◎ 人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。〔第I章-1. -(5)〕
- ◎ 教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。〔第II章-第1節-1. -(1)〕
- ◎ 個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要がある。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくことが大切である。〔第II章-第1節-1. -(2)〕
- ◎ 「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立しないなければならない。〔第II章-第1節-1. -(5)〕

Q 3

障がいのある子どもと、周りの子どもが
一緒に学べる環境をつくりたい。

障がいのある子どもと周りの子どもが、その関わり合いの中でそれぞれの個性や違いを認め合うことが、互いの成長につながります。「ともに学び、ともに育つ」学級づくりをめざしましょう。

A1 障がいのある子どもの理解を深めましょう。

障がいのある子どもについては、教職員が本人や保護者のニーズを把握し、どのような支援が必要なのかを見極めることが大切です。障がいの特性や家庭での状況を十分に理解し、子どもの個性やよさを最大限伸ばすよう努力しましょう。また学校全体で障がいのある子どもの理解を進め、一貫性のある対応をしましょう。

A2 保護者の思いや願いを大切にしましょう。

障がいのある子どもの保護者は子育てに悩んだり、迷いを感じたりしていることがあります。相談できる人がいない、子育ての苦労がわかつてもらえていない、と感じている場合もあるでしょう。保護者の思いや願いをしっかりと受けとめましょう。

学校での子どもの様子などについては、保護者にわかりやすく伝える工夫をしましょう。保護者からの質問や相談、苦情などにも迅速で誠実な対応を心がけましょう。

A3 周りの子どもの成長を支援しましょう。

子どもたちがお互いに理解し、助け合って「ともに学び、ともに育つ」ことを実感できることが重要です。

そのために、障がいのある子どもを中心とした集団づくりを進め、具体的な活動の場面でどう行動すればよいかを子どもたち自身が考えることも大切です。自分たちが主体的に考えることで、仲間としての関わりが強くなります。

このような取組みを通して、障がいのある子どもと周りの子どもが人権感覚を高め、身近な課題を解決できる実践的な行動力を身に付けて成長していくのです。

A4 高校に在籍する発達障がいの特性のある生徒について理解を深め、学校全体での支援体制を構築しましょう。

府立高等学校では、発達障がいの特性のある生徒たちも学んでいます。そのような生徒たちが、安心して学ぶことができる環境を整えることが大切です。時として、教職員が「困った生徒」と感じることがありますが、一番困っているのは生徒であるということを忘れてはなりません。教職員が、生徒に寄り添う気持ちで接することが、安心して学ぶことができる環境づくりのスタートです。

平成26年度から全府立高校で実施している「高校生活支援カード」は、高校が生徒の個々の状況や教育的ニーズを把握するために、入学時に保護者の協力のもとに作成します。さらに、入学後に授業や学校生活等のさまざまな学習活動を通して、教職員がていねいに生徒の状況を把握することによって、生徒の状況に応じた適切な指導・支援につながります。授業においては、教材教具の工夫や板書の工夫、視覚的な支援を含んだ複数の提示方法を用いるなどの工夫が、わかる授業につながります。

そのためには、教職員の理解促進のための校内研修の実施、生徒情報の共有、生徒や保護者が安心して相談できる窓口の設置等、学校全体での取組みを進めることが重要です。

また、評価にあたっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価することが必要です。

〈ポイント〉

○ 十分な教職員の理解

まず教職員が障がいのある子どもについて十分理解することが必要です。その上で周りの子どもに伝えるようにしましょう。

○ 学校全体でのサポート体制の確立

学年会や校内委員会などで定期的に子どもや学級の様子を報告して情報を共有し、組織として支援体制を確立することが重要です。また、緊急時を想定し、報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）のシステムを確認しておきましょう。

○ 支援教育コーディネーターの活用

小・中・高等学校には支援教育コーディネーターがいます。障がいのある子どものことを相談すれば、具体的な指導・支援の方法等に関する情報が得られる他、校内の委員会などで取り上げて、学校全体として対応するようにしてもらうことが可能です。

★CHECK①★

①大阪府教育センター 支援教育ページ(教材・資料等)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_top.html

②「みつめよう一人ひとりを」(大阪府教育センター 令和6年(2024)3月改訂版)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou.html

障がいのある子どもの障がいの状態や発達の段階を把握することや、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のヒントが得られます。

③「大阪府立高等学校における通級による指導について」(大阪府教育庁 令和5年[2023]4月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/koto_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html

平成30年度から制度化された府立高等学校における「通級による指導」についてまとめています。

④「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

(文部科学省 平成24[2012]年7月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

⑤「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年6月)

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tkubetu01-000016487_01.pdf

⑥「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～(府立学校教職員 研修用資料第4版)」(大阪府教育庁 令和4年4月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和6年4月1日改正法施行)は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会をつくることをめざしています。公立学校を含む行政機関等では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いは禁止され、また、障がい者に対して合理的配慮をしなければならないと定められています。

この研修用資料は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を府立学校の教職員に十分に理解していただくことを目的に、作成しており、これには、(1) 障がいを理由とした差別的取扱いとは、(2) 合理的配慮とは、(3) 合理的配慮の検討に当たって留意すること等を記載しています。学校で合理的配慮を検討する際には、この研修用資料を参考に、教職員と障がいのある子ども及びその保護者が、互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合ってください。

大阪府ではこれまで、共生社会の実現に向けて、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。「障害者差別解消法」と、大阪府が進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じです。これまでの取組みを大切にしながら、各学校で「障害者差別解消法」に則った適切な対応を行い、大阪府がめざしてきた共生社会の実現に向けての取組みを一層進めていきましょう。

⑦「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_materials/index.html

上記⑥の研修用資料のダイジェスト版として作成したリーフレットです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容の確認等に活用してください。また、「ともに学び、ともに育つ」教育の経緯や、共生社会の実現に向けて学校でできること、障がいのある子どもの進路選択と支援の在り方等について分かりやすくまとめています。(パスワードが必要です。)

⑧「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」(大阪府教育委員会 平成27[2015]年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tsujyo/index.html>

★CHECK②★

①「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkannsitasien.pdf>

上記のリーフレットと冊子は、障がいを正しく理解し、支援していくためのポイント、「ともに学び、ともに育つ」学校づくりのための体制づくりや個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用など、これから進めようとする支援教育の大切な考え方や事例がたくさん記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支

援～」 (ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(大阪府教育委員会 平成30[2018]年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/H29hattaturikai.pdf>

発達障がいについての保護者の理解を促す上での留意事項や支援教育の視点を踏まえた学校づくりについてまとめています。具体的な事例を挙げながら、指導・支援や保護者理解を深めるためのポイントを記載しています。

⑦「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営

のあり方について～」(大阪府教育庁 平成31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositon/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

⑧「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

この冊子には、支援教育のヒントがたくさんあります。大阪府における支援教育の取組みについてII【11】- (2) (P127)、インクルーシブ教育システムの構築に向けてII【11】- (4) -イ (P133~134)を参考にしましょう。

★CHECK③★

高校生活支援カード及び高校版個別の教育支援計画について(大阪府教育庁高等学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/seikatusiken.html>

高校生活支援カードの作成と活用マニュアル、様式、多言語版(英語、中国語、韓国朝鮮語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、アラビア語、ロシア語、ウルドゥー語、ネパール語)、平成25年度に先行実施したモデル校11校の様式、大阪府立高等学校個別の教育支援計画の様式が掲載されています。高校生活支援カードの作成が、個別の教育支援計画の作成のはじまりとなり、カードの内容をもとにして、個別の教育支援計画の記載をすることができます。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「障がいのある生徒の理解と仲間づくり」では、支援学校と高等学校の交流活動や高等学校における仲間づくり・障がい者理解等について掲載しています。

★CHECK⑤★

①「精神障がいについての理解を深めるために」(大阪府教育委員会 平成20[2008]年5月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/syogaikyouiku/index.html>

精神障がいについての知見、当事者の思いについて学ぶことのできる資料、学校などでの実践事例や教材をまとめています。

②「大阪府福祉教育指導資料集『ぬぐもり』～思いやりを行動へ～」(大阪府教育委員会 平成22[2010]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/nukumori/index.html>

障がいなどに関する児童・生徒の理解が表面的にとどまるのではなく、障がい者や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、学んだことが自分の身近にいる障がいのある仲間や高齢者などへの理解、思いやりや行動につながるような今日的な課題に取り組んだ指導事例(例えば「みんなちがっていいんやなあ～支援学級との交流及び共同学習～」等)に、福祉教育の実践に向けたポイントや社会福祉協議会との連携のあり方なども加えて、活用しやすいように工夫しています。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画『ステップ』」(大阪府教育委員会 平成17[2005]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、障がいのある女性が自分の生き方を見つけていく中で、まわりの人々がその女性の障がいについて正しく理解するようになる姿を通して、障がい者と共生する社会の実現について考えるきっかけとなるものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

教職員と保護者、保護者どうしの信頼・協力関係も大切です。そのためには、学校での様子が保護者にもわかりやすく伝わるような配慮が必要です。学級通信で子どもたちの様子を伝えたり、学級懇談会などで保護者どうしが話をできる機会を設けたり、学校参加の場面を増やすなどの工夫をしましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 『教育を受ける権利の保障』として、障がい者の「完全参加」、「ノーマライゼーション」の理念のもと社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要であり、「障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められている」と言及し、「障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育を推進する。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、全ての学校における教育及び教育環境の充実を図る。」と結ばれている。〔1-（3）-イ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 年間指導計画充実のための留意点において、「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。」として以下の3つを挙げている。
 - * 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
 - * 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるよう、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - * 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能
- 〔実践編 I-2. -(2)〕
- ◎ 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。〔第Ⅰ章-1. -(5)〕
- ◎ 施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。〔第Ⅱ章-第1節-3. -(2)〕
- ◆ 「校種間の協力と連携」の重要性について説明されている。〔第Ⅱ章-第1節-3. -(3)〕

Q 4

子どもへの対応が「特別扱い」と誤解されることがある。

学校生活をおくる上で、支援を必要とする子どもに支援をするのは当然のことです。しかし、その子に対する支援を「特別扱い」に感じて、周囲の子どもが不公平感をもつことがあります。

A1 子どもたちの相互理解を進めましょう。

「支援の必要な子ども」に、ニーズに基づいた支援をすることは当たり前のことです。そのことをわかり合うために、子どもたちが一人ひとりのよいところや課題などを互いに理解することが必要です。子どもたちが互いの信頼関係を基盤につながっているか、集団づくりの質が問われるところです。

「特別扱いだ」という子どもの訴えは「自分に関わってほしい」というメッセージでもあります。その子どもの背景や思いに寄り添いつつ、課題を受けとめて、その子どもと向き合うチャンスにすると同時に、今後の集団づくりに生かしましょう。

A2 保護者に十分な説明をしましょう。

学級内の「支援の必要な子ども」の状況などについては保護者に伝えておくようにしましょう。その際、当事者の了解を得るなど、個人情報に配慮することは言うまでもありません。周囲の子どもの保護者から「特別扱いではないか」というような声が寄せられた場合は、その保護者に十分な説明の機会を持ったり、学級懇談会などの場で話したりすることで理解を得られるよう努めましょう。

A3 学校全体で共通理解を深めましょう。

「支援の必要な子ども」がいる場合は、全校の教職員がそのことを把握しておかねばなりません。さらに、教職員の誰が対応しても必要な支援が行えるよう共通理解を図っておくことが重要です。

〈ポイント〉

「特別扱いだ」と訴えてくる子どもは、あなたに理解してほしい、認めてほしいと強く願っていることが考えられます。

子どもは誰もが認められたいと思っています。教職員が日常から一人ひとりの子どもと言葉を交わし心を通わせ、子どもを理解するようにしましょう。

子どもどうしがそれぞれの課題やがんばりを認め合っていることが大切です。

★CHECK①★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-2025」(大阪府教育委員会 令和6(2024)年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

学級経営についてⅡ【6】-8(P108～P110)、子ども理解についてⅡ【6】-9-(7)(P116～P117)、集団づくりについてⅡ【6】-9-(9)(P118)など、学級経営のヒントがたくさんあります。実際の場面に当てはめて読んでみましょう。

★CHECK②★

子どもとのかかわりQ&A（大阪府教育センター教育相談室 ホームページ）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/link/index.html>

相談事例には学校・友だち関係だけでなく、家庭状況、親子関係、社会・環境などさまざまな背景が絡み合っていることが読み取れるでしょう。子どもを理解する糸口にしてください。

★CHECK③★

①「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

（大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkannsiasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

（ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月）

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

（ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月）

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」（ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月）

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」（大阪府教育委員会 平成30[2018]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienleaf/index.html>

発達障がいについての保護者の理解を促すまでの留意事項や、支援教育の視点を踏まえた学校づくりについてまとめています。具体的な事例を挙げながら、指導・支援や保護者理解を深めるためのポイントを記載しています。

⑦「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」（大阪府教育委員会 平成27[2015]年6月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tsujyo/index.html>

⑧「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」（大阪府教育委員会 平成31[2019]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositien/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画 『アイムヒア 僕はここにいる』」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/jinnenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、「発達障がい」の特性のある人たちを理解するとともに、どんな支援が必要であるかを学び、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現について考えるきっかけとなるものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

- ① 担任として、日常から学級通信や連絡ノート、懇談会などを通じて、保護者に学級や子どもたちの様子を伝える努力を積み重ねておくことが大切です。
- ② 学校全体としては、機会があれば、PTAの集まりや保護者説明会などで、保護者全体に学校の方針や対応について説明し、理解を求めましょう。

以下の①は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinnenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。[1-(3)-ア]
- ◎ 学校における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要である。
指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。[1-(3)-ウ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ [自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること]については、そのことを単に理解するに止まることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められることは言うまでもない。[第Ⅰ章-2.-(1)]
 - ◎ 人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。[第Ⅰ章-1.-(5)]
 - ◎ 児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに問わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。[第Ⅰ章-2.-(2) 参考:「隠れたカリキュラム」]
 - ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならぬ。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していくなければならない。また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していくようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。
- [第Ⅱ章-第1節-1.-(4)]

Q 5

休憩時間に一人で過ごしている子どもがいる。

あなたが子どもの様子を見ていて気になったことが、子どもの深い悩みや人間関係のもつれ、いじめなど、重大な事態につながっている場合があります。見過ごして取り返しのつかない事態を招くことは避けなければなりません。

A1 子どもの表情をよく見て、様子を把握しましょう。

いつもより元気がなく一人でいるときには、何か原因があると考えて注意深く観察しましょう。重大な悩みを抱えているかもしれません。日頃からよく子どもの様子を観察していると、ちょっとした変化にも気づくものです。

また、周りの子どもたちのその子への関わり方や、休憩時間以外の放課後や授業時間などでの人間関係にも注意しましょう。子どもどうしの人間関係のトラブルなど、集団づくりに課題がある場合もありますし、いじめなどの人権侵害があるかもしれません。

観察した上で、子どもに聞いてみることも必要です。返事が返ってこなくても、いつでも聞くよという気持ちが伝わるよう声をかけてみましょう。

A2 日常的に子どもたちの思いや願いを把握するよう努めましょう。

子どもの変化に気づくためには、日頃から、話をする、声をかける、様子をみる、日記を活用するなどの手法で、子どもの心の動きをキャッチしておくことが必要です。また、保護者から家庭での様子や変化を聞くことも、子どもの心の動きを知るための手がかりとなります。

子ども自身が学校での生活(人間関係、学習、進路など)で、うれしいこと、不安に思っていることや困っていることを把握するために、日常からの観察や声かけと合わせて、生活全般やいじめに関するアンケート等を年に複数回実施し、その情報を活用することも重要です。内容、実施方法や時期の見直しを含め、アンケートの効果的な活用に取り組んでください。

〈ポイント〉

子どもの元気のなさが、児童虐待など、家庭でのことや学校外のことなどに起因している場合があります。その場合は特に、慎重かつ最善の策が取れるよう、組織的な対応を心がけましょう。

※ Q19 を参照してください。

★CHECK①★

①「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために 一いじめ防止指針一」

(大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

P7に資料として、「いじめを早期に発見するポイント」(チェックシート)がついています。子どもの様子が気になるとき、集団の実態が把握しづらいときに、ぜひ活用してください。

②「大阪府いじめ防止基本方針」(令和4年4月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/ijime_kihonhoushin/index.html

大阪府いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、府、教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。平成29年3月に國の方針(いじめの防止等のための基本的な方針)が改定されたことから、大阪府においても府いじめ基本方針の改定を行っております。

★CHECK②★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

【II】(6)−9−(7)(8)(9)(P116～P118)には、子どもたちが一人の人間として大切にされているという実感をもち、自己や他者を尊重することのできる集団づくりについて、記載されています。

★CHECK③★

①「『いじめ NO！』宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で いじめ対応プログラムⅡ」

(大阪府教育委員会 平成19[2007]年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu2.pdf>

本冊子は、いじめを許さない教育を推進するための基本的な課題と方向性を提示した第Ⅰ章、いじめを子どもたちの力と取組みで解決することをめざす第Ⅱ章、いじめの防止を図るために効果的な実践事例を示した第Ⅲ章に大別して構成されています。

第Ⅰ章の2「子どものサインに気づこう」では、個々の子どもや学級集団の様子が気になった際に、実態を把握するための参考として「学校生活アンケート」や、子どものサインをキャッチするチェックポイントを掲載しています。

②「私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼう いじめ対応プログラム実践事例集一」

(大阪府教育委員会 平成20[2008]年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimetaioujissen.html>

本冊子は、いじめの未然防止を図るために、子ども自身がいじめを乗り越える力をはぐくむ「いじめ対応プログラムⅡ」を活用し、児童生徒を対象に府内の学校において実践された特色ある事例を、第1章「学級・学年での取組み」、第2章「様々な場面での取組み」に大別し、各実践における子どもの反応や実践者の声等を掲載しています。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]一」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の2では、子どもを生活背景から見つめることの大切さと子どもの状況を丁寧に把握する視点が紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 一集団づくり[探究編]一」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]一」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

★CHECK⑤★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「生徒の意識実態の把握と検証」では、「学校生活と人権に関するアンケート」の結果から、生徒の意識実態の把握と検証を行っています。とりわけ「だれといふときにもっとも安心してくつろぐことができますか。」という問い合わせで「くつろげる相手がいない」と回答した子どもや、「悩みや心配ごとがあるとき、だれに一番よく相談しますか。」という問い合わせで「相談する相手がいない」と回答した子どもが、他の質問でどのように回答する傾向があるか等についても分析しています。

★CHECK⑥★

①「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkannsitisaienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、学級づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。子どもたちは、友だちの状況や気持ちを思いやれる力を持っていることがわかります。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑥「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」(大阪府教育委員会 平成31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositon/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

【補足と発展】

障がいの状況によって、大勢の子どもたちと一緒にいることが苦手な子どももいます。原因や子どもによっては、他の子どもと同じ対処ではうまくいかないこともあります。周りの教職員に相談してみましょう。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、全ての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。[1ー(3)ーウ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。[第Ⅱ章ー第1節ー1.ー(4)]
- ◎ 児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。[第Ⅱ章ー第1節ー3.ー(1)]
- ◎ 人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくない。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動などに積極的に取り組もうとすればするほど、個人情報に接する度合いも増すことになる。個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある。(中略)人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。[第Ⅱ章ー第2節ー4.ー(2)]

Q 6

学級にいじめがあるように思うが確信がもてない。

学級にいじめがあるのでは、と少しでも感じた時には、「いじめ防止対策推進法」で策定が義務づけられている各校の「学校いじめ防止基本方針」に従って、他の教職員と連携しながらいじめ対策組織を用いて対応してください。また、日常から子どもたちをよく観察するとともに、いじめの未然防止に努めましょう。

A1 「気づき」が大切です。そのためには日ごろから子どもをよく観察しましょう。

「ちょっと気になる」という教職員の気づきが、子どもの発する深刻なシグナルへの気づきかも知れません。表面的にはみんなでふざけているように見えても、その子どもにとっては深刻な打撃を受けていることもあります。あなたの気づきが子どもの命や人権を守ることにつながるのです。

「グループから急に離れたり、交友関係の変化した子はいないか。」「授業中、発言したら理由もなく笑われている子はいないか。」など、CHECK①の「いじめを早期に発見するポイント」を参考に、日ごろから子どもの行動をよく観察していれば、そんな「いじめ」の兆候にも気づくはずです。あなたの人の権感覚、感性をとぎすませて、普段から子どもたちをよく観察し、子どもの心の訴えを感じ取る鋭い感性をもつことが必要です。さらに、いじめに係る定期的なアンケート調査の実施や教育相談の充実を図りながら、集団の状況把握に努めるとともに、いじめの早期発見、早期対応に心がけましょう。

A2 気になったら、一人で抱え込まず、他の教職員に相談しましょう。

いじめを受けている子どもの立場に立てば、解決は一刻を争うことです。もしや、と思ったことはすぐに他の教職員に相談するなど、早急に対応してください。一人で抱え込んで時間が過ぎると、取り返しのつかない事態になりかねないことをしっかりと認識しましょう。気になったらすぐに、校長・准校長、教頭、他の教職員に相談しましょう。また、日頃よりCHECK①の「いじめ対応セルフチェックシート」を活用し、いじめの認識や対応のための学校体制について確認しておくことが大切です。

A3 いじめの未然防止に努めましょう。

いじめは重大な人権侵害です。「絶対に許されない」という強い姿勢をもちましょう。

いじめ事象を未然に防止するためには、人権尊重の教育の充実とともに、子どもたちが豊かな人権感覚を身に付け、「一人ひとりがかけがえのない存在」として尊重される学級集団づくりや学校づくりが求められます。

また、隠れているいじめの構図にも気づくことができるよう洞察力を高めましょう。

〈ポイント〉

「いじめは絶対に許されない」という基本的な考え方が子どもたちの価値観となるように、日常から指導することが大切です。

自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むためには、学校や家庭、地域社会にいじめを許さない環境をつくることも大切です。

★CHECK①★

①「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために」— いじめ防止指針 —
(大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

いじめ事象の未然防止、事象の対応など、基本的な留意点を示しています。巻末資料として「いじめを早期に発見するポイント」というチェックシートが掲載されています。このシートを活用して、いじめの早期発見、早期対応に心がけましょう。

②「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」(文部科学省 平成25[2013]年9月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

この法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針(以下「地域いじめ防止基本方針」という。)の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しています。

③「大阪府いじめ防止基本方針」(大阪府 令和4[2022]年4月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34767/00000000/kihonhoushin_r4kaitei.doc

大阪府いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、府、教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。平成29年3月に国の方針(いじめの防止等のための基本的な方針)が改定されたことから、大阪府においても府いじめ基本方針の改定を行っています。

④「【教員用】いじめ対応セルフチェックシート・【学校用】いじめ対応セルフチェックシート」

(大阪府教育委員会 令和元[2019]年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

いじめについて、各校で個々の教職員の認識や現在の学校体制について見直し、いじめ対応の改善と充実を図るために作成されたチェックシートです。

★CHECK②★

①「いじめ対応マニュアル ～いじめ発覚時の適切な対応に向けて～」

(大阪府教育委員会 平成24[2012]年12月)

本マニュアルは、いじめが発覚したときの基本的な対応や緊急事案について、管理職への連絡体制や対策会議での情報共有、教職員と専門家・関係機関との連携、「ネット上のいじめ」への対応の在り方や流れを示しています。

②「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会 平成26[2014]年2月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>

加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例(汎用版)を作成しました。

【ねらい】

- (1)対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導が行えるよう共通理解を図る。
- (2)問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- (3)保護者の協力のもと、加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促す。
- (4)レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ対応の改善を図る。

★CHECK③★

①「いじめ SOS チームワークによる速やかな対応をめざして いじめ対応プログラムⅠ」

(大阪府教育委員会 平成19[2007]年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu1.pdf>

本冊子は、いじめに対する基本的な認識と基本的な対応を示した「巻頭論文」、いじめ事象に対する学校としての「緊急対応と事後指導」、具体的な取組みを示した「事例」に大別して構成されています。

「いじめへの緊急対応と事後指導」のうち、「緊急対応」では、〈発覚〉〈状況把握〉〈見立てと対応〉のプログラム、「事後指導」については〈ケアとサポート〉〈事後の教訓化〉のプログラムをそれぞれ時系列でまとめています。

②「『いじめ NO!』宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で いじめ対応プログラムⅡ」

(大阪府教育委員会 平成19[2007]年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu2.pdf>

本冊子は、いじめを許さない教育を推進するための基本的な課題と方向性を提示した第Ⅰ章、いじめを子どもたちの力と取組みで解決することをめざす第Ⅱ章、いじめの防止を図るための効果的な実践事例を示した第Ⅲ章に大別して構成されています。

第Ⅰ章の2「子どものサインに気づこう」では、個々の子どもや学級集団の様子が気になった際に、実態を把握するための参考として「学校生活アンケート」や子どものサインをキャッチするチェックポイントを掲載しています。

③「私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼう いじめ対応プログラム実践事例集一」

(大阪府教育委員会 平成20[2008]年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimetaioujissen.html>

本冊子は、いじめの未然防止を図るため、子ども自身がいじめを乗り越える力をはぐくむ「いじめ対応プログラムⅡ」を活用し、児童生徒を対象に府内の学校において実践された特色ある事例を、1章「学級・学年での取組み」、2章「様々な場面での取組み」に大別し、各実践における子どもの反応や実践者の声等を掲載しています。

④「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」 (大阪府教育委員会 平成21[2009]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>

平成20年7月に「携帯電話の利用についての実態把握調査」を行い、児童生徒対象調査報告に保護者対象調査、学校対象調査、さらにクロス集計や保護者と児童生徒との比較などの分析を行い、最終報告がなされました。この調査等を基に、児童生徒を携帯・ネット上のいじめの被害者にも加害者にもしないことと携帯・ネットを適切に使えることを目的に12の対処方法を作成しました。

⑤「いじめを乗り越える力をはぐくむ6つの力を育てよう いじめ対応プログラム指導案集一」

(大阪府教育委員会 平成23[2011]年)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

本指導案集は、調査研究の成果及び大阪府内の各学校で取組まれているいじめ防止のためのプログラムをまとめ、子どもたちがいじめの問題を解決していく力の向上を図ることができるよう「いじめを乗り越える6つの力」の視点から作成しました。

⑥「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」追加資料(大阪府教育委員会 令和4(2022)年9月更新)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>

平成23年9月に「携帯電話の利用についての実態把握調査」を行い、その調査の結果やスマートフォンの普及等による新たな課題に対応するための追加資料を作成しました。

★CHECK④★

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

障がいのある子どもに対する極めて悪質ないじめ事象が府内公立小中高等学校でも起こっています。このようなじめ事象は、いじめられる側の子どもが抵抗できず、周囲に助けを求めるににくい状況があるため、学校側の発見が遅れ、子どもの異変に気づいた保護者からの指摘で初めて学校側が知るというケースが多く見られます。また、隠匿性が高く、いじめが長期化することや、いじめる側に加害意識が薄いことなど、深刻な人権侵害事象となる場合が見られます。

★CHECK⑤★

「こどもエンパワメント支援指導事例集」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月改訂)

この事例集には、子どもたちの人間関係づくりを支援し、同時に自らを守る力を伸ばして、いじめの未然防止に役立つ教材や指導事例が豊富に掲載されています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/siryou/index.html>

★CHECK⑥★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。E章2「対立と解決」・3「わたしのせいじゃない?」では、対立のとらえ方と解決のスキルや、いじめをなくすための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の2では、子どもを生活背景から見つめることの大切さと子どもの状況を丁寧に把握する視点が紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3－集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

④「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

いじめへの対応の在り方や、いじめを未然防止する6つの力を育むための取組み等を、分かりやすくまとめています。

★CHECK⑦★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

いじめについての教材や指導案(例)も掲載しています。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。〔1-（3）-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的の理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができる。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。
〔第Ⅰ章-2. -（2）参考:「隠れたカリキュラム」〕
- ◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。
〔第Ⅱ章-第1節-1. -（3）〕
- ◎ 学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。
〔第Ⅱ章-第1節-1. -（3）〕
- ◎ 教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。〔第Ⅱ章-第3節-1. -（3）-イ〕

Q 7

子どもたちに人間関係のつくり方を学ばせたい。

子どもたちは、学校で、家庭で、地域社会で、人と関わることで成長しています。学校は、人間関係づくりを学ぶ上で大きな役割を担っています。

A1 意図的に、人間関係のつくり方を学ぶ機会を設定しましょう。

子どもたちにとって、家庭や地域の中で自然に人間関係のつくり方を学ぶ場が減少しています。人とつながりたいと考えているにも関わらず、つながり方がわからなくなっている子どもたちも少なくありません。さまざまなトレーニングや参加体験的な学習などにより、子どもたちが人間関係づくりを学習できる機会を設定しましょう。学年、学期の開始時、学級活動(ホームルーム)、宿泊行事などの機会を利用するのも効果的です。

※ CHECK①で紹介している「こどもエンパワメント支援指導事例集」には参考となる教材がたくさん掲載されているので、ぜひ活用してください。

A2 自主的な活動や遊びに取り組みましょう。

子どもは集団づくりのなかで人間関係づくりを学びます。自主的な活動や遊びは集団づくりのための最適の場面です。集団づくりの活動を通して、子どもは友だちと一緒に活動する楽しさを味わい、喜びを共感し合って、思いやりを育みます。また、ルールなどでもめた時は人間関係のつくり方を学ぶよいチャンスです。さまざまな体験を通して、物事が自分の思い通りにはならない場合があることを理解し、意見や考えが異なる他の子どもと人間関係をつくることを学習します。

特に、小学校の低学年においての遊びによる指導は効果的です。遊び方を知らない子どもや、友だちと関わることができない子どもが増えている中で、外遊びなど集団遊びを子どもたちの実態に合わせて指導することが大切です。

A3 学校全体で取り組みましょう。

集団づくりについては、学校として組織的に取り組むことが大切です。迷ったり、困ったりしたことがあれば、一人で抱え込まずに学年会議の話題としたり、以前の担任・養護教諭・スクールカウンセラーなどの他の教職員にも相談するなど、組織的に解決することが重要です。

そのためには、教職員どうしの人間関係、教職員と保護者、地域の人との人間関係がよいものであることが前提です。教職員自らの人間関係づくりの努力によって、子どもの人間関係における矛盾やあつれきなどに敏感な感覚が身に付き、子どもの人間関係づくりを促し、よい影響を与えることが考えられます。

※ それぞれの教職員は、他の教職員、保護者、地域の人など、必ずしも自分と同じように考えるとは限らない他者と公的な人間関係を築く努力を積み上げることが重要です。

〈ポイント〉

子どもの行動だけを表面的に捉えず、その背景にあるものも理解し、子どもに接することが必要です。例えば、攻撃的な自己主張しかできず、人間関係づくりが特に苦手な子どもの場合、虐待などの保護者の養育環境が影響していることもあります。さまざまな子どもの状況を踏まえ、ていねいな人間関係づくりの学習をすることによって、子どもは自分の大切さと他の人の大切さを認め、互いに尊重できるようになります。

★CHECK①★

「こどもエンパワメント支援指導事例集－(改訂版)指導者のために－」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月改訂)

この冊子は、子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにするために作成されており、基本的な考え方とともに、教材や指導事例が豊富に掲載されています。小学校低学年を対象としていますが、小学校中・高学年や中学校、高等学校で活用できる教材もあります。

★CHECK②★

「参加・体験型学習のための人権教育教材」(大阪府 平成15[2003]年3月)

相手の立場に立って考えるとはどういうことか、実際にどのように行動すべきかなど、具体例に則して考えることが大切です。そのための有効な手段といわれている参加・体験型の学習・研修が注目されています。

この冊子には、人間関係づくりのヒントがたくさんあり、具体例(エピソード)を通して学べる参加・体験型の教材が紹介されています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。E章2「対立と解決」・3「わたしのせいじゃない?」では、対立のとらえ方と解決のスキルや、いじめをなくし、対等で信頼できる仲間づくりを進めるための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第3章の3～5では、子どもたちのコミュニケーション力をはぐくむアクティビティや実践のエピソードが紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part5－子どもの学びと育ちをつなぐ 連携から協働へ－」

(大阪府教育センター 平成25[2013]年3月)

子どもが新しい環境で、安心して人間関係を作るための校種間連携(保幼小・小小・小中・中高)の必要性と意義について紹介しています。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「COMPASS」シリーズでは人間関係づくりの土台となるコミュニケーション力の基本として「聴く」力を育てるワークや言葉の大切さについて考えるワーク、自己表現方法(アサーション)についてのワーク等を掲載しています。

★CHECK⑤★

①「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育委員会 平成29(2017)年11月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

②小冊子「クラス・学級 集団づくりガイドブック」(大阪府教育センター 令和2(2020)年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/pdf/syudandukuri_handbook.pdf

経験年数の少ない教職員を対象とした資料です。2年めの担任が抱く素朴な質問に先輩教員が答える形で、STEP1「集団づくりについて知っていますか」、STEP2「集団づくりを始めよう」、STEP3「集団の質を高めよう」の3章で構成されています。集団づくりの具体的な取組みや実践から理解を深め、どの子どもも安心して過ごすことのできる集団づくりについて考えることのできる資料となっています。

【補足と発展】

- ① 子どもたちが社会性を身に付け、自尊感情を育むことができるよう、学校におけるさまざまな教育活動において人間関係づくりを進めることができます。このハンドブックやリーフレットで取り上げている内容、紹介している関連資料を参考にして、さらに広げて学習してください。
- ② 人間関係づくりについては、各学校内だけでなく、校種を越えて連携することや地域の多様な人々と連携することも重要です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。[1-(3)-ア]
- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。[1-(3)-ウ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 児童生徒理解、人間関係づくり等に関する研修事例等が紹介されている。

事例35: 子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修(子どもたちがつながる①—どうするか考えてみよう)

事例36: 児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修(子どもたちがつながる②—今どんな気持ち?)

事例38: 人権感覚を培う参加体験型グループ研修

参考: 児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例[実践編 III-3. -(1) 事例35・36・38、参考]

- ◎ 各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどが分かるような想像力、共感的に理解する力

②考え方や気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能

③自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。[第Ⅰ章-2. -(2)]

- ◎ 児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していくようになることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。[第Ⅱ章-第1節-1. -(4)]

- ◎ 様々な人々との交流活動や擬似体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが望ましい。なお、体験的な活動等については、その取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなどにより、単発的なものに終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしながら、その成果を効果的に活かしていくことが肝要である。また、児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努めることが求められる。[第Ⅱ章-第2節-3. -(3)]

Q 8

指導した内容に子どもが納得しない。

子どもをしかった際、「わかりました」と言っているが、その表情や態度からは納得していない。そんなことを感じたり、経験したことはありませんか。そんなとき、どうすればいいでしょうか。

A1 毅然とした態度が基本です。

ゆるぎない、毅然とした態度で子どもに迫ることが指導の基本です。指導する側の気持ちに迷いがあったり、かかる根拠が不明瞭である場合は、指導が子どもの心に届きません。また、公平さを欠くような指導も子どもの反発を招きます。なかなか子どもが納得しないからといって、子どもが間違ったことをしているにもかかわらず、安易に子どもの言い分や行動を認めてしまうことは避けましょう。

※ 子どもが納得していないという事実にさえ、教職員が気付いていない場合もあります。しかった後には、子どもの表情を観察するなどして、納得しているかどうか確認することが大切です。

A2 根本は「子どものために」…一貫性のある指導が大切です。

感情に任せてしまつたということはありませんか。その場合は、効果的な指導にならないばかりか、かえって子どもの反発を招くことにつながります。子どものために指導することが重要です。基準をはっきりさせて、公平な一貫性のある指導を心がけましょう。

A3 正面から子どもと向き合って話をしましょう。

子どもにきちんと伝わるように、誠実に子どもと向き合う姿勢が大切です。

子どもが納得していないときには、直接その理由を聞いてみましょう。納得しない、といつてもその原因は一様ではありません。「納得させる」ことに躍起になるのではなく、「なぜ納得しないのか」を理解して指導することが大切です。子どもの生活背景や、地域での様子などの情報を加味することで理解の助けになる場合もあります。子どもが話をしないときには、他の教職員に相談することも大切です。

〈ポイント〉

学校として、指導の基本方針などについて、教職員間でバラつきがないようにすることが大切です。ある教職員からはしかられることが、別の教職員からは許されるというようなことがあれば、子どもたちは不信感を抱きます。また、必要がある場合は、保護者にもその内容を伝え、情報を共有する必要があります。子どもたちの実態を踏まえて十分に議論し、学校として共通した指導方針をもちましょう。その方針が全教職員に浸透していることは、子どもたちの信頼を得る基盤として重要です。

★CHECK①★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

生徒指導Ⅱ【6】-12(P135～P141)の項目には、生徒指導の基本的な考え方から生徒指導を進める上での留意点についての内容が記載されています。

★CHECK②★

「子どもの笑顔が生まれる学校改善のためのガイドライン」(大阪府教育委員会 平成20[2008]年2月)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/guidoline/index.html>

特に読んでほしいのは、学校力向上のためのガイドラインのうち、P6～P7 ③豊かなつながりを生み出す生徒指導のページです。教職員が一致した方針のもとでのきめ細かな指導について、3つのポイントを示し、事例も含めて記述しています。また、続けて記述されている子どもをエンパワーする集団づくりについても読んでください。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の6、7では、指導の基本姿勢やほめ方・しかり方について大切にしたい点の説明や実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第7章では、学校生活の中心的な位置を占める授業を集団づくりの観点をもって進めるための考え方と方法について触っています。

★CHECK④★

「体罰防止リーフレット『力でおさえつける指導は絶対にしない!!』」

(大阪府教育委員会 平成27[2015]年3月 平成31[2019]年4月一部改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html>

支援の必要な子どもの指導において、幼児・児童・生徒一人ひとりを大切にする指導・支援を充実させることを目的に作成したリーフレットです。子どもの「気になる行動」に対して、適切な指導を行うためには、子どもの障がいについての適切な実態把握と計画的な指導方針が必要です。本リーフレットには、子どもの「気になる行動」の背景として考えられることや、感情に任せた指導が子どもに与える影響等をまとめています。

感情に任せた指導や体罰につながらないよう、日ごろの指導を振り返るチェックリストも掲載しているので、校種を問わず、広く教職員研修等で活用してください。

【補足と発展】

事実誤認など、指導する側に非があることに気づいたときには、素直に子どもにあやまることが大切です。素直にあやまることが、子どもとの信頼関係を築くことにつながります。その信頼関係が、その後の学級づくりや授業づくりの土台となるのです。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。[1-(3)-ウ]

文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。(中略)教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。

[第Ⅱ章－第3節－1. 一(3)-イ]

- ◆ 第Ⅱ章、第3節の1. (3)のイ「人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力」の項は、全体を読んでおくことが望ましい。

Q 9

遅刻をくり返す子どもがいる。

学校生活において、基本的な生活習慣を身に付けることは、子ども自身にとって大切なことです。学ぶ権利を守り学力を保障するという観点から、子どもが生活のリズムを確立し、毎朝元気に登校できるよう、適切に指導と支援を行うことが必要です。

A1 子どもが楽しく通える学校づくりに努めましょう。

すべての子どもにとって登校することが楽しみになるような、魅力的な学級づくり、学校づくりに努めることが前提です。

その上で遅刻をくり返す子どもがいる場合は、どうしたら毎朝元気に学校に来られるかという観点から遅刻をくり返す子どもに向き合いましょう。また、その子どもが登校したときには、声をかけてほめるなど、子どもの存在や努力を認めることができ、本人の自信や自尊感情を高めることにつながります。周囲の子どもたちとともに支援していくような集団づくりを進めましょう。

A2 遅刻の原因を把握しましょう。

遅刻をくり返す原因はさまざまです。子どもに対しては、悩みや気持ちを受けとめるという共感的な理解を示し、子どもの話を傾聴することで、遅刻の原因をつかむことが大切です。

遅刻の理由を本人に聞いてもはつきりしないことがあります。そういう場合は、登校したときの子どもの様子を観察するとともに、保護者と連絡を取り合い、家庭での様子を聞き取るなど、子どもの状況をしっかりと把握しましょう。

A3 できるだけ早期に原因に応じた支援をしましょう。

子どもが遅刻をくり返し始めたら、できるだけ早期に原因に応じた支援をすることが重要です。

生活習慣の乱れが原因の場合は、毎日決まった時間に登校することの大切さを自覚させるとともに、子どもが生活のリズムを確立できるよう支援することが重要です。また、本人の悩みや不安、体の不調が原因と考えられる場合は、子どもや保護者から十分話を聞き取ることが必要です。必要に応じてスクールカウンセラーや専門機関とも連携しましょう。

特に、家庭に原因がある場合は、まず、子どもの学校での様子をさまざまな機会を通じて情報発信するとともに、いつでも保護者が相談できるよう信頼関係づくりに努めましょう。誠実に対応することで、保護者と教職員が連携し、それぞれの子どものよさや可能性を引き出していきましょう。特にいじめや虐待が原因と考えられる場合には、学校として組織的な対応を行う必要があるので、早急に校長・准校長、教頭、他の教職員などに相談し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や福祉部局、子ども家庭センターなどの関係機関とも積極的に連携しましょう。

また、なかなか改善されない場合にも、一人で抱え込まないようにしましょう。

〈ポイント〉

いじめや虐待、教職員との関係などが原因で遅刻している場合は、子どもが遅刻の原因を話したがらないことがあります。焦らずにじっくりと子どもの状況を把握して、その原因を探ることが大切です。

※いじめについてはQ6、虐待についてはQ19をご覧ください。

★CHECK①★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

【II】[6]−9−(7) (P116～P117)には子どもと接する基本的な姿勢や、子どもを理解するためのポイントが掲載されています。

★CHECK②★

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために ーいじめ防止指針ー」

(大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月作成)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijiimebousi%20sisin.pdf>

いじめの未然防止、事象の対応など、基本的な留意点を示しています。

★CHECK③★

①「子どもたちの輝く未来のためにー児童虐待防止のてびきー」(大阪府教育委員会 平成23[2011]年3月改訂)

本書は、学校における児童虐待への対応について、「早期発見」「通告」「継続的支援」の3つの視点から、学校及び教職員が講すべき方策、措置等を示しています。

②「子どもたちの輝く未来のためにー児童虐待防止のてびきー要点編」

(大阪府教育委員会 令和元[2019]年12月)

直近の法制等を鑑みて、児童虐待対応について学校で押さえておくべきポイントをまとめています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html>

★CHECK④★

親学習教材「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(大阪府教育委員会 令和2[2020]年3月増補)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/oyaoya/index.html>

「親学習(親まなび)」とは、保護者どうしやさまざまな年代の人との対話や交流を通して、保護者自らが子育ての大切さ等に気づき、学ぶことを目的とした参加体験型の学習です。この教材は、「親」の思いについて理解を深めることができ、家庭との連携を進める上で大変参考になります。小学生や中学・高校生を対象とした教材もあり、学校の授業で活用いただくこともできます。また、親学習を進めるに当たってのてびきとなる指導事例も掲載しています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の3では、課題を抱える子どもの理解の方法や、グループワーク、実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

【補足と発展】

- ① 遅刻をくり返す子どもには、生活習慣の乱れから、朝食を摂取しない場合や、食事の内容が片寄って疲れやすい体質になっていることもあります。食育の観点から子どもにアプローチすることも大切です。
- ② 学校、家庭の課題が原因で遅刻をくり返している場合、子どもの生活を支援するために地域(民生委員児童委員など)や専門機関と連携することも必要です。

以下の②は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ② 学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を適切に果たしながら協力・連携し、ゆとりある学習環境を創造する中で、子どもの個性と創造性、自己肯定感を育み、学習意欲を喚起するよう努める必要がある。[1-3-1]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ② 児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。[第Ⅱ章-第1節-3.-(1)]
- ② 教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。(中略)教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など子どもへの働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも期待される。[第Ⅱ章-第3節-1.-(3)-1]

Q10

学校を休みがちな子どもがいる。

「学校を休みがち」なのは、子どもからのSOSと考えましょう。その要因は「病気」「経済的な理由」「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景」「家族の世話」などさまざまであり、背景にいじめや校内暴力、体罰、虐待がある場合もあります。

A1 初期対応が大切です。

学校を欠席した子どもについては、その日のうちに欠席理由や子どもの様子を把握することが基本です。

欠席・遅刻などの日数や頻度、欠席の連絡の有無や欠席理由を正確に記録しましょう。「腹痛」「頭痛」などを理由にした欠席連絡に対しても、くわしく状況を聞いたり、家庭訪問をするなどの初期対応が大切です。また、休みがちになる前に、身体症状の訴え、遅刻早退の増加、友達関係の変化、教職員との関係の変化などの変化がみられることがあります。日頃から子どもの変化を敏感にとらえるようにしましょう。

また、保護者と信頼関係を築き、連携して取り組むことが重要です。家庭訪問などで保護者や子どもの思いを聞き、家庭での様子を把握しましょう。

※ 虐待が疑われる場合はQ19を参照してください。

A2 組織的に子どもを支援しましょう。

子どもの状態だけでなく、子どもを取り巻く環境も含めて背景・原因を「見立て」とこと、解決に向けた目標設定と具体的な手立てを考えることが大切です。生徒指導担当や教育相談担当などをコーディネート役に、校内のケース会議で、各自の情報を共有しながら「見立て」に基づいた目標を設定し、具体的な手立てを考えて役割分担を行います。子どもへの具体的な支援について考えるため、子どもがどのような状態にいるのかを「見立て」、それぞれに応じた適切な支援をするためにも、組織的な対応が重要です。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、福祉部局・子ども家庭センターなどの関係機関とも積極的に連携してください。

A3 魅力ある学校づくりを進めましょう。

「不登校問題に関する緊急対策会議の報告書『不登校は子どもからのSOS』」(平成15年[2000]3月)の冊子には、「～不登校ゼロの学校訪問より～」として、次にあげる6点が記載されています。参考にして魅力的な学校づくりを進めてください。

- ① 不登校児童生徒をはじめ、全ての児童生徒のことを教職員がよく知っている。
- ② 生徒指導委員会を中心に学校体制が確立されている。
- ③ 楽しく分かる授業づくりが進み、児童生徒が授業を通して充実感や達成感を実感できている。
- ④ 児童・生徒会を中心に子どもの声が反映された学校づくりが取り組まれている。
- ⑤ スクールカウンセラーや心の教室相談員等の外部人材との連携・協力が進む。
- ⑥ 児童生徒の不安や悩みを取り除く配慮が行き届いている。

〈ポイント〉

不登校生徒数は中学入学後1年間で小学6年生時の約2～3倍に増加しています（大阪府：平成10年度以降）。不登校を未然に防止するためには、小・中学校が連携し、系統性・継続性のある取組みをすることが重要です。

★CHECK①★

「不登校の未然防止に向けて—複数の目で見守るシステム—」（大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/hutoukou/index.html>

不登校未然防止にむけた9年間の取組みをわかりやすく図示したリーフレットです。ケース会議の進め方が示してあり、カンファレンスシートの様式も掲載されています。

★CHECK②★

①「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」

（大阪府教育委員会 令和2年[2020]4月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/hutoukou/index.html>

②「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省 令和元年[2019]年10月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

「不登校に対する基本的な考え方」「学校の取組」「関係機関との連携による取組」「多様な教育機会の確保」などをまとめています。

③「不登校への対応について—未来ある子どもたちのために—」（文部科学省 平成15[2003]年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/main.htm

上記の内容について、「不登校への対応にあたって(5つの視点)」「学校における取組」「Q&A」など、わかりやすく説明しています。

★CHECK③★

「すこやか教育相談」「すこやか相談@大阪府(LINE相談)」（大阪府教育センター教育相談室 ホームページ）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

大阪府教育センターの相談窓口で、不登校やいじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな相談を受け付けています。

★CHECK④★

「子どもの笑顔が生まれる学校改善のためのガイドライン」（大阪府教育委員会 平成20[2008]年2月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/guidoline/index.html>

特に読んでほしいのは、学校力向上のためのガイドラインのうち、P14～P17 ⑦安心して学べる学校環境⑧前向きで活動的な学校文化のページです。魅力ある学校づくりのために重要な要素が、事例紹介も含めて記述されています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]一」(大阪府教育センター 平成20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の1では、子どもの気持ちや願いをつかむために大切にしたい点やその方法の説明とともに、チェックシートや実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 一集団づくり[探究編]一」(大阪府教育センター 平成21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]一」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

【補足と発展】

保護者の養育力が子どもの欠席に影響を与える場合などは、学校だけの対応では限界があります。専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど)や関係機関(福祉・医療など)に、ケース会議への参加を依頼し、連携して保護者への支援を行うことが大切です。保護者自身が学校に対してさまざまな思いを持っている場合には、十分配慮して信頼関係を築くように努めましょう。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 近年、子どもの中には、児童虐待、いじめなどにより健やかな成長を阻害され、また、不登校や高校中途退学など学校に忌避感を示す子どもが少なからず存在する。これらの子どもにとっては、安心できる居場所がないという実態を深く受け止め、それぞれの状況に即したきめ細かな対応に努める必要がある。〔1-(3)-イ〕
- ◎ 一人ひとりの子どもの人権が保障され、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりを学校全体で受け止める必要がある。学級担任だけでなく、関係教職員が多様な観点から意見交換を行い、適切な役割分担のもとで、それぞれの子どもに合った最善の指導を組織的に実施していくことが重要である。〔2-(1)-イー(ア)-c〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、また、これらの事案の個々のケースにおいては、複数の児童生徒の人権相互間の調整を要することとなる場合も少なくない。学校においては、こうした可能性を常に念頭に置きつつ、問題解決に向けた取組を進める必要がある。〔第Ⅱ章－第1節－1.－(3)〕
- ◎ 教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。(中略)これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。〔第Ⅱ章－第3節－1.－(3)－イ〕

Q 11

子どもたちが命を軽んじることばを使っている。

子どもたちが相手を傷つけることばを平気で使っていることがあります。

子どもどうしの何気ない会話から、いじめや暴力に発展することもあります。

A1 会話は、子どもどうしの関係、学級の状態の反映です。

子どもが命を軽んじることばを使ったら、その場でそれは相手を傷つけることばであることを伝え、やめさせが必要です。その上で、ことばの問題だけではなく、そのようなことばが生まれる背景をとらえることが大切です。ことばの背景には、子どもの不安、不満、心の痛みなどが隠されていることもあります。また、子どもどうしの関係にいじめや暴力の前兆となる力関係があるかもしれません。子どもの様子、子どもたちの関係をしっかりと見ることが大切です。

A2 命の大切さについて学習をしましょう。

大切なことは、一人ひとりの子どもが、「生きる喜び」「かけがえのない命」「命のつながり」を心から実感することです。

そのために、さまざまな体験活動を通して、まず子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う気持ち「自尊感情」をもてるようにしなければなりません。そして、他者の存在に思いをはせたり共感したりする中で生まれた感動や思いを、周囲の子どもたちと共有することが大切です。

A3 ことばを大切にする言語環境を整えましょう。

国語科や他の教科などの授業をはじめ、学校教育活動全般において、「ことば」を意識して指導しましょう。言語環境は、あらゆる人間関係の基盤であり、学習の基礎です。また、読書活動の推進など、学級、学校の言語環境を整えましょう。

〈ポイント〉

子どもたちは、教職員の言動から影響を受けやすいものです。教職員自身も言動に気をつけましょう。自分自身が気づかないところで子どもを傷つけているかもしれません。自分の言動を一度じっくりふり返ってみましょう。

★CHECK①★

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために ーいじめ防止指針ー」

(大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

いじめはいろいろな形で現れます。ことばによるいじめは、身体を傷つけることはありませんが、それ以上に精神的にダメージを与えることもあります。ことばによるいじめの兆候があれば、軽く考えずにすぐに対処してください。この資料には、いじめを早期に発見するポイントが示されています。

★CHECK②★

「わたし聴いてほしいねん！」（大阪府教育委員会 平成16〔2004〕年9月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/siryou/index.html>

子どもからの声を聴き、それを学校教育と家庭教育に生かすヒントが示されています。「小・中学校のみなさんへ インターネットを利用するときの約束！！」も掲載されています。

★CHECK③★

「情報モラル指導資料」（大阪府教育委員会 平成19〔2007〕年3月改訂）

https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/kakusyu/moral_informe.html

電子メールや掲示板の利用に関して、「情報発信の責任」という項目をあげて説明しています。また、「個人情報の扱い方」という項目で個人情報保護とプライバシー侵害について解説しています。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム」（大阪府教育センター 平成19〔2007〕年3月）

人権学習を推進する上での視点と、人権教育の内容と方法を整理し、学校の取組を踏まえた人権学習プログラム集です。特にA章1では、いのちの大切さに気づき「自分」を好きになるさまざまな取組、A章3では感情を受けとめ表現し、コントロールする力を養うプログラムが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3－集団づくり〔探究編〕－」（大阪府教育センター 平成21〔2009〕年3月）

「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり〔基礎編〕－」にまとめたことを発展させています。特に、第9章では、集団づくりはすべての教育活動を通して取り組むという観点から、行事や児童会・生徒会、部活動等を通した集団づくりについて触っています。学校文化を見直すチェックシートなども紹介しています。

【補足と発展】

情報教育における指導も必要です。子どもの世界で当たり前になっているSNSや無料通話アプリ等は、匿名で通信することができ、意図的でなくても相手に取り返しのつかない心の傷を負わせることもあります。基本的なルールを指導する時間を確保しましょう。また、掲示板などの書き込みで個人名をあげて子どもが誹謗中傷を受けたことが判明したときは、早急に対応が必要ですので、すぐに他の教職員に相談してください（Q18、Q34参照）。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。〔1－(3)－ウ〕
- ◎ 幼児期においては、人権意識や人権感覚形成の基礎である生命の尊さに気付き、自己の存在や他者への共感を大切にする態度の育成に重点を置く。〔2－(1)－ア－(ア)〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下の平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりっている。このような諸権利がまとった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。〔第Ⅰ章－1.－(1)〕
- ◎ 年間指導計画充実のための留意点:各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な人権課題に関する学習内容(個別的な視点からの取組)を含む単元等、また、「法の下の平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容(普遍的な視点からの取組)を含む単元等を設定する。
 - 〔実践編 I－2.－(2)〕
 - ◆ 「生命の大切さに関する教材」として、次の2例が紹介されている。
 - 事例17:外部講師の講話の教材化
 - 事例18:同世代の児童生徒の書いた作品の教材化〔実践編 II－2. 事例17、事例18〕
- ◎ 幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。〔第Ⅱ章－第2節－3.－(4)〕
- ◎ 学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。
 - 〔第Ⅱ章－第1節－1.－(3)〕
- ◎ 自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。〔第Ⅱ章－第2節－2.－参考3〕

Q 12

子どもに自分自身を守る力を育てたい。

子どもの安全のためには、子どもの力を信じて、自分で自分の身を守るための正しい情報と具体的なスキル（技能）を伝えなければなりません。子どもを暴力の被害者にも加害者にもしないために、エンパワメント（内なる力を引き出す）の考え方で取り組みましょう。

A1 エンパワメントの考え方で取り組みましょう。

「大人が子どもの安全を見守る」という取組みは大切で、子どもの安全の確保のために、なくしてはなりません。一方で、事件は子どもを見守る大人がいないところで起きやすいことも事実です。子どもの安全のためには、困難な状況に出会ったときに子ども自身がその問題を解決するための正しい情報と具体的な方法を伝えなくてはなりません。子どもを信じ、肯定的な指導によって子どものもつ力を伸ばすというエンパワメントの考え方方が大切です。

A2 助けを求める力が育てましょう。

子どもが暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの被害に遭わないように、また被害にあった場合に備えて、子どもがどう自分で対応できるのかを知っておくことはとても重要なことです。発達段階に応じた指導プログラムが必要ですが、どの段階においても、「いやなことはいやだと伝えることができる」力、「恐ろしいことが起きたときや嫌なことをされたときに逃げることができる」力、そして「自分を大切に思ってくれる身近な人に、嫌だったことや辛かったことを伝えることができる」力を育てることが求められます。

A3 暴力防止に必要な「4つの要素」を柱にして取り組みましょう。

子どもの育ちに必要で、暴力防止に大きく関係しているのが、「所属感」「境界線」「感情」「力」の4つの要素です。

この4つの要素は、子どもの育ちに重要な概念ですが、同時に暴力の被害者にならない、加害者にならないために非常に重要な要素です。この4つに対するスキル（技能）を育てることが暴力防止につながります。

※ 4つの要素の詳細についてはCHECK①を参考にしてください。

A4 家庭、学校、地域社会で連携・協働して取り組みましょう。

「地域学校協働活動」・「すこやかネット」など、地域との連携・協働による活動やつながりを充実させる中で、地域社会の中に信頼できる大人がいることを、子どもたちが実感できるように取り組みましょう。子どもと大人が共に、安全な地域コミュニティづくりを推進することで、地域の中に多様な「居場所」が生まれ、子どもたちは自らがかけがえのない存在であることを実感できる体験を積み重ねることができます。

〈ポイント〉

子どもが育っていく過程で非常に重要なといわれる「所属感」「境界線」「感情」「力」を子どもたちが身に付けるためには、子どもたちを指導する立場にある教職員の「エンパワメント」も確保されなければなりません。CHECK①で紹介している「こどもエンパワメント支援指導事例集」には、教職員向けの事例も掲載されているので参考にしてください。

★CHECK①★

「子どもエンパワメント支援指導事例集－(改訂版)指導者のために－」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/siryou/index.html>

この冊子では、暴力防止に関する4つの要素を教材の柱として、具体的な指導事例を掲載しています。

① 所属感

暴力の加害者がよく言う言葉があります。「居場所がなかった」という言葉です。物理的な居場所という意味ではなくて、心の居場所という意味です。心の居場所がないということは、自分のあるがままの存在が認められない、わたしがわたしであってはならないということで、所属感が満たされていない状態をいいます。人には所属本能があり、所属欲が満たされると心が安定します。

わたしたち教員は子どもの所属感を満たす工夫をする必要があります。

② 境界線

わたしたちは、からだにも心にも、ここまでいいが、これ以上は踏み越えてはならないという「境界線」を持っています。暴力防止には自分の境界線を知り、境界線を踏み越えられそうになったら、はつきり「イヤ」と意思表示することが大切です。

また、加害行為を起さないためには、人には境界線があり、境界線を侵害してはならないこと、社会にはルールがあり、ルールを侵した場合は責任を取らなければならないということを学ぶ必要があります。そのためには自律や自制について学んでおく必要があります。

③ 感情

感情の対処法を身につけるには、感情について基本的な特徴を知る必要があります。まずは感情にはいいも悪いもないということです。感情は感情でそのまま受け止めることが大切です。感情を言葉にして、小出しにすることで感情は穏やかになります。感情には段階があります。感情が高まった時点で何とかしようと思っても冷静な判断はできません。高まったときには感情を静めるのが先決です。暴力とは感情の爆発で、気分の静め方をいく通りも知っていると、爆発する必要がなくなります。

また、被害にあいそうになったときに「イヤ」「No」とはつきりと意思表示することは有効です。「イヤ」「No」と言うためには感じる力、イヤだと感じる必要があります。

④ 力

子どもの暴力防止にはエンパワメントの考え方が必須です。具体的には子どもの内なる力を信じ、正しい情報とスキルを与えることです。内なる力を信じると同時に、「協調的で実践的な力の使い方」を教えなければなりません。

しつけや教育の名のもとに大人が子どもに暴力で対応していたら、それは子どもに問題解決の方法は暴力で、と教えているようなものです。暴力に頼らない問題解決の方法を教えることが必要です。

★CHECK②★

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成21年(2009)年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

自己肯定感・コミュニケーション・権利と責任など、9つの観点別ねらいに基づき、展開例として指導案や教材・実践事例が掲載されているので参考になります。

★CHECK③★

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために－いじめ防止指針－」

(大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/ijime-1.html>

「子どもを暴力の被害者にも加害者にもしない」という視点は、いじめ問題の解決にもつながります。対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを実践し、人権を尊重した集団を育む実践力の向上が求められています。

★CHECK④★

「大阪府子ども条例」(大阪府 平成19[2007]年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomojorei/index.html>

この条例は、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。

★CHECK⑤★

「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。A章3「ハートOK！」では、感情をコントロールする力や、自己表現の仕方として「私メッセージ」について知り、スムーズなコミュニケーション力を身につける教材を掲載しています。

【補足と発展】

子どもの内なる力を引き出すエンパワメントの考え方は、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害事象などの未然防止と解決に向けた重要な考え方です。ぜひ、他の項目にも当てはめて考えてみましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。[1-(3)-ウ]
- ◆ 上記のように、「人権教育推進プラン」では、暴力によらない解決方法を育成することを推奨している。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。
 - ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
 - ②考え方や気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるよう、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - ③自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。[第Ⅰ章-2.-(2)]
- ◎ 人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。[第Ⅱ章-第1節-3.-(1)]
- ◎ 人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これから社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。
 - [第Ⅱ章-第1節-3.]
- ◎ 自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。
 - [第Ⅱ章-第2節-1.-(1)-参考]

Q 13

子どもたちに規範意識を育てたい。

学校や社会の一員として生活する上で守るべき約束やルールがあるという規範意識を育てることは重要です。特に、人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。誰であれ、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うのです。

A1 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように指導しましょう。

人権尊重の理念について、わかりやすい言葉で表現するならば「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。そして、このことについては、単に理解するにとどまらず、それが態度や行動に現れるようにしなければなりません。

他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範などを尊重し、義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを子どもたちが身に付けることができるよう指導しましょう。

A2 守るべき約束やルールがあることを指導しましょう。

学校や地域の一員として生活する上で、みんなが暮らしやすくするために、約束やルールがあるということを理解できるよう指導しましょう。

教科の学習はもとより、遊びやスポーツをとおして指導するなど、日常のさまざまな場面で指導しましょう。

A3 約束やルールを守るための力や技能などをバランスよく育てましょう。

具体的な人権問題に直面したときにもそれを解決しようとする実践的な行動力を育てるためには、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められます。

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考え方や気持ちなどを想像する力や共感的に理解する力
- ② 他の人の考え方や気持ちを的確に理解し、また、自分の考え方や気持ちを適切かつ豊かに表現できるようなコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

〈ポイント〉

子どもたち自身に、ルールについて考えさせる取組みが重要です。また、学校だけではなく、家庭や地域社会との連携によって規範意識を育てることが求められます。

★CHECK①★

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成21[2009]年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

人権基礎教育は、生命の尊さに気づかせ、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心をはぐくみ、お互いを大切にし合う態度と行動を育成するものです。この事例集には、基本的な考え方と具体的な展開事例がまとめられています。

★CHECK②★

「大阪府子ども条例」(大阪府 平成19[2007]年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomojorei/index.html>

この条例は、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。子ども自身も、自らの大切さを認識し、主体的に生きる力、社会のルールや仕組み、他者を思いやり他者の尊厳を守る心を身に付け、自ら考え方をもって行動する社会の一員であることを自覚すべきであるということが述べられています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の3では、安心・安全なクラスづくりのための規律・ルールの確立について説明とともに、チェックリストや実践のエピソードが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第7章-5では、授業規律と学習習慣について取り上げ、安心して学べる環境を確保する必要性や友達と支え合いながら学習習慣を定着させていくことの重要性に触れながら、また、授業規律と集団づくりに関連するワークシートやエピソードの紹介をしています。

以下の②は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

② さらに、人々が、自らが権利の主体であるのと同様に他者も権利の主体であることを認識した上で、それぞれの権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざして、人権教育を推進することが重要である。学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を推進する。〔1-②〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下の平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。〔第Ⅰ章－1.－(1)〕
- ◎ 人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。〔第Ⅰ章－1.－(1)〕
- ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。(中略)児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。〔第Ⅰ章－2.－(2)〕

Q 14

喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育について学びたい。

シンナー、覚醒剤、大麻、麻薬などの薬物は、一度の使用でも「乱用」になります。これらの薬物は強い依存性があって、「やめたくても、やめられなくなるもの」です。また、たばこ、酒類も依存性物質を含んでおり、未成年の喫煙、飲酒が薬物乱用の入口となる場合もあります。

子どもたちを守る観点から、子どもの発達段階や学校・地域の状況を踏まえて、喫煙、飲酒を含めた薬物乱用防止教育に取り組むことが大切です。

A1 一次予防が大切です。

薬物乱用防止に当たっての学校の最も重要な役割は、一次予防です。薬物乱用の危険についての正しい知識を子どもたちに伝えるとともに、現実的な対応能力を高めるためのスキル（技能・能力）学習が必要です。飲酒・喫煙・薬物乱用は、社会的要因や環境要因が大きく関わるため、正しい知識だけではなかなか危険行動を回避することには結びつきません。自分には能力や価値がないと感じていたり（低いセルフエスティーム）、自分の考えや気持ちを効果的に相手に伝えるコミュニケーション、感情やストレスを上手にコントロールするストレスマネジメント、問題状況において解決策を選択する意思決定などのライフスキルが低いと社会的要因や環境要因の影響を受けやすいのです。

A2 薬物乱用防止教育を進めるときは、以下の点に注意しましょう。

- ①飲酒・喫煙・薬物乱用問題は、いじめや暴力、性の問題行動、性感染症等と、密接に関連しているので、総合的な観点をもって取り組む。
- ②「薬物乱用は違法であり、社会に対して有害である」という明快で、あいまいさのないメッセージを示す。
- ③教材には科学的に信頼できるデータを使う。
- ④子どもの年齢、興味、ニーズなどの発達段階を踏まえる。
- ⑤子どもの置かれている家庭や地域環境の違いに配慮した教材・指導方法を選択する。

A3 子どもの薬物乱用について相談を受けたときの基本的な対応を理解しましょう。

薬物乱用は犯罪行為です。毅然とした対処をしなければなりません。しかし、個人情報は慎重に取り扱い、当該の子どもにとって将来不利にならないような人権上や教育上の配慮が重要です。

学校内に薬物乱用者がいた場合は、学校内の対応だけで解決しようとせず、直ちに警察などの関係機関や保護者に連絡し、適切な措置を講じてください。また、他の子どもへ薬物乱用が拡大しないように、指導を継続しなければなりません。家族や第三者からの通報の場合も、まず、関係機関への連絡が必要です。

関係機関等による措置を終えた後は、学校として制裁的な対応をとらないように配慮し、教育的な見地からそれぞれの子どもに応じた支援をすることが大切です。

〈ポイント〉

健康な行動をとるためにには、知識とともにライフスキルと言われる資質や能力が必要です。ライフスキルの意味は「日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な資質や能力（生きる力）である」と言われています。

- ①自分自身を大切にことができる（健全な自尊心の形成）
 - ②物事を様々な角度から慎重に考え、判断することができる（意志決定）
 - ③目標を決めてそれを実現することができる（目標設定）
 - ④日常的に起こるストレスに適切に対応できる（ストレス対処）
 - ⑤家族や仲間とよく話をし、良い人間関係を保つことができる（コミュニケーション）
- ※ ライフスキルについてはCHECK①で紹介している資料を参考にしてください。

★CHECK①★

- ①「わたしの健康（小学生用）」（文部科学省 令和3[2021]年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm

- ②「かけがえのない自分、かけがえのない健康（令和2年度版）（中学生用）」（文部科学省 令和3[2021]年）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm

- ③「健康な生活を送るために（令和2年度版）（高校生用）」（文部科学省 令和3[2021]年）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

①については、児童の心と体の健康を守るために、「たばこ・酒の害」、「シンナーの害」を含めた健康な生活と正しい知識について記載しています。

②、③については、健康の大切さと、喫煙、飲酒、薬物乱用の危険性及びその対処法等について詳細に記載しています。

★CHECK②★

- ①「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 ー令和元年度改訂ー（小学校編）」

（公益財団法人 日本学校保健会 令和2[2020]年3月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/235>

- ②「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 ー令和2年度改訂ー（中学校編）」

（公益財団法人 日本学校保健会 令和3[2021]年3月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/245>

- ③「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 ー令和3年度改訂ー（高等学校編）」

（公益財団法人 日本学校保健会 令和4[2022]年3月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/261>

- ④「薬物乱用防止教室マニュアル（平成26年度改訂）」（公益財団法人 日本学校保健会 平成27[2015]年3月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/183>

- ⑤「薬物乱用防止教育のためにー指導参考事例集ー」

（大阪府教育委員会 高等学校版 令和4年[2022]年3月 中学校版 令和5年[2023]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/hoken/yakubutu.html>

①～③については、理論編、実践編、参考資料で構成されており、実践編では、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の展開例が示されています。

④については、学校において薬物乱用防止教室を実施する際に役立つ内容が示されています。

⑤については、「薬物乱用防止教育」を有効に、効率的に開催できるよう作成した教材です。

★CHECK③★

- ① 「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』子どもたちを薬物乱用から守るために」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/dl/dame_kodomo.pdf
 小学生の保護者向けに作成された薬物乱用防止のための啓発読本です。
- ② 「薬物乱用防止『ダメ。ゼッタイ。』ホームページ」(公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター ホームページ)
<https://www.dapc.or.jp/>
 薬物の種類や薬物乱用の危険性をわかりやすく解説したコンテンツがあります。

★CHECK④★

- 「児童の権利条約(児童の権利に関する条約)」(国際連合 平成元(1989)年11月採択、平成2(1990)年9月発効)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>

【補足と発展】

- ① 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導では、知識の詰め込みではなく、子どもが自ら考え、適切な判断ができるような工夫が大切です。そのため、ケーススタディ、ロールプレイングなど、多様な指導方法を用いて、実践的に理解できるように工夫する必要があります。たばこ、アルコールや薬物は依存性をもつため、やめようと思っていてもやめられない子どもがいる可能性もあるので、いつでも相談に応じる体制があることを周知しておく必要もあります。
- ② 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導は、警察関係者、麻薬取締官OB、教職員、医師、薬剤師など、外部の専門家を講師とした「薬物乱用防止教室」を行うことによって、より有効なものにすることができます。

以下の⑩は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ⑩ 子どもに教育を保障し、個性を伸長させるためには、教職員は、子どもの今ある姿だけでなく、その子どもの生活背景や成育過程等を含めて理解することが必要である。
 このため、子どもの発達段階や心理状態、家庭や社会の状況とともに変化する子ども(若者)文化など、子どもを取り巻く背景について基本的な理解を深める。〔2-(1)-イー(ア)-a〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
- ⑩ 豊かな人間性や社会性を育むため、体験的な活動を多様に取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要がある。しかし、体験的な活動を取り入れ、実施するだけで、人権教育の目標が自ずと達成されるわけではない。児童生徒が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導の構成が不可欠である。〔第Ⅱ章-第2節-3.-(3)〕
- ⑩ 人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。(中略)学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い合わせたための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれる。(中略)なお、学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。〔第Ⅱ章-第2節-2.〕
- ⑩ 児童生徒の肯定的なセルフイメージの形成を支援すること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定の力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組についても「積極的な生徒、指導」の取組と歩調を合わせてこれを進めることで、より大きな効果を上げることができるであろう。〔第Ⅱ章-第1節-1.-(3)〕

Q 15

子どもから「いじめられている」という相談があった。

相談してきた子どもは、あなたを信頼しているのです。相談をするということは、勇気をもって解決の方向へ一歩踏み出したということです。相談に来たタイミングを逃さず、誠意をもってていねいに話を聞いた上で、「学校いじめ防止基本方針」に従って、いじめ対策組織を用いて対応してください。

A1 子どもの気持ちを受けとるとともに、事実をしっかり把握しましょう。

まず、相談に来た子どもの気持ちを受けとめて話を聞くことが最優先です。安心して話ができる静かな場所と時間を設定して、ゆっくりと話を聞きましょう。相談に来たことを肯定し、子どもを勇気づけましょう。

相談を受けるときには、子どものペースで話を聞きながら、相談を受けた教職員が、誰が、いつ、どこで、どのように、といった事実関係を整理していきましょう。相談に来た子どもに「あなたにも原因がある」といった発言で二次被害を起こしたり、教職員が入れ替わって何度も同じ話をさせないようにしましょう。

A2 相談した子どもの立場に立ち、解決へ向けた強い意志をもちましょう。

子どもの相談には親身に応じましょう。いじめが悪化することを恐れて相談できない子どももいるのです。子どもの命がかかっているかもしれないことを肝に銘じ、相談を受けた場合には、いじめを解決するという強い意志をもち、子どもにも伝えましょう。相談した子どもの立場に一貫して立ち、守りきる姿勢が大切です。

A3 解決に向けた方針をしっかりと立てて取り組みましょう。

いじめの解決は、いじめの加害者側の子ども、また周りの子どもの変革が重要な鍵となります。解決に向けた方針をしっかりともって取り組まなければなりません。一人だけで判断するのではなく、校長・准校長、教頭、他の教職員などに相談し、チームを組んで役割分担するなど、いじめ対策組織を用いて取り組む必要があります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関と連携して取り組むことも大切です。

解決への取組みを通じて、人権を尊重する集団へと高めることが重要です。

※ 学校として解決に向けた方針を立てる際には、子どもや保護者の思いや願いを考慮する必要があります。CHECK①で紹介している「いじめ防止指針」を参考に取組みを推進しましょう。

〈ポイント〉

子どもと教職員の信頼関係は基盤です。普段から、子どもが相談できるような信頼関係を築くように努めましょう。「人権教育推進プラン」の子どもと接する基本的な姿勢(2-1)ーイー(ア)-a)を参考にしてください。

- a 子どもを、背景を含めて理解する姿勢
- b 子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢
- c 子どもの自立を支援する姿勢
- d 集団づくりを支援する姿勢

※ Q6も、合わせて必ず読んでください。

★CHECK①★

①「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために ーいじめ防止指針ー」

(大阪府教育委員会 平成 18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

2. ー②「児童生徒の願いや思いを受け止める」において、「日頃から休み時間等に児童生徒の活動に積極的に加わったり声かけをするなど、様々な場面での子どもの様子を把握することで、教師が予断をもつた判断をせず、児童生徒の願いや思いを受け止めることが大切である。その際、児童生徒の表面的な言動にとらわれず、その裏にある児童生徒の願いや思いを認識するような力が必要である。」という記述があります。この箇所は重要です。その他、この指針は必ず全体を読んでおきましょう。

②「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」(文部科学省 平成 25[2013]年9月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

この法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)の策定を求めていとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針(以下「地域いじめ防止基本方針」という。)の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しています。

③「大阪府いじめ防止基本方針」(大阪府 令和4 [2022]年4月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34767/00000000/kihonhoushin_r4kaitei.doc

大阪府いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、府、教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。平成 29 年3月に国の方針(いじめの防止等のための基本的な方針)が改定されたことから、大阪府においても府いじめ基本方針の改定を行っております。

④「【教員用】いじめ対応セルフチェックシート・【学校用】いじめ対応セルフチェックシート」

(大阪府教育委員会 令和元[2019]年6月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

いじめについて、各校で個々の教職員の認識や現在の学校体制について見直し、いじめ対応の改善と充実を図るために作成されたチェックシートです。

★CHECK②★

①「いじめ対応マニュアル ～いじめ発覚時の適切な対応に向けて～」

(大阪府教育委員会 平成 24[2012]年 12 月)

本マニュアルは、いじめが発覚したときの基本的な対応や緊急事案について、管理職への連絡体制や対策会議での情報共有、教職員と専門家・関係機関との連携、「ネット上のいじめ」への対応の在り方や流れを示しています。

②「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会 平成 26[2014]年2月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>

加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例(汎用版)を作成しました。

【ねらい】

- (1)対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導が行えるよう共通理解を図る。
- (2)問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- (3)保護者の協力のもと、加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促す。
- (4)レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ対応の改善を図る。

★CHECK③★

「いじめ SOS チームワークによる速やかな対応をめざして いじめ対応プログラムⅠ」

(大阪府教育委員会 平成19[2007]年6月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime_puroguramu1.pdf

本冊子は、いじめに対する基本的な認識と基本的な対応を示した「巻頭論文」、いじめ事象に対する学校としての「緊急対応と事後指導」、具体的な取組を示した「事例」に大別して構成されています。

「いじめへの緊急対応と事後指導」のうち、「緊急対応」では、〈発覚〉〈状況把握〉〈見立てと対応〉のプログラム、「事後指導」については、〈ケアとサポート〉〈事後の教訓化〉のプログラムをそれぞれ時系列でまとめています。

★CHECK④★

①「すこやか教育相談」「すこやか相談@大阪府(LINE相談)」(大阪府教育センター教育相談室 ホームページ)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

大阪府教育センターの相談窓口で、不登校やいじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな相談を受け付けています。

②「学校における児童・生徒のための『被害者救済システム』」(大阪府教育委員会 令和元[2019]年12月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyuusai/index.html>

学校において児童・生徒が被害者となる事象(教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童生徒間のいじめ等)が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を図ります。対象校は、府内の公私立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校・支援学校です。

★CHECK⑤★

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

第4章「いじめの根絶のために」には、障がいのある子どもに対するいじめ事象の特徴を踏まえ、取組みを進めるためのポイントなどがわかりやすく解説されています。また、具体的な事例も紹介されています。

★CHECK⑥★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。E章2「対立と解決」・3「わたしのせいじゃない？」では、対立のとらえ方と解決のスキルや、いじめをなくすための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第5章の2では、いじめへの対応において大切にすべきポイントの説明とともに、いじめを絶対に許さない集団づくりのために使える教材・ワークや実践のエピソードが紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3－集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

④「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

いじめへの対応の在り方や、いじめを未然防止する6つの力を育むための取組み等を、分かりやすくまとめています。

★CHECK⑦★

①「生徒指導支援資料」(文部科学省・国立教育政策研究所)

<https://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html>

「いじめ」をテーマにした生徒指導支援資料を発行しています。

追跡調査等から得られたデータを踏まえ、各学校がいじめに取り組む際に役立つ「校内研修キット」の形で作成されています。

本事例集は、各地域の学校、教育委員会から寄せられた、いじめ対策に関する特色ある先進的な実践事例をもとに編集されています。

②「生徒指導リーフ」シリーズ・「生徒指導リーフ増刊号」シリーズ(国立教育政策研究所)

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

生徒指導に関して、ピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料です。

以下の①は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

◎ 差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを 基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。〔1-3-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

◎ 「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒はじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができる。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

〔第Ⅰ章-2. ①(2) 参考:「隠れたカリキュラム」〕

◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。

〔第Ⅱ章-1節-1. ①(3)〕

◎ 学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。

〔第Ⅱ章-1節-1. ①(3)〕

◎ 児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。〔第Ⅱ章-2節-3. ①(4)〕

Q 16

子どもからセクシュアル・ハラスメント
について相談された。

教職員がセクシュアル・ハラスメントに関する正しい認識や生起した場合の対応について正しく理解していないために、初期対応を誤り、解決を難しくしてしまう場合があります。被害者である子どもの立場に立ち、一人で抱え込みず、組織的に対応することが重要です。

A1 必ず複数の教職員で、また、1人は相談者が希望する性の者で対応しましょう。

相談対応の際は、次の5つのポイントに配慮して、被害を受けたことについて相談してくる子どもの立場に立った対応を心がけましょう。

- ① 相談してくる子どもが安心できる雰囲気をつくりましょう。(次頁の〈ポイント〉参照)
- ② 先入観をもたず、子どもの心の内面に配慮して相談を受けましょう。
- ③ 事実確認を急がずに、子どものペースにあわせて聞き取りをしましょう。
- ④ 被害を受けたと主張する子どもの発言を疑うなど、二次被害を起こさないように、聞き取りをしましょう。
- ⑤ 子ども自身が自己決定する意欲をもち、自分への信頼感を回復するように支援しましょう。

A2 校長・准校長、教頭を中心に、学校体制として対応しましょう。

相談を受けたときは、一人で抱え込むことなく校長・准校長、教頭などに連絡し、学校として組織的に取り組み、被害にあったと考えられる子どもや保護者の思いや願いを聞いて適切に支援することが重要です。また、大阪府教育センターの「すこやか教育相談」や、第三者機関の相談窓口を活用することもできます。

※ CHECK②にあげている相談窓口を参考にしてください。

A3 被害にあった子どもの心と体の回復と再発・未然防止に向けた取組みを進めましょう。

重要なことは、被害にあった子どもが再び元気に学校生活を送れるようになることです。そのためには、被害にあった子どもが、学校に居づらくなることのないように、子どもや保護者に対する長期的な心のケアなどの支援、及び学校における子どもたちの人間関係の再構築が必要です。

また、再発・未然防止のための方策としては、予防教育やジェンダー平等教育を推進とともに、子ども・保護者へのリーフレット配付など、セクシュアル・ハラスメント防止の基本的な考え方や救済システムの周知を図ることが重要です。

A4 パワー・ハラスメントについて理解を深めましょう。

「教職員と子ども」という関係性は往々にして、子どもたちが断ることができない状況を生み出します。立場の強い者が立場の弱い者に対し、その強さを背景に人格や尊厳を侵害する言動をとるという点で、教職員による子どもへのセクシュアル・ハラスメントはパワー・ハラスメントと共通点があります。そのため、パワー・ハラスメントについての理解を深めておく必要があると言えます。

職場におけるパワー・ハラスメントについては、「労働施策総合推進法」に、①「優越的な関係を背景とした言動であって」、②「業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより」、③「労働者の就業環境が害されること」とあります。学校における教職員から児童生徒へのパワー・ハラスメントについても、「職場」を「学校」に置き換えて理解する必要があります。

〈ポイント〉

信頼し、守ってくれるはずの大人から被害を受けた子どもは、なかなかその思いを伝えることはできません。身近に信頼できる人がいなかったり、「恥ずかしい」と感じたり、「自分が悪いから」と自分を責め、誰にも相談できず深刻な事態に至ったりしたケースもあります。

「あなたが悪いのではない」という言葉かけは、そのような子どもたちを勇気づける重要なキーワードです。

★CHECK①★

①「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和5年7月13日改正)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。

②「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために

～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」(大阪府教育庁 平成29[2017]年5月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4919/00000000/sekuharagIH29.pdf>

基本的な考え方・未然防止のための校内体制・子どもの立場に立った適切な対応のあり方等について示しております。

③「セクシュアル・ハラスメント防止のために一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点」(大阪府教育委員会 平成22[2010]年11月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/19304/00145571/P7.pdf>

④「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A集」

(大阪府教育委員会 平成15[2003]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/sekuharaga.html>

基本的な考え方、初期対応や中・長期的な取組みなど、Q&A方式で分かりやすく構成されています。

また、生起したときの学校の対応をまとめたフローチャートもあります。

⑤「セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレット」

小中学校版(大阪府教育委員会 平成18[2006]年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/sekuharari-hu.html>

高校版(大阪府教育委員会 平成21[2009]年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jinkenkyoiku/index.html>

⑥「生命(いのち)の安全教育について」(文部科学省 令和3[2021]年4月)

発達の段階に応じた、「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育です。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざすものです。

各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

★CHECK②★

①「すこやか教育相談」「すこやか相談@大阪府(LINE相談)」(大阪府教育センター教育相談室 ホームページ)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

大阪府教育センターの教育相談の窓口で、セクシュアル・ハラスメントを含め、さまざまな相談を受け付けています。

②「学校における児童・生徒のための『被害者救済システム』」(大阪府教育委員会 令和元[2019]年12月改定版)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyuuusai/index.html>

学校において児童・生徒が被害者となる事象(教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童・生徒間のいじめ等)が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を図ります。対象校は、府内の公私立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校・支援学校です。

★CHECK③★

①「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成15[2003]年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/dannjo-sidoujirei.html>

②「こどもエンパワメント支援指導事例集」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/siryou/index.html>

セクシュアル・ハラスメントを未然防止するためには、ジェンダー平等の精神に基づいた学級・学校づくり(教育環境の醸成)や、子どもたち自身が自らを守る力を持つことが必要です。上記の冊子には、基本的な考え方とともに、教材や指導事例が豊富に掲載されています。

★CHECK④★

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ』」(大阪府 各年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/>

「人権ポータルサイト『ゆまにてなにわWEB』」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/portal/index.html>

この資料には「性的マイノリティの人権のこと」について記載されています。性的マイノリティの人権問題について理解するため、必ず読んでおきましょう。

CHECK③-①「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」では、性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントについて触っています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の4では、子どもの感情に寄り添い理解するために大切にしたい「受容・傾聴・共感」の姿勢とスキルについて説明されています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

性的マイノリティに関して、当事者の現状や、学校として取り組むべきことや配慮等について、分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

①「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」

(大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課(労働相談センター) 令和4[2022]年12月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/hara-sassi/index.html>

②「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(大阪府教育委員会 令和4[2022]年4月1日)

<https://x.gd/XJ15O>

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(大阪府教育委員会 令和4[2022]年4月1日)

<https://x.gd/SIfOK>

「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(大阪府教育委員会 令和4[2022]年4月1日)

<https://x.gd/ukgjy>

セクシュアル・ハラスメントに係る子どもからの訴えに敏感に反応するためには、管理職を含むすべての教職員が、自らの人権感覚を磨くとともに互いの人格を尊重し、良好な職場環境の維持に努めるとともに、日頃から管理職を含めた教職員同士でコミュニケーションを取ったり、校内研修等を通じてパワハラやセクハラに関する共通理解を深めたりするなど、子どもが相談しやすい環境を整えておくことが大切です。上記3つの指針では、こうした大切な観点について、詳しく触っています。

★CHECK⑦★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「男女平等教育」では、児童生徒がセクシュアル・ハラスメントに直面したときの対応策についても掲載しています。

Q 17

経済的に困難な家庭の子どもの 高校や大学等への進学を支援したい。

「経済的に余裕がないから」という理由で、高校や大学等への進学をあきらめている子どもはいませんか。ここでは「奨学金制度」を紹介します。これらの制度を有効に活用して、経済的理由により進学意欲を失っている子どもたちを支援しましょう。

A1 すべての子どもの自立と自己実現の支援が必要です。

子どもが進学を希望しているのに、経済的な困窮など、様々な家庭的な事情により、高校や大学等への進学を断念せざるを得なくなることは、「人権としての教育(教育を受ける権利の保障)」の観点から、あってはならないことです。奨学金を受けることが権利であることを伝え、子どもや保護者に奨学金制度の活用を促すことは、学校としての大切な役割です。

A2 学校全体で子どもの支援をしましょう。

一人だけで子どもに関わるのではなく、その子どもの背景にある課題について他の教職員と情報を共有し、進路指導担当や奨学金担当と連携して多方面から子どもをサポートしましょう。家庭の状況によっては、関係機関に協力を求めることも必要です。

A3 様々な奨学金制度についての情報収集に努めましょう。

高等学校等への進学のための奨学金制度に関しては、公益財団法人大阪府育英会の奨学金があります。年収のめやすとして800万円未満の場合、「授業料実質負担額+その他の教育費 10万円」の貸付となります。就学支援金制度の対象となる世帯は授業料が無償となり、毎年10万円のみの貸与となります。

大学や専修学校専門課程への進学のための奨学金制度に関しては、「日本学生支援機構奨学金」が、最も広く利用されていることから、その制度の種類、貸与月額、貸与期間などの情報を整理し、理解しましょう。給付型と貸与型があり、さらに貸与型には無利子の第1種奨学金と有利子の第2種奨学金がありますが、第1種奨学金は貸与月額が低いため、学費が高い私立大学など第1種奨学金だけでは授業料に足りない場合があります。私立大学をめざす生徒へは第1種・第2種の併用についても情報提供をしてください。

経済的理由により就学が困難な生徒には、社会福祉協議会の「生活福祉資金」や、母子家庭及び父子家庭の生徒等には福祉事務所で手続きを行っている「母子・父子・寡婦福祉資金」などの貸付制度があります。ただし、外国籍の生徒の進学に係る貸付の際は保護者の在留資格によっては奨学金を受けられない場合もあるので、各制度の条件を確認し、適切な情報提供を行うことが大切です。

また、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用して教育資金を借りることも可能です。これらに限らず、教育ローン制度を持っている民間金融機関が多くあります。銀行によつては、住宅ローンを借りていれば教育ローンの金利を優遇する場合もあります。

その他に市町村独自の奨学金制度や、企業・団体が募集する奨学金制度など多くの奨学金があります。令和2年4月から、大学等に進学する学生等を対象に、授業料減免制度と給付型奨学金の支給を併せて行う、高等教育の修学支援新制度も始まっています。情報の収集に努め、生徒や保護者へ提供することが大切です。

〈ポイント〉

まずは子どもとじっくり話し合い、その子どもがどのような将来設計（夢）をもっているのか、またその実現のためには何をしなければならないのかを一緒に考える姿勢が必要です。また、保護者の理解や協力も必要となるので、懇談会や家庭訪問などを通じて保護者の思いや願いを十分聞くなど信頼関係を築きながら、家庭状況を把握しましょう。そしてさまざまな奨学金制度を活用すれば進学が可能になる可能性があることを伝え、経済的な理由により子どもの進学意欲が低下することのないようにしてください。

★CHECK①★

「奨学金について」（大阪府教育庁高等学校課ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html>

大阪府は、大学奨学金等に関する制度説明会、奨学金等個別相談会、電話相談などの相談活動等を通じて、経済的理由により就学が困難な人に対する支援を行っています。くわしい奨学金制度については上記Webページに紹介されています。

★CHECK②★

①「日本国憲法」第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html>

②「教育基本法」第4条

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html

日本国憲法及び教育基本法により、教育の保障が明らかにされています。

★CHECK③★

①「府立高等学校の授業料と就学支援金について」（大阪府教育庁施設財務課ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>

②「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」（大阪府教育庁施設財務課ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/index.html>

「就学支援金制度」や「奨学のための給付金」については、上記のWebページに紹介されています。

③「外国にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」（大阪府教育庁教育振興室高等学校課）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21107/00000000/shinro_leaf.pdf

④「大阪府の私立高等学校等の授業料無償化制度について」（大阪府教育庁私学課）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/11430/00000000/0404_mushokar5.pdf

★CHECK④★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

子どもの貧困について、その現状や、外部の福祉機関との連携も含めて学校として取り組むべきこと等を、分かりやすくまとめています。

【補足と発展】

- ① 進学を考えるとき、一方では学習に対する意欲と進学に向けての基礎学力が必要です。子どもが学ぶことに喜びを感じるような授業、希望の進学先に合格できるような学力をつける授業ができるように指導力をつけましょう。
- ② 進学に関する情報の収集と分析も必要です。たとえば、府立高校は特色のある学校づくりを進めていますが、機会があればいろいろな学校の説明会に参加するとよいでしょう。
- ③ 高校生であれば、進学をはばむ要因をどう乗り越えて希望の進路を実現していくのかを、将来設計と関わって考えさせることも重要です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 全ての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きい。このため、全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。[1-(3)-イ]
- ◆ 「人権が尊重された教育」の項も参考にしてください。[1-(3)-ウ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下の平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。[第Ⅰ章-1.-(1)]
- ◎ 「生き方学習」や進路指導と関わらせる:学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。
[第Ⅱ章-第1節-1.-(2)-参考4]

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5〔2023〕年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 学習指導要領では、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう、初めて前文が設けられた。前文では、「教育基本法」第1条(教育の目的)と第2条(教育の目標)の規定が引用されており、その中では、個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重といった人権教育とも関係の深い言葉が列記されている。それに続き、「これからの中学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる」と記載されている。これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念とも共通している。[I-2.-(1)]

Q 18

人権を侵害する事象に直面した。

人権侵害事象に直面したとき、適切な対応が取れないとために、被害を受けた子どもをさらに傷つけてしまう場合があります。その場でどのように対応するのかを知っておくとともに、人権侵害が起こらないようにする普段からの取組みが大切です。

A1 機を逸することなく対応することが大切です。

人権を侵害する事象を見聞きした教職員が、その場でその問題点を子どもたちにきちんと指摘することが大切です。そのとき、被害を受けた子どもの人権を守ることを最優先にします。また、特定の子どもに対する人権侵害でなくても、何も指摘しないで放置することのないようにしなければなりません。そして、その事象に至るまでの過程を含めて事実確認を正確に行うとともに、その場の状況を記録し、校長・准校長、教頭や人権教育担当に連絡します。場合によっては、関係する子どもからいねいに聞き取ることも必要です。

A2 被害を受けた子どもの立場にたって取り組みます。

被害を受けた子どもの人権を守ることを最優先に考えます。被害を受けた子どもは、人権を侵害する事象の問題性を指摘できないことがあります。また、指摘できないことに自尊心を著しく傷つけられることもあります。さらに、同じようなことが繰り返されるのではないかという不安を抱くこともあります。そのような子どもと保護者の思いや願いを十分に聞き取り、共感をもって受けとめ、支えるようにしてください。直接被害を受けていなくても、人権課題に関係のある当事者の子どもに対しても同様の配慮とケアが必要です。

A3 互いに尊重できる集団づくりを進めましょう。

加害の子どもへの教育的指導は、その事象に至るまでの過程でのいらだちやくやしさ等気持ちの揺れに配慮しつつ、何が問題なのかについて気づきを促すようにします。そして、自分の問題として差別意識の解消に向けて積極的に取り組む姿勢を身に付けられるように指導します。その際、子どもどうしの人間関係を踏まえ、どのような意識に基づいた行為なのか検討する必要があります。加害の子ども自身が、生活や学力などの面において課題を抱え、心理的に抑圧された状態で差別的な言動をする場合もあります。それらを踏まえた上で、当事者間の人間関係の修復にいねいに取り組む必要があります。

問題解決の取組みを通じて、学校の教育課題が明らかになります。子どもたちにとって安全で安心できる学校の環境をつくるためには、互いに尊重できる集団づくりを進めていくことが必要です。

〈ポイント〉

人権を侵害する事象が起こっていても、それに気づかなければ、子どもたちの人権を守ることができず、その機会を捉えて人権教育を行うこともできません。人権侵害事象に気づき、その問題性を見抜くためには、日常から人権及び人権問題に対する深い理解と、鋭敏な人権感覚・意識をもつことが重要です。

★CHECK①★

①「学校における人権教育推進のための資料集 〔事例を教訓化し、学校の取組を前進させるために〕」

(大阪府教育委員会 平成 29[2017]年4月)

学校で起きた差別事象などに対する取組みを進めるための道筋と留意点が、事例を示して解説されています。

②「教職員のための差別事象対応ワークシート」(大阪府教育庁 令和5[2023]年3月)

教職員が自らの人権意識をより一層高めるとともに、教育現場における差別事象への適切な対応を図ることを目的とした、校内研修等で活用することができるワークシートです。①「学校における人権教育推進のための資料集 〔事例を教訓化し、学校の取組を前進させるために〕」を参考に、6つの事例を取り上げています。各事例について、「『その場』の対応編」と「初期対応編」の2つのワークシートがあり、ワークシートに取り組んだ後は、各編の「解説」において、事象対応のポイントを確認することができます。

★CHECK②★

「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」(大阪府教育委員会 令和5[2023]年12月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

近年の情報化の進展に伴い、SNS などインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導の手びきを紹介しています。

★CHECK③★

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A 集」

(大阪府教育委員会 平成 15[2003]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/danniyoboudou/sekuharaqa.html>

子どもからセクシュアル・ハラスメントの被害の訴えがあった場合の対応をマニュアル化しています。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の8と9では、子ども集団の関係性の分析と方針決定やその見直し計画の立て方について具体的な方法の例が紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

★CHECK⑤★

①「大阪府人権尊重の社会づくり条例」

(府民文化部人権局人権企画課 平成10〔1998〕年10月施行、令和元〔2019〕年10月一部改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/jourei/index.html>

②「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例～大阪府性の多様性理解増進条例～」(府民文化部人権局人権企画課 令和元〔2019〕年10月施行)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogijorei/index.html>

③「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例～」(府民文化部人権局人権擁護課 令和元〔2019〕年11月施行)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/hatejourei/index.html>

④「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」

(府民文化部人権局人権擁護課 令和元〔2019〕年11月施行、令和5〔2023〕年10月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/jourei.html>

★CHECK⑥★

「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために(通知)」(大阪府教育委員会 令和2〔2020〕年9月)

子どもの人格形成に深く関わる教職員には、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けることが求められています。

人権侵害事象は子どもたちの心を傷つけ、その後の成長に大きな影響を与える行為です。とりわけ、差別を見逃さず子どもの人権を守る立場にある教職員による人権侵害事象は、決してあってはならないことです。

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」や「府立学校に対する指示事項」、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」、「学校における人権教育推進のために—『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集一」に基づき、すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うなど、人権教育の一層の充実に取り組むことが重要です。

以下の⑩は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

⑩ 差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。

教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題である。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員研修を実施するなど、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要である。

これらの差別やいじめ、セクシュアル・ハラスメント等の様々な人権侵害に対して総合的な教育相談体制を充実する必要がある。〔1-3-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。[第Ⅰ章－1.－(1)]
- ◎ 人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。[第Ⅰ章－1.－(3)]
- ◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。

〔第Ⅱ章－第1節－1.－(3)〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5[2023]年3月)改訂

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 生徒指導は「成長を促す指導」、「予防的な指導」、「課題解決的な指導」の3つに分けることができるが、問題行動など目前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力を育成することを目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていくことが重要である。こうした視点も踏まえ、人権教育と生徒指導の相乗効果を図っていくことが必要である。[Ⅰ－2.－(2)]
- ◎ いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、「いじめ防止対策推進法」に基づき適切に対応することは当然であるが、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があり、いじめを許さない学校・学級の雰囲気を作り上げることが、人権教育を進めるに当たって重要である。[Ⅱ－2.－(1)－①いじめ]

Q 19

虐待を受けている子どもがいる。

教職員は、日常的に子どもたちに接する機会が多く、児童虐待を発見しやすい立場にあります。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害であるという認識を深め、もしやと思ったら迷わず対応することが大切です。

A1 気づきと早期発見が重要です。

児童虐待には、①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待⑤経済的虐待があります。「虐待を受けた子どもは自分の学校・学級にも存在しうる」という意識をもち、普段の何気ないしぐさや言動から子どものサインを見逃さず、チェックシートなどを参考に、虐待を早期に発見することが重要です。

※ 児童虐待の行為及びチェックシートについては、CHECK①で紹介している「子どもたちの輝く未来のために」及び「要点編」を参照してください。

※ 「⑤経済的虐待」については、「大阪府子どもを虐待から守る条例」第2条(3)に規定

A2 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合はすぐに報告してください。

子どもが児童虐待を受けたと思われる場合は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは児童相談所(子ども家庭センター等)に通告する義務があります(児童虐待の防止等に関する法律第6条)ので、学校から通告しなければなりません。もしや児童虐待では、と思ったときは、子どもを守るために早急に校長・准校長に報告してください。その日のうちに保護する必要がある場合もあります。

A3 学校内・学校外で十分な連携が必要です。

学校は、市町村児童虐待担当課又は児童相談所(子ども家庭センター等)に通告した後、子どもへのケアや保護者への支援など継続的な取組みを進めることが重要です。そのために、校内のチーム会議などで情報を共有し、取組みの具体的方策を立てる必要があります。情報を共有して的確な方策を立てるためにも、個人指導記録票など観察記録を作成し活用しましょう。

その際、スクールソーシャルワーカー等の専門家と積極的に連携することで関係機関との連携をさらに密にし、ケース会議などで個別の対応やネットワークによる継続的な支援について協議しましょう。児童虐待を受けた子どもは心に深い傷を負っています。

虐待を受けた子どもにとって学校は安全安心な居場所であることが求められます。スクールカウンセラーなどと十分相談しながら、必要に応じて専門家や専門機関の支援を要請するなど、心のケアをはじめとする支援に努めなければなりません。

また、通告の対象となった子どもに係る情報提供については、市町村児童虐待担当課又は児童相談所(子ども家庭センター等)に対し、おおむね1か月に1回程度、定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、すみやかに情報提供又は通告をするようにしましょう。特に、一時保護を解除され、帰宅した子どもについては、子どものささいな変化も見逃さず、児童相談所等と日常的な連携を行うようにしましょう。

〈ポイント〉

保護者や関係機関との日常的な連携と信頼関係が大切です。普段から子どもの悩みや相談をしっかり聞き取りましょう。また、家庭訪問を効果的に行うなど、さまざまな工夫をして子どもや保護者との信頼関係を築くようにしましょう。

★CHECK①★

①「子どもたちの輝く未来のためにー児童虐待防止のてびきー」(大阪府教育委員会 平成23〔2011〕年3月改訂)

学校における児童虐待への対応について、「早期発見」「通告」「継続的支援」の3つの視点から、学校及び教職員が講ずべき方策、措置等を示しています。

②「子どもたちの輝く未来のためにー児童虐待防止のてびきー要点編」

(大阪府教育委員会 令和元〔2019〕年12月)

直近の法制等を鑑みて、児童虐待対応について学校で押さえておくべきポイントをまとめています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html>

③「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省 令和2〔2020〕年6月改訂版)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

④「教職員向け DV 被害対応マニュアル〔改訂版〕」(大阪府民文化部 平成30〔2018〕年2月)

「教職員向け DV 被害対応マニュアル〔概要版〕」(大阪府民文化部 平成30〔2018〕年9月)

DVは配偶者間だけの問題にとどまらず、その家庭で育つ子どもに重大な影響を与え、DVを子どもが目撃することは心理的虐待にあたると示しています。

★CHECK②★

「児童虐待の防止等に関する法律(抄)」(日本国 平成19〔2007〕年6月最終改正)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

児童虐待防止法の改正により、学校としての判断、関与がより一層強く求められるようになり、虐待が疑われる場合も通告が求められるようになりました。学校は組織的に児童虐待の早期発見に努めなければなりません。

★CHECK③★

①「児童の権利条約(児童の権利に関する条約)」(国際連合 平成元〔1989〕年11月採択、平成2〔1990〕年9月発効)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。

②「こども基本法」(令和5〔2023〕年4月)

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/20820220622077.htm

基本理念として、「全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」と第三条に記されています。

③「大阪府子ども条例」(大阪府 平成19〔2007〕年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomojorei/index.html>

この条例は、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。保護者の責務として、子どもを大切に育てなければならないことについても第五条に記されています。

★CHECK④★

「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」(文部科学省 平成18〔2006〕年5月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm

国内外の先進的な事例などを示し、学校等の取組みを支援するために実施された調査研究の報告書です。

★CHECK⑤★

「『ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み』について」(大阪府教育令和3[2021]年9月)

子どもの日々の変化に気づきやすい教職員が、ヤングケアラーについて理解を深めること、ヤングケアラーの早期発見・把握等に向けた取組み例、支援につなげるための取組みを示しています。

★CHECK⑥★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の2では、子どもの悩み・本音をつかむ姿勢を身に付ける大切さとともに、子どもの状況を丁寧に把握するための視点や虐待を早期発見するためのポイントが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる

人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

③「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

子どもの虐待について、その背景やどう対応するか等を、分かりやすくまとめています。

【補足と発展】

- ① 教職員が、児童虐待に対する理解と認識を深め、児童虐待を早期に発見し適切な措置や援助をとるためには、対応に関する知識を習得し、適切な措置や援助を行う実行力を兼ね備えることが必要です。このため、専門家を講師とした教職員への研修や事例検討を行うなど、実践的・効果的な研修を行うことが大切です。
- ② 児童虐待だけでなく、セクシュアル・ハラスメントや体罰などの権利侵害について、子どもが正しい認識を持ち、自分の気持ちを伝え、いきいきと生活できる力をつける教育を充実していく必要があります。
- ③ 虐待を受けた子どもの中には児童養護施設から通学している子どももいます。協力しながら対応するためにも、日常からの児童養護施設との連携が大切です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 子どもの人権については、仲間はずしやいじめ・暴力によるいじめ、インターネットを通じて行われるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されており、平成 25 年(2013 年)「いじめ防止対策推進法」が施行された。さらに、薬物乱用、自死などの問題も生じている。近年、子どもの貧困が大きな社会問題となり、平成 26 年(2014 年)には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。また、家庭における児童虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。さらに、不登校、高校中途退学教育を受ける権利の保障という観点からの問題もあり、平成 29 年(2017 年)、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行された。[1-(1)]
- ◎ 一人ひとりの子どもの人権が保障され、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりを学校全体で受け止める必要がある。学級担任だけでなく、関係教職員が多様な観点から意見交換を行い、適切な役割分担のもとで、それぞれの子どもに合った最善の指導を組織的に実施していくことが重要である。[2-(1)-イー(ア)-c]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 学校における人権教育の取組に当たっては、上に見た人権教育の目的等を踏まえつつ、さらに、人権教育・啓発推進法やこれに基づく計画等の理念の実現を図る観点から、必要な取組を進めていくことが求められる。人権教育・啓発推進法では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(第3条)」にすることを、人権教育の基本理念としている。[第 I 章-2. 一(1)]
- ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。[第 I 章-2. 一(2)]
- ◎ 児童生徒の間にいじめがあつたり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。[第 II 章-第2節-3. 一(4)]
- ◆ 「家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携の重要性」について説明されている。[第 II 章-第1節-3.]

Q 20

体罰は、なぜ禁止されているのか知りたい。

体罰は、教職員としての指導力の未熟さや自らの指導力に対する過信の表れです。体罰は、指導を困難にするとともに、子どもの心身にマイナスの影響を与え、暴力を肯定する気持ちやいじめを容認することにもつながります。

A1 体罰は法で禁じられています。

「学校教育法」第11条には、次のように記載されています。「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

※ 体罰を行った教職員には行政上の責任、刑法上の責任、民事上の責任があり、校長には監督責任があります。CHECK①の「体罰防止マニュアル」にまとめて記載されていますから、必ず読んでおきましょう。特に、「叩く」などの直接的な暴力だけではなく、「正座、直立等、指定の姿勢を長時間にわたって保持させ、児童生徒に肉体的苦痛を与える行為」などは体罰にあたることを認識しておきましょう。

A2 体罰は人権侵害です。

体罰は人格を傷つけ、子どもの人権を侵害する行為です。「子どものために」「愛情表現」「体に覚えさせる」などの理由で、体罰を行うことは許されません。体罰は子どもの心に傷を負わせるだけでなく、体罰を受けた子どもが、暴力によって解決することを学習し、自分より弱い子どもに対して暴力を振るなどの「暴力の連鎖」を生む場合もあります。指導するときは、子どもの話をゆとりをもって聞けるよう自分の感情を抑え、冷静に対応しましょう。また、指導した後の子どもの様子を観察し、声かけを行うなどの支援を忘れずに行いましょう。

A3 毅然とした態度と一貫した方針で子どもに向き合いましょう。

子どものためには、毅然とした態度で、一貫した方針で指導することが重要です。基準をはっきりさせた粘り強い指導が大切です。また、問題行動などの指導には、個人だけで対応するのではなく、組織的に取り組むことが必要です。

A4 どのようなものであっても体罰は許されません。

子どもや保護者の中には、「自分が悪いときは、叩かれても仕方ない」とか「部活動における体罰は、強くなるためにはやむを得ない」など、体罰を受け入れる考え方もありますが、どのようなものであっても体罰は許されるものではなく、こうした子ども、保護者の意識改革を図る取組みを進めることも大切です。

〈ポイント〉

体罰がいけないということを漠然とわかっていても、教職員が意識せずに体罰に至る場合があります。どのような行為が体罰になるかしっかり認識しましょう。

★CHECK①★

「この痛み一生忘れない！～体罰防止マニュアル」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年11月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>

体罰がなぜいけないのか、どうすればいいのかをまとめた文章です。最後には、体罰防止のためのチェック項目もありますから、活用してください。

★CHECK②★

「不祥事予防に向けて 自己点検 《チェックリスト・例》〈改訂版〉」(大阪府教育委員会 令和2[2020]年3月)

体罰をはじめ、教職員による不祥事予防のために、さまざまな事例やチェックリストを掲載しています。

★CHECK③★

「児童の権利条約(児童の権利に関する条約)」(国際連合 平成元[1989]年11月採択、平成2[1990]年9月発効)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>

虐待などの子どもへのひどい行為からの保護や支援について書かれています。

★CHECK④★

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(文部科学省 平成19[2007]年2月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm

いじめ、校内暴力などの問題行動をおこす子どもに対する生徒指導に関する通知です。懲戒・体罰に関する考え方方が別紙で示されています。懲戒が体罰に当たるか否かは、児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうかなどの観点が必要とされています。

◎学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方；1 体罰について

(4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。

(5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。○放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。○授業中、教室に起立させる。○学習課題や清掃活動を課す。○学校当番を多く割り当てる。○立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20〔2008〕年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の7では、心に迫るほめ方、しかり方の指導のポイントや実践のエピソードが紹介されています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

体罰についての理解を深めるために、体罰防止に向けて学校が取り組むべきこと等を分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

「体罰防止リーフレット『力でおさえつける指導は絶対にしない!!』」

(大阪府教育委員会 平成27〔2015〕年3月 平成31〔2019〕年4月一部改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/taibatsuboushi/index.html>

支援の必要な子どもの指導において、幼児・児童・生徒一人ひとりを大切にする指導・支援を充実させることを目的に作成したリーフレットです。子どもの「気になる行動」に対して、適切な指導を行うためには、子どもの障がいについての適切な実態把握と計画的な指導方針が必要です。本リーフレットには、子どもの「気になる行動」の背景として考えられることや、感情に任せた指導が子どもに与える影響等をまとめています。

感情に任せた指導や体罰につながらないよう、日ごろの指導を振り返るチェックリストも掲載しているので、校種を問わず、広く教職員研修等で活用してください。

★CHECK⑦★

「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」(大阪府教育委員会 令和3〔2021〕年5月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/jikochekseat/index.html>

府立支援学校に勤務する教員が、「子どもの人権を尊重する」という視点から、子どもへの指導・介助等について自己点検を行うためのチェックリストを掲載しています。

以下の⑦は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

◎ また、体罰は、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損ないかねないものである。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことについて再認識する必要がある。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

◎ 教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。もとより、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。〔第Ⅱ章－第3節－1.-(3)-イ〕

◎ 人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

〔第Ⅱ章－第3節－1.-(3)-イ〕

Q 21

子どもどうしのもめごとや問題行動の対応に 追われて、人権教育に取り組めない。

人権教育には「人権及び人権問題について理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育※」という3つの側面があります。子どものもめごとや問題行動を解決することは「人権が尊重された教育」の実践そのものであり、子どもの人権感覚を育成する絶好の機会と捉えましょう。

※ 「人権教育推進プラン」では、「あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。」とされています。

A1 もめごとや問題行動の解決は、人権感覚を高める格好の機会です。

子どもどうしのもめごとは、大人にはささいなことに感じられても、当事者の子どもにとっては重大な問題です。そのようなもめごとや問題行動は、子どもたちや学校の抱える教育課題につながる場合があります。また、さまざまな人権上の課題につながる場合もあります。

一人ひとりの子どもの大きさを強く自覚し、一人の人間として尊重し、子どもの力を引き出すという態度で解決にあたることが、子どもの人権感覚を高める上で、重要であることを認識しましょう。

A2 人権を侵害する問題行動には毅然とした指導を行いましょう。

問題行動の中で、特にいじめ・暴力事件などの人権を侵害する事象の場合には、行動を起こした子どもに正面から向き合いつつ、他の子どもの人権を尊重する観点から、これらの行為を看過することなく、適切かつ毅然とした指導を行わなければなりません。

学校教育のあらゆる場面において、子どもの人権を尊重した指導をすることにより、生徒指導を通して人権教育の推進を図ることができます。

※ Q6、Q15、Q18も参照してください。

A3 問題行動を起こす背景をしっかり捉えて指導しましょう。

子どもが問題行動を起こした時には、起こした行為に対して、適切かつ毅然とした指導を行うことが必要ですが、同時に、その背景をしっかりと捉え、子どもの自立や人間関係づくりを支援する姿勢で指導することが重要です。

もめごとや問題行動の内容・背景、子どもの状況などに応じて、集団指導か個別指導かを選択するなど、隨時効果的な内容・方法により指導することが必要です。

〈ポイント〉

すべての教育活動は、子どもの人権を尊重する観点とそれにふさわしい環境で行われることが重要です。学習指導、生徒指導、進路指導等、あらゆる過程において子どもの人権が尊重された教育を行うためには、指導・支援にあたる教職員自身が、人権及び人権問題に対して深く理解するとともに、鋭敏な人権感覚・意識をもつことが重要です。

★CHECK①★

「令和6年度 初任者・新規採用者研修の手引 2024-25」(大阪府教育委員会 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r06/syonin_tebiki.html

この冊子には、学級経営についてⅡ【6】-8 (P108～P110)、人権教育についてⅡ【6】-9 (P111～P121)など、人権が尊重された教育活動を行う上で参考になることが掲載されています。

★CHECK②★

国連「人権教育のための世界計画」(国際連合 平成16[2004]年12月)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/index.html>

「人権教育のための世界計画」は、「人権教育のための国連10年」を引き継ぐ世界的な人権教育プログラムとして平成17(2005)年に開始されました。行動計画別添「初等中等教育における人権教育の構成要素」には、人権教育を推進する上で、教職員の参考となることが記載されています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第5章の1と3では、子どもたちのもめごとの解決方法や、課題解決の話し合いにおいて大切な考え方やそのステップ、アクティビティなどが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させて、授業や人権学習を通した集団づくり、行事をはじめとするすべての教育活動を通した集団づくり、集団づくりを進めるための教職員集団等のネットワークづくり、絵本を活用した集団づくりなどについて説明するとともに、集団づくりに関連する絵本リストをまとめています。また、大阪府内の実践を収集して、子ども用の教材や教職員用のワーク等を掲載しています。

★CHECK④★

「生徒指導提要(改訂版)」(文部科学省 令和4[2022]年12月改訂)

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、すべての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものであり、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、すべての児童生徒の発達をさせる働きかけとして大切であるということが掲載されています。

【補足と発展】

指導にあたっては、学校として課題を共有し組織として取り組むことが必要となります。また、家庭、地域や関係機関などとの連携が必要な場合もあります。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 基本方向の3側面のうち、「人権が尊重された教育」において、「教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されていることが必要」とし、教科指導、集団づくり、進路指導、生徒指導、体育・スポーツ、差別事象やいじめ問題への対応、セクシュアル・ハラスメント防止に関して、具体的な方向性を示している。[1-(3)-ウ]
- ◎ 日々の教育実践の中で子どもに豊かな人権感覚を培うためには、子どもを権利の主体として尊重しつつ、子どもの判断力や自己決定力を培い、さらに相手を思いやる心、困難を解決する力、責任感等を育むことを通して子どもの自立を支援するという教職員の姿勢が最も大切である。
このため、子どもを、背景を含めて理解し、共感することを前提として、子どもの自立的な思考・行動を促し、人間関係づくり・集団づくりの過程を支援するための技術・技能や態度の形成をめざした研修の充実が重要である。また、今後、さらに重要となる保護者、地域、関係機関との連携の在り方や、組織としての機能を十分に果たせる学校づくりについても研修を行う必要がある。[2-(1)-イ-(ア)]

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5[2023]年3月)改訂

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 生徒指導提要における生徒指導の定義は、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」とされており、生徒指導の取組に当たっては、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。特に、「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達過程を学校や教職員が支える」という発達支持的生徒指導と、共生社会の一員となるための人権教育の双方の推進を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図ることが重要である。[I-2.-(2)]

Q 22

豊かな人権感覚の基礎を育てたい。

豊かな人権感覚を育むためには、幼稚期や小学校低学年から、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、互いを大切にし合う態度や行動を育成することが大切です。

A1 幼児期は人権感覚の芽生えの時期です。

幼児にとっては、生活の場 자체が学びの場です。幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも大切に思えるような社会的共感能力の基礎を育むという観点が大切です。

A2 生命の尊さに対する感性などを育てることが大切です。

豊かな人権感覚の基礎としては、自己肯定感や、生命の尊さに対する感性を育てることが重要です。また善悪を判断する力も大切です。その上に立って、他者の立場や思いを理解し大切に思う心、他者とのより良い人間関係を築くために必要なコミュニケーション力、互いの違いを認め合って共に生きる姿勢を育むことが必要です。

A3 発達段階に応じて工夫しましょう。

効果的に人権感覚の基礎を育てるためには、学校教育の連続性や系統性に留意しながら、子どもの成長・発達段階を踏まえて取り組むことが大切です。

また、小学校高学年以上の年齢の子どもについても、人権感覚の基礎が十分育成されていない場合もあります。その場合は、教職員自身が、人権感覚の基礎となることについて十分認識した上で、指導することが大切です。

〈ポイント〉

幼稚園や保育所及び認定こども園等と小学校のなめらかな接続という観点も大切です。小学校入学はゼロからの出発ではなく、小学校教育は就学前の学びを生かしたものにしていきましょう。

★CHECK①★

「幼児教育推進指針」(大阪府・大阪府教育委員会 平成31[2019]年4月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyokucenter/youjikyoikushishin/index.html>

本指針に、子どもが小学校生活に期待感を持ち、一人ひとりが活き活きと自分らしさを發揮できるようにするために、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携の必要性が明記されています。具体的には、小学校における子どもの体験入学や遊びの交流、教員・保育士による合同研修会、保育参観や授業参観等の交流を通して、情報の共有やそれぞれの教育課程、保育課程についての理解を深めることができます。2[1](2)(ア)幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携

★CHECK②★

「豊かな育ちと学びをつなぐー就学前教育と小学校との連携をすすめるために」

(大阪府教育委員会 平成18[2006]年12月)

<https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/yutakanasodati/>

この冊子には、保育所・幼稚園と小学校が連携して取り組んだ府内の実践事例が豊富にありますので、参考にしてください。

★CHECK③★

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成16[2004]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

豊かな人権感覚の基礎を育てるための事例として具体的な展開例について、「生命の尊重」「自尊感情」など9つの観点でまとめています。

★CHECK④★

①「人権教育教材集・資料(CD版)」(大阪府教育委員会 平成23[2011]年3月、平成28[2016]年10月改訂)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryou/page_top.html

小学校1~3年生用、小学校4~6年生用、中学生用の3種類に分かれ、さまざまな人権課題に対応するとともに、児童生徒の感性に訴え、人権感覚の育成に関わる教材を取り入れています。また、それぞれの教材について「教材設定の理由」「教材を活用するにあたっての留意点」「教材の解説・補足資料」などが掲載されています。一部、Webページからもダウンロードすることができます(パスワードが必要です)。

②「人権教育実践事例集(CD版)」(大阪府教育委員会 平成29[2017]年6月)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryou/page_top.html

① の人権教育教材集・資料を活用した実践事例を各学校で取り組んでいただきやすいよう、「実践にあたって」「ねらい」「実践の流れと児童生徒の様子」「実践を終えて」の項目に構成して、掲載しています。

③「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育委員会 平成29[2017]年11月)

子どもたちが自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

④「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」

(大阪府教育委員会 令和2[2020]年7月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

新型コロナウイルスの感染拡大下では、未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況になりました。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進めることができます。

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を紹介しています。

⑤「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」(大阪府教育委員会 令和5[2023]年12月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

近年の情報化の進展に伴い、SNSなどインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。A章「自分と仲間」では、自分を好きになり、違いを認め合い、自分と他者を大切に思えるための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の5では、人権感覚の基礎である子どもの自己肯定感をはぐくむことの大切さを説明するとともに、子どもをエンパワメントするワークや実践のエピソードが紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3－集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

④「OSAKA人権教育ABC Part5－子どもの学びと育ちをつなぐ 連携から協働へ－」

(大阪府教育センター 平成25[2013]年3月)

子どもが新しい環境で、安心して人間関係を作るための校種間連携(保幼小・小小・小中・中高)の必要性と意義について紹介しています。

★CHECK⑥★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

【補足と発展】

「幼稚園教育要領」には、「友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。」「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。」「友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。」「友達との関わりを深め、思いやりをもつ。」など、人権感覚の基礎に関わる記載がありますが、小学校以上の年齢の子どもにとっても大切にすべき内容です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

◎ 学校における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。
【1-(3)-ア】

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 人権感覚の育成に関わる指導内容が紹介されている。

事例12:聴く技能を育てる指導

事例13:イマジネーション能力を育てる指導

事例14:感受性を高める指導

事例15:建設的な問題解決法についての指導〔実践編 II-1. -(2). 事例12~15〕

- ◎ 人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。〔第Ⅰ章-1. -(4)〕
- ◎ 学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。〔第Ⅱ章-第2節-3. -(4)〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5[2023]年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◆ 学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性が述べられている。
〔I-2. -(1)〕
- ◎ 学校で、そして教職員が、児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営みと言っても過言ではない。人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとすることが必要である。〔I-2. -(1)-①社会に開かれた教育課程の実現〕
- ◎ 学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要である。〔I-2. -(1)-②カリキュラム・マネジメントの推進〕
- ◆ 人権教育の指導方法の基本原理として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中心置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことは、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものであり、人権に関する知的理や人権感覚を養い、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになると述べられている。
〔I-2. -(1)-③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善〕

Q 23

「人権感覚」を育てるための指導方法 について学びたい。

学校での人権教育の目的は、子どもたちが人権感覚を身に付けて、自分や他者の人権を尊重する行動ができるようになることです。そのためには、子どもたちが学習に主体的に関わることができる指導方法の工夫が必要です。

A1 学級や学校の経営が人権尊重の精神に貫かれていることが大切です。

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるためには必要な人権感覚は、子どもに繰り返しことばで説明するだけでは身に付きません。

子どもが学校で「自分は大切にされている」という実感をもつことが「人権感覚」を育む土台です。人権尊重の精神が、教科・学習指導、集団づくり、生徒指導、進路指導など、すべての教育活動において貫かれている必要があります。

いじめや暴力をはじめ、他の人を傷つけるような問題が起きた時は、人権を尊重する観点から、これらの行為を見過ごすことなく適切かつ毅然とした指導を行わなければなりません。

また、基礎学力や言葉の力、話す・聞く力、コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、子どもたち一人ひとりが異なる意見をもっていても、誰もが自分の考えを安心して発表できる集団をつくりましょう。教職員がカウンセリング的な技法を身に付け、子どもたちの声をしっかりと聞く学校文化をつくることも大切です。

A2 子どもが主体的に学べるよう工夫しましょう。

人権感覚は子どもが主体的に関与し、参加し、体験することを通してはじめて身に付くものです。人権感覚を育成するためには、自分で「感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習が必要です。このような学習を促進する指導方法は、子どもの「協力」、「参加」、「体験」を要素として位置づけ、それを基本とするものでなければなりません。具体的にはQ24 を参照してください。

〈ポイント〉

教職員自身も鋭敏な人権感覚を磨くこと

〔土台〕

人権尊重の精神に
貫かれた
学級・学校づくり

さまざまな人権問題についての知的理解

自分と他人の大切さを実感できる取組み

自己肯定
感を育む

人間関係づくり・コミュ
ニケーション力を養う

協力的・参加的・体験的な学習形式

自他の人権を守ろう
とする態度・実践へ

★CHECK①★ 「人権感覚」を育むプログラムの展開例、実践例

「人権教育のための資料」(大阪府教育委員会 平成11[1999]年度 第1集～平成20[2008]年度 第9集)

この資料は、各学校に冊子(ただし第9集のみCD版)で配付しています。この資料集は小中学校のさまざまな学年を想定しており、学校によって状況が違うことから、まず教職員間で相談して、自分が担当する学級・学校の状況について理解・分析に努めてください。以下に展開事例を紹介します。

○自己肯定感を育む取組みについては

- ・「子どもにラブレターを書こう！」(5集)
- ・「ほんとうかな、そうかな」(7集)

○人間関係づくり、コミュニケーション力を養う学習については

- ・「自分大好き！！」(6集)
- ・「私がここにいる！」(7集)

○集団づくり、人権が尊重される学級経営については

- ・「ゆたかなかかわりあいをもとめて」(6集)
- ・「なかまを知ろう！自分を知ろう！そして伝え合おう！」(6集)
- ・「在日韓国人であるA君を理解しよう」(7集)

○人権感覚を養う体験的な学習の取組みについては

- ・「ふくらまそう夢・希望」(5集)
- ・「人にやさしい町づくりパワーのひみつをさぐれ」(7集)

また、第9集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の5つのテーマ・分野から同和問題(部落差別)に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。

★CHECK②★ 「人権感覚」を育むプログラムの展開例、実践例

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成16[2004]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

この資料には小学校低学年での人権感覚の育成に重点を置いた展開事例が掲載されています。

★CHECK③★

①「人権教育教材集・資料(CD版)」(大阪府教育委員会 平成23[2011]年3月、平成28[2016]年10月改訂)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryou/page_top.html

小学校1～3年生用、小学校4～6年生用、中学生用の3種類に分かれ、様々な人権課題に対応とともに、子どもの感性に訴え、人権感覚の育成に関わる教材を取り入れています。また、それぞれの教材について「教材設定の理由」「教材を活用するにあたっての留意点」「教材の解説・補足資料」などが掲載されています。一部、Webページからもダウンロードすることができます(パスワードが必要です)。

②「人権教育実践事例集(CD版)」(大阪府教育委員会 平成29[2017]年6月)

① の人権教育教材集・資料を活用した実践事例を各学校で取り組んでいただきやすいよう、「実践にあたって」「ねらい」「実践の流れと児童生徒の様子」「実践を終えて」の項目に構成して、掲載しています。

③「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育委員会 平成29[2017]年11月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

④「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」

(大阪府教育委員会 令和2[2020]年7月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

新型コロナウイルスの感染拡大下では、未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況になりました。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進めることができます。

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を紹介しています。

⑤「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」(大阪府教育委員会 令和5(2023)年9月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

近年の情報化の進展に伴い、SNS などインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導のつどびきを紹介しています。

★CHECK④★

「動詞からひろがる人権学習」(大阪府教育委員会 平成 17[2005]年3月、平成 30[2018]年 12 月一部改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/dousikara/index.html>

この教材は、人権を考えるうえで大切にしたい13の動詞を集めて、その一つひとつにエピソードと発展資料を配置したものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

★CHECK⑤★ 人権尊重の精神に貫かれた学級・学校づくり

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために ーいじめ防止指針ー」

(大阪府教育委員会 平成 18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/ijime-1.html>

本冊子とともに、Q6、Q15、Q18 もあわせて読んでください。

★CHECK⑥★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成 19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。I 編では学習を進めるにあたって大切なことや、指導方法の工夫について説明しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第4章では、子どもどうしが深くつながるための集団づくりの観点と方法やワーク、実践のエピソードが紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

★CHECK⑦★

「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」

(大阪府教育委員会 平成26(2015)年7月)

各学校における人権教育の推進に関する基本的な観点や、人権学習を計画・実施する上での具体的なポイント等をまとめています。

★CHECK⑧★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

【補足と発展】

子どもの人権感覚を高めるためには、教職員自身の人権問題に対する深い理解と鋭敏な人権感覚が必要です。そのためには、まず教職員自身が率先して、人権上の課題の解決に努力する人々の話を聞いたり、コミュニケーション力を養う研修などに参加したりするとともに、校内や他校の優れた実践に学ぶことが必要です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 「(3)基本方向」で、人権教育を「ア. 人権及び人権問題を理解する教育、イ. 教育を受ける権利の保障、ウ. 人権が尊重された教育」の3つの柱で解説している。「人権感覚の育成」はア、土台となる「人権尊重の精神に貫かれた学級・学校づくり」はウにあたる。[1-(3)]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 人権教育の効果的な指導のための方法と技術がくわしく紹介されている。

参考: 人権教育の効果的な指導のための方法と技術

- ①グループ活動を効果的に進めるテクニック
- ②ディスカッション技能を発達させるための方法と技術[実践編 II-3. 参考]

- ◆ 「人権感覚の育成」については、「第Ⅰ章-2. ー(2)学校における人権教育の取組の視点」で基本を述べ、「第Ⅱ章-第2節-3. 指導方法の在り方」で具体的な指導方法を述べている。
- ◎ 自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする、人権を弁護したり、自分とちがう考え方や行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などのような技能は、ことばで教えることができるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである。つまり、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。[第Ⅱ章-第2節-3. ー(1)]
- ◆ 「人権尊重の精神に貫かれた学級・学校づくり」については、「第Ⅱ章-第1節-1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進の(1)(4)(5)」で述べている。

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められる。このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして、本資料を作成した。第三次とりまとめと併せ、本資料が全国の学校・教育委員会で幅広く活用され、学校における人権教育がこれまで以上に充実することを期待する。[はじめに]
- ◆ (1)人権教育の充実をめざした教育課程の編成:学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性が述べられている。[I -2. -(1)]
- ◆ (2)人権尊重の理念に立った生徒指導:人権教育と生徒指導の関係性について述べられている。[I -2. -(2)]
- ◆ (3)人権尊重の観点に立った学級経営や学校づくり:人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならず、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があることが述べられている。[I -2. -(3)]

Q 24

子どもが主体的に学べる人権教育を進めたい。

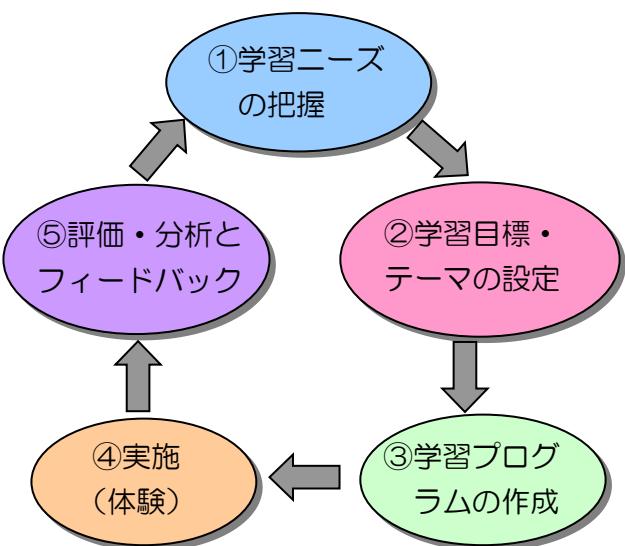
人権が尊重された社会の実現のために、一人ひとりが人権感覚を身に付けることができるよう、「協力」、「参加」、「体験」を要素とする指導方法を工夫しましょう。

A1 子ども、学級、地域などの実態を踏まえてプログラムを作成しましょう。

体験的な活動を取り入れるとき、子どもたちの様子、学校や学級の状況、家庭や地域社会の実態を踏まえて実施することが重要です。

人との出会いを通して、子どもたちが「何を」「どのように」体験するのかを明確にして、事前・事後の指導をしましょう。その過程の中で、ものの見方や考え方方が変わったり(認識の変容)、違った行動もできることに気づいたり(行動の変容)することをめざして、意図的、系統的なプログラムを作成することが必要です。

自分自身を大事だと思う感情(自尊感情、自己肯定感、セルフ・エスティームなどの用語が使われています)を育むプログラムや、人間関係の大切さを実感できるようなプログラムなどに、「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」などの学習形態の工夫をして取り組みましょう。単に何かを体験するだけにとどまらず、体験することが効果的に実を結ぶようプログラムを工夫することが大切です。



A2 子どもたちが意欲的に取り組むためのしきけづくりをしましょう。

子どもたちが主体的に学習参加するためには、自らが学習の課題を発見したり学習内容を選択したりできるような工夫が必要です。

また、子どもたちが意欲をもって取り組めるように導入を工夫することも大切です。子どもの実態やテーマに応じて、フィールドワークなどの直接的な体験や、アクティビティ(ゲーム、ロールプレイ、劇、模擬体験などによる学習活動)などの間接・疑似体験を取り入れるなどの方法が考えられます。

〈ポイント〉

子どもが心身ともに成長過程にあることに十分留意した上で、それぞれの発達段階や子どもの実態に即した教育内容・方法とすることが重要です。

★CHECK①★

①「人権教育のための資料」(大阪府教育委員会 平成11[1999]年度 第1集～平成20[2008]年度 第9集)

この資料は、各学校に冊子(ただし第9集のみCD版)で配付しています。第1～8集では、人権教育の課題をふまえ、府内の幼稚園や小・中学校で取り組まれたさまざまな実践事例を再構成し、展開事例として掲載されています。また、第9集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の5つのテーマ・分野から同和問題(部落差別)に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。子どもたちの発達段階や生活実態に即した人権教育プランを作成する際の参考として活用してください。

②「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育庁 平成29[2017]年11月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

★CHECK②★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。I編では学習を進めるに当たって大切なことを整理し、II編では7つの章20のプログラムを紹介し、具体的な教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第2章の4では、子どもをエンパワーする集団づくりに取り組むための考え方や計画の立て方、その方法や見通しをもつことの大切さについて説明されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3－集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2－集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させて、授業や人権学習を通した集団づくり、行事をはじめとするすべての教育活動を通した集団づくり、集団づくりを進めるための教職員集団等のネットワークづくり、絵本を活用した集団づくりなどについて説明するとともに、集団づくりに関連する絵本リストをまとめています。また、大阪府内の実践を収集して、子ども用の教材や教職員用のワーク等を掲載しています。

★CHECK③★

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」

(大阪府教育委員会 平成26[2014]年7月)

各学校における人権教育の推進に関する基本的な観点や、人権学習を計画・実施する上での具体的なポイント等をまとめています。

【補足と発展】

家庭や地域との連携のもと、人権上の課題と直接関わって働く人や高齢者、障がいのある人などをゲストティーチャーとして招くなど、地域の人々の協力を求めましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 各学校は、人権及び人権問題を理解するための学習が体系的に行えるよう、地域や子どもの状況等を踏まえながら、全ての教科等のカリキュラムの中に入り人権学習を位置づける必要がある。このため、各学校が人権教育のカリキュラムを編成する際の考え方を、「人権学習プログラム」(以下「プログラム」という。)として取りまとめた。「プログラム」では、幼児期、小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校の連続性や系統性に留意し、各段階における目標、活動のねらいを示している。〔2-(1)-ア〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫(「協力的」、「参加的」な学習の取組)が紹介されている。

事例19: 地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちにできることをさがす取組

事例20: 自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組

事例21: 学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組

参考: 児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント〔実践編 II-3.-(1)事例19~21、参考〕

- ◎ 学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。例えば、人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これから社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。〔第II章-第1節-3.〕
- ◎ 「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間(以下「各教科等」という)や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。〔第II章-第1節-1.〕
- ◆ 「人権教育の指導内容と指導方法」の項目において、1. 指導内容の構成、2. 効果的な学習教材の選定・開発、3. 指導方法の在り方、4. 指導内容・方法に関する配慮事項について詳しく説明している。〔第II章-第2節〕
- ◎ 人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。(中略)例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。〔第II章-第2節-2.〕
- ◎ 人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。このような指導を効果的に行うためには、児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないよう留意することが必要であり、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力を育成することが目指される。〔第II章-第2節-3.-(2)〕

Q 25

人権学習のプランをつくりたい。

人権学習においては、人権問題についての知識を身に付け理解を深めるとともに、人権問題の解決にむけた態度の育成、人間関係づくりを深めるスキルの習得も重要です。

A1 年間目標に基づき、学級活動や総合的な学習(探究)の時間を柱に、教科との連携を考えましょう。

人権学習は、人権問題について知識や理解を深めるとともに、人権問題の解決に向けた態度の育成、自己表現やコミュニケーション力の習得、人間関係づくりを深めていくことが重要であり、子どもたちの発達段階に応じて体系的に行う必要があります。

そこで、子どもたちの発達段階と実態、学校や地域を取り巻く状況等に応じて、人権学習の目標とテーマを決めます。

また、人権学習は、学級活動(HR活動)や、総合的な学習(探究)の時間などに行なうことが考えられますが、各教科等の授業においても、それぞれの目標やテーマに照らして関連した学習の展開を検討しましょう。

※ 「人権教育推進プラン」には、発達段階、人権上の課題に応じた人権学習プログラムを掲載しています。

A2 効果的な教材を選定・開発しましょう。

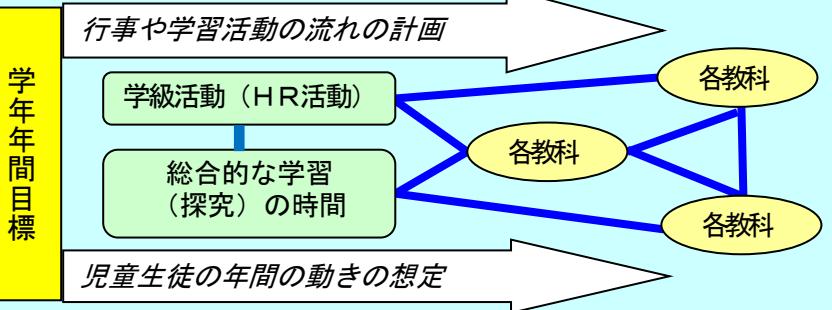
学習教材の選定や開発にあたっては、子どもが自ら考えることができるようにするため、身近な事柄を取り上げたり、子どもの興味・関心などを生かしたりするなどの創意工夫が必要です。しかし一方で、子どもに身近ではない課題であっても、教職員の工夫によっては身近な課題との関連性を認識して、人権問題と自らのつながりが見えてくることもあります。

生命の大切さに気づくことができる教材、様々な人権問題に気づくことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、技能を学ぶ教材など、学習の目的に応じて、多様に選定・開発しましょう。この観点から、保護者をはじめ、地域の人々の生き方・考え方や歴史など、豊かな地域教材を開発・活用することや、「すこやかネット」など中学校区単位での活動と結びつけて、学校と家庭・地域との連携、学校間の連携によって効果的な教材を開発・活用することも大切です。

※ 効果的な学習教材の例は「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」に簡潔に紹介されています。

〈ポイント〉

- [人権学習の目標]
- ・ 知識理解
 - ・ 態度育成
 - ・ 技能習得



★CHECK①★

「人権教育のための資料」(大阪府教育委員会 平成11[1999]年度 第1集～平成20[2008]年度 第9集)

この資料集は、各学校に冊子(ただし第9集のみCD版)で配付しています。

「人権学習プログラム」に関する展開事例を以下に紹介します。

○子どもたちや学校の状況を踏まえた人権学習プランづくりについては

・「見つめよう 生かされている命」(4集) ・「福祉をテーマにした人権学習」(4集)

○教科学習との関連がわかる人権学習プランづくりについては

・「プロジェクトX(21世紀のまちづくり)」(5集)

○自己の生活とのかかわりに気づくような学習の展開については

・「響かせたい！わたしの太鼓・わたしのこころ」(4集)

○効果的な教材や指導上の工夫については

・「地球村発、自分にできる小さなこと」(6集) ・「音楽室から世界へ」(6集)

・「隣人の国 韓国とつながろう」(6集) ・「働くって、どんなこと？」(7集)

また、第9集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の5つのテーマ・分野から同和問題(部落差別)に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。

※ Q23も参考にしてください。(人権教育のポイントとして「人権感覚の育成」について記述)

★CHECK②★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。I編ではプランづくりや学習を進めるにあたって大切なことを整理し、II編では7つの章20のプログラムを紹介し、具体的な教材を掲載しています。学校・子どもの実態に応じてアレンジして実践してください。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 一集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター 平成21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 一集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

③「OSAKA人権教育ABC Part4 一人権教育としてのキャリア教育－」

(大阪府教育センター 平成23[2011]年3月)

キャリア教育の理論や考え方を整理するとともに、「自分・生活」「仲間・つながり」等を柱として、実践的なプログラムを紹介しています。

④「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

★CHECK③★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

児童生徒たちの人権に関わる喫緊の教育課題に関して、府立学校の実践の蓄積をもとに、9つのテーマで、教材や指導案、資料等を掲載しています。

★CHECK④★

①「人権教育教材集・資料(CD版)」(大阪府教育委員会 平成23[2011]年3月、平成28[2016]年10月改訂)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryou/page_top.html

小学校1~3年生用、小学校4~6年生用、中学生用の3種類に分かれ、様々な人権課題に対応とともに、子どもの感性に訴え、人権感覚の育成に関わる教材を取り入れています。また、それぞれの教材について「教材設定の理由」「教材を活用するにあたっての留意点」「教材の解説・補足資料」などが掲載されています。一部、Webページからもダウンロードすることができます(パスワードが必要です)。

②「人権教育実践事例集(CD版)」(大阪府教育委員会 平成29[2017]年6月)

①の人権教育教材集・資料を活用した実践事例を各学校で取り組んでいただきやすいよう、「実践にあたって」「ねらい」「実践の流れと児童生徒の様子」「実践を終えて」の項目に構成して、掲載しています。

③「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育委員会 平成29[2017]年11月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

④「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」

(大阪府教育委員会 令和2[2020]年7月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

新型コロナウイルスの感染拡大下では、未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況になりました。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進めることができます。

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を紹介しています。

⑤「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」(大阪府教育委員会 令和5(2023)年9月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

近年の情報化の進展に伴い、SNSなどインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導のできを紹介しています。

★CHECK⑤★

「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」

(大阪府教育委員会 平成26(2015)年7月)

各学校における人権教育の推進に関する基本的な観点や、人権学習を計画・実施する上での具体的なポイント等をまとめています。

【補足と発展】

人権教育が成果を上げるために、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神のみなぎっている環境であることが求められます。教職員どうしの関係、教職員と子どもたちの関係、子どもどうしの関係などの人間関係や全体としての雰囲気など、学校・学級のあり方そのものが人権教育の基盤です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 「基本方向」における「人権及び人権問題を理解する教育」について、学習の内容・留意点・手法を述べている。[1-(3)-ア]
- ◆ 各学校で人権及び人権問題を理解するための学習が体系的に行えるよう、人権教育のカリキュラムを編成する際の考え方を「人権学習プログラム」として紹介している。[2-(1)-ア]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 「人権教育の全体計画・年間指導計画の策定」において、各計画策定の観点が述べられている。[第Ⅱ章－第1節－2.-(3)]
- ◎ 全体計画については、例えば、小学校では体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと、中学校では他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと、高等学校では自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置くなど、発達段階に相応した目標を設定することが望ましい。
また、年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるよう、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。[第Ⅱ章－第1節－2.-(3)-イ]
- ◆ 「人権教育の指導内容と指導方法」について、1. 指導内容の構成、2. 効果的な学習教材の選定・開発、3. 指導方法の在り方の順で、豊富な具体例とともに述べられている。[第Ⅱ章－第2節]

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5[2023]年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要である。[I-2.-(1)]
- ◆ 学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性が述べられている。[I-2.-(1)]

Q 26

キャリア教育について学びたい。

キャリア教育は「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（＝社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育」と定義されています。キャリア教育は、子どもたちが将来の見通しをもって生き方を考えること、学ぶことや働くことへの意欲をより確かなものとし自己実現していくことをめざしています。

A1 子どもが将来に展望をもつことをめざしましょう。

子ども一人ひとりが夢をもち、自分の将来を切り拓いていけるようにキャリア教育を推進することが必要です。

しかし、子どもが将来の展望をもてないときもあります。そのような場合は、子どもの話をていねいに聞いて悩みに寄り添い、適切な支援をするとともに、将来の展望をもてるよう、子どもの内なる力を伸ばしましょう。

A2 キャリア教育は子どもたちが生き方を考えるように促す教育です。

キャリア教育は進学先や就職先を決定する指導だけではなく、子どもたちが自分らしい生き方を考えるように、キャリア発達を支持・支援する教育です。

社会的な背景や、適性、興味・関心は一人ひとり異なります。子どもが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的意識をより確かなものとして、社会での自立への道筋を明確にしていくためには、一人ひとりの内面の成長・発達を促し、将来、職業人・社会人としてよりよく自己を生かしていく基盤となる能力や態度を育成することが大切です。

A3 子どもたちの発達段階に応じて取り組みましょう。

どのような取組みでも、人と実社会との関わりという観点から、子どもたちの発達段階に即した内容にすることが求められます。

小・中学校段階では、学校での様々な学習や取組みを通じて、基本的な学力を身に付けるとともに、地域の人々との出会いや、仕事調べ、職場体験、福祉体験やボランティア活動などを通じて、生き方を学び、自尊感情や社会的な自己有用感を高めて「働くこと」への関心・意欲へつなげていくことが必要です。

高校段階では、これらの取組みに加え、インターンシップや職場見学により就労体験を重ねるとともに、具体的な進路選択に向けて、卒業後の進路や職業・産業の動向について情報を集め検討することも必要です。

<ポイント>

これまで行われてきた様々な教育活動を、キャリア教育の観点から見直すことが大切です。子どもたちの自尊感情や社会的な自己有用感の育成や基本的な生活習慣を確立するため、同和教育や人権教育で取り組まれてきた実践についても積極的に活用しましょう。

★CHECK①★

①「中学校 進路指導のための資料」(大阪府教育委員会 各年度)

本資料は、キャリア教育の実践事例や進路指導に必要な情報について掲載しており、現在は第 57 集(令和5[2023]年3月発行)まで発行しています。「働くときのルールを知ろう～あなたを守る労働法～」として、働くときのルールについて考える授業を通して、子どもが労働法の存在を知り、働くために必要な知識を学ぶための教材やワークシート等を掲載しています。

②「大阪府キャリア教育リーフレット①」(大阪府教育庁 平成31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5967/00000000/careerleaflet1%20.pdf>

キャリア教育を充実させるために、「中心取組み」ですすめる、キャリア教育の具体的な方法を示しています。

③「大阪府キャリア教育リーフレット②」(大阪府教育庁 令和元[2019]年12月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5967/00000000/kyarialeaflet2.pdf>

キャリア教育として「つけたい力」の系統性や大阪府版キャリア・パスポートの活用例などを示しています。

④「大阪府版キャリア・パスポート」(大阪府教育庁 令和2[2020]年1月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyaria/index.html>

令和2年度から実施されているキャリア・パスポートについて様式例を示しています。

この他、このHPには、キャリア教育に関する資料を掲載しています。

★CHECK②★

①「小学校キャリア教育の手引き」(文部科学省 令和4[2022]年3月)

「中学校キャリア教育の手引き」(文部科学省 令和5[2023]年3月)

「高等学校キャリア教育の手引き」(文部科学省 令和5[2023]年3月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1312372.htm

冊子には、キャリア教育の意義と内容がくわしく説明されています。

②「『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』(答申)」

(中央教育審議会 平成23[2011]年1月)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000015s0j-att/2r98520000015sp1.pdf>

キャリア教育・職業教育の基本的な方向性とともに取組みの在り方について示されています。

③キャリア・パスポート特別編1～10(国立教育政策研究所 平成30[2018]年5月～令和4[2022]年9月)

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html

児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てるキャリア教育のさらなる充実に資するキャリア教育リーフレットが掲載されています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム」(大阪府教育センター 平成19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。B 章「働き方と生き方」の 1「わくわくワーク」では、仕事について正しく認識するとともに保護者の苦労や思いに気づきます。2「仕事発見！自分発見！」では、職業と働く意味について考え、将来職業を通して社会を支える一員になることに気づくプログラムを掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part4 一人権教育としてのキャリア教育ー」

(大阪府教育センター 平成23[2011]年3月)

キャリア教育の理論や考え方を整理するとともに、「自分・生活」「仲間・つながり」等を柱として、実践的なプログラムを紹介しています。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ（大阪府教育センター）

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASSテーマ②キャリア教育 増補編改訂版」（大阪府教育センター）

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASSテーマ②キャリア教育 増補編2」（大阪府教育センター）

「キャリア教育の推進」について、高等学校における取組みや具体的な授業プランを掲載しています。

★CHECK⑤★

①「16才からの“シューカツ”教本 高校生のための キャリア教育&就職支援ワーク集」

(大阪府商工労働部 大阪府教育委員会 平成23[2011]年3月)

「キャリア教育ワーク集」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/syuukatukyariawork.html>

「就職支援ワーク集」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/syuukatukyohon.html>

進学・就職に関わらず、生徒の社会人として身に付けるべき能力を育成していくためのワーク集です。生徒が自分の将来を自ら切り開いていくために必要な力を7つのチカラに分類して紹介しています。

上記ホームページに電子データ(ワード版)を掲載していますので、学校の実情に応じて、自由に修正・変更して使うことができます。

②「働く前に知っておくべき7項目(13項目)」(大阪府商工労働部雇用推進室 毎年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/wakmono7.html>

「働くことの心構え」や「働く者の権利と義務」など、働く上で知っておくべきことをまとめています。

★CHECK⑥★

「夢や志をはぐくむ教育」小学校版（大阪府教育委員会 平成22[2010]年3月）

「夢や志をはぐくむ教育」中学校版（大阪府教育委員会 平成22[2010]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/yume/index.html>

子どもたちの成長過程に応じて、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもつて自立していくために必要な能力、社会に寄与する態度等を育成するため、『夢や志をはぐくむ教育』を編集しました。特にキャリア教育については第3章等に記載されています。

★CHECK⑦★

「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/wakudoki>

「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深めるとともに、実社会における課題の解決にむけて探究的に学ぶための教材等を掲載しています。

★CHECK⑧★

- ① 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成15[2003]年7月)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/dannjo-sidoujirei.html>
 - ② ジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考え方」(大阪府府民文化部 令和3[2021]年10月)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/kyozai.html>
- 個人の多様性を認め合う気持ちを育む「男女共同参画社会」の重要性や、児童生徒の意識や行動に結びつける力の重要性について解説した子ども向け教材を掲載しています。

【補足と発展】

キャリア教育を効果的に進めるにあたっては、保護者・地域住民・関係機関・NPO・企業などの参画・協力や、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・高校という校種間の連携により、取組みを進めることができます。教職員自らが、学校外の人たちと広く交流し、ネットワークを広げましょう。

以下の①は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ① 進路指導に当たっては、各学校において指導体制を整備し、子ども一人ひとりの個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通して、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。〔1-3-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ① 「生き方学習」や進路指導と関わらせる：学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。
〔第Ⅱ章－第1節－1.－(2)－参考4〕
- ② 人権に関する一連の学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする専門家の存在を知り、その人と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培うことの契機となるであろう。人権尊重の姿勢を持って誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことで、将来設計やキャリア形成を考える上でも、適切な教育的効果を持つものと思われる。
〔第Ⅱ章－第1節－3.－(2)〕
- ③ 青年中期(高等学校段階)：社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解できるようになってくる。この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。〔第Ⅱ章－第2節－3.－(4)－参考5〕
- ④ 人権教育に視点を当てた授業研究の例：総合的な学習の時間に、福祉・ボランティア教育、交流体験、国際理解教育、キャリア教育などとの関連を図りつつ、「人権」をテーマにした学習活動を進める授業の研究
〔第Ⅱ章－第3節－2.－(2)－イ－参考〕

Q 27

個人情報を扱う際に気をつけることを知りたい。

学校ではさまざまな個人情報を取り扱います。個人情報を扱うときには、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）や各地方自治体の個人情報保護法施行条例、適正管理のための方針や要綱を十分に踏まえて、適正に取扱うことが必要です。また、子ども理解や適切な支援を行ううえで、必要となる個人情報もあります。正しく個人情報を収集し、慎重に取り扱うよう心がけましょう。

A1 個人情報とは

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①又は②に該当するものをいいます。

- ① 氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含む。）
- ② 個人番号（マイナンバー）や健康保険証の記号・番号、パスポート番号などの個人識別符号が含まれるもの

学校においては、例えば、児童生徒の名前や、児童生徒の名前と紐付く生年月日、出欠席情報、テストの評点や学習アプリの回答履歴等が個人情報に該当すると考えられます。

学校が取り扱う個人情報には、教職員が本人から取得した個人情報のみならず、子どもが以前に在籍していた学校から送付された指導要録の写しなど、学校が第三者から入手したものも含まれることに留意する必要があります。

A2 個人情報は厳格に取り扱いましょう。

個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）において、取得・利用・提供の制限、保管・管理の徹底について定められるとともに、開示請求等への対応が定められています。

CHECK①②で紹介しているパンフレットやウェブサイトを参考に、個人情報の適正な取扱いについて理解し、個人情報の漏えいや紛失等が生じることのないよう、予め校内における管理体制を明確にし、実効性のあるルールを定めるとともに、教職員一人ひとりが遵守するよう徹底してください。

また、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではなく、プライバシーの保護も求められます。個人が個人として尊重されるために慎重に取り扱われなければなりません。

※ 公務員には職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務があります（地方公務員法第34条）。

A3 子どもと向き合うために必要な個人情報もあります。

学校においては、子ども理解を進め、子どもたちとの信頼関係を構築するうえで、必要となる個人情報もあります。個人情報を取り扱うことをしなければ、子どもの抱える課題や生活背景などを正しく理解できず、適切に支援することもできません。

子どもたちに対する指導や支援に必要な情報は、本人同意を基本として、厳格に取り扱うことが必要です。

〈ポイント〉

個人情報は従来の紙等アナログな媒体だけでなく、校務支援システムや一人一台端末を活用した校務系・学習系データ等も含まれます。子どもと向き合うために個人情報について正しく理解し、適正な個人情報の管理が大切です。

★CHECK①★

個人情報の保護に関する法令・ガイドライン等(個人情報保護委員会)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

★CHECK②★

「教育データの利活用に係る留意事項について」(文部科学省 令和5[2023]年3月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

★CHECK③★

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第3章の2、第4章の5では、個人情報やプライバシーに関することへの配慮について説明されています。

★CHECK④★

「個人情報の適正管理のために」(大阪府教育委員会 令和5[2023]年12月改訂)

過去の個人情報流出等に係る失敗事例から学ぶべきポイントをまとめ、府立学校における個人情報の適正管理のための手順や留意点について整理しています。教職員一人ひとりが個人情報の管理の重要性を理解することが何より重要であり、日常的に個人情報の管理体制を確実なものにしておく必要があります。

【補足と発展】

成績や出席の記録など、学校生活から生じる子どもたちの個人情報もたくさんあり、それらの取扱いも適正に行わなければなりません。インターネットを介して個人情報を収集する際には、他者からその情報が閲覧できないように設定されていることを必ず複数名で確認しましょう。

加えて、学校が保有する情報は、各校で定める情報セキュリティポリシーの重要度に応じた持出しや取扱いの制限等、厳格な管理が求められます。万一の個人情報の紛失や漏洩は大きな人権問題になることを認識してください。また廃棄する際は適切に処理しましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組を可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく(その際、個人のプライバシー等への配慮が必要)。〔実践編 1-4. -(1)-参考〕
 - ◆ 「個人情報やプライバシーに関することへの配慮」として、個人情報について慎重な取扱いを求めている。また、参考として、「プライバシー保護と個人データ流通についてのガイドライン(OECD 理事会勧告附属文書(1980 年 9 月))」を掲載している。
- 〔実践編 2-3. -(3)-参考〕
- ◎ 家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。また、これらの機関等との共同による取組を実践していく際には、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要である。

〔第Ⅱ章－第1節－3. 〕

 - ◎ 人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。なお、情報化が進展する中にあって、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分に関する情報を自分でコントロールするための知識とスキルを身に付けることも、より一層大切となっている。すなわち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでなく、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものであり、このことについて併せて指摘しておきたい。〔第Ⅱ章－第2節－4. -(2)〕

Q 28

同和教育について学びたい。

Q 同和教育の中心的課題は、法の下の平等の原則に基づき、不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を高めることです。大阪府は、人権教育の一環として、同和教育を推進しています。

A1 すべての学校において人権教育の一環としての同和教育が必要です。

同和問題(部落差別)は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する重大な問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻かつ重要な課題です。その早期解消をはかることは、国民的課題でもあります。

同和問題(部落差別)に関する差別意識は、解消に向けて進んでいますが、なくなってはいません。「人権教育・啓発白書」(法務省・文部科学省 令和5年版)では、「インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している」「結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え」と明記するとともに、法務省人権擁護局が把握した同和問題(部落差別)に関する人権侵犯件数を掲載しています。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(閣議決定 平成23年)では、

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)
 - ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- とされています。

さらに、平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」も、「現在もなお部落差別が存在する」と指摘するとともに、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めています。

すべての学校で、同和問題(部落差別)を正しく理解し、差別を許さない心を育むため、人権教育の一環としての同和教育を推進することが大切です。

A2 同和教育は様々な人権問題の解決に向けた取組みとして発展してきました。

大阪府教育委員会では、同和問題(部落差別)解決のために教育の果たす役割は重要であるとの認識のもと、教育の機会均等と進路保障、差別意識の解消など、同和教育の積極的推進を図ってきました。その結果、長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など、一定の成果をあげるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚を育んできました。

今後も、同和教育のこれまでのノウハウや実績などを活かし、様々な課題を有する子どもたちの実態を的確に捉え、それらを踏まえて、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組みを推進していくことが大切です。

★CHECK①★

「大阪府同和対策審議会答申」(大阪府 平成13[2001]年9月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/measure/toushin-h1309-index.html>

大阪府では、この答申に基づき、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ることを基本目標に、同和問題(部落差別)の解決に取り組んでいます。

★CHECK②★

「大阪府人権教育推進計画」(大阪府 令和4[2022]年9月改定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/suishinkeikaku/>

「大阪府人権施策推進基本方針」に示されている「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するための計画です。「人権啓発や同和教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を、学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図ります」という、「大阪府人権施策基本方針」の施策の方向を踏まえた計画となっています。

[計画のあらまし]

- 1 人権教育の推進
- 2 人権教育に取り組む指導者の養成
- 3 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進
- 4 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

★CHECK③★

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ』」(大阪府 各年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/>

このシリーズは、同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題全般について、わかりやすく解説しています。初級者向け研修会などで活用できます。

「人権ポータルサイト『ゆまにてなにわ WEB』」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/portal/index.html>

様々な人権問題についての情報を提供するポータルサイトです。

★CHECK④★

「人権教育のための資料」(大阪府教育委員会 平成11[1999]年度 第1集～平成20[2008]年度 第9集)

この資料は、各学校に冊子(ただし第9集のみCD版)で配付しています。第5集の巻頭論文「人権を土台にすえた学校づくり」では、同和教育を中心に、大阪の人権教育の歴史を振り返っています。また、第9集では「自分自身・人間関係」「人権侵害と偏見」「地域学習」「歴史・公民学習」「労働・進路」の5つのテーマ・分野から同和問題(部落差別)に関する人権学習を中心とした人権学習プログラムを掲載しています。

★CHECK⑤★

「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム」(大阪府教育センター 平成19〔2007〕年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。同和問題(部落差別)を学習するプログラムを掲載しています。

★CHECK⑥★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

同和問題(部落差別)に関する人権学習についての教材等も掲載しています。

【補足と発展】

人権局人権企画課のホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/shokai.html>)には、大阪府の人権に関する施策、学習教材、イベント講座案内、相談機関、人権関連の他のHPなどが紹介されています。

以下の⑥は本文を引用したものです。

〈人権教育基本方針・人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

◎ 大阪府教育委員会では、昭和42年(1967年)に「同和教育基本方針」を策定し、「国民的課題」であり、「我が国固有の人権問題」である同和問題の解決に向けて同和教育を積極的に推進してきた。この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いが切磋琢磨し支え合う集団づくりや参加型学習等指導方法の工夫・改善、校種間連携、職場体験など、多様な取組により、長久や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果を上げるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚を育んできた。〔はじめに〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。[第Ⅰ章－1.－(1)]
 - ◎ 人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。[第Ⅰ章－1.－(2)]
 - ◎ 人権教育は、人権に関する知的的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面(①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面)から捉えることができる。[第Ⅰ章－1.－(4)]
 - ◎ 総合的な指導のためのプログラム例：次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待される。
 - ①自分が生きている価値の実感(自己についての肯定的態度)
 - ②お互いの間にある違いの自覚と尊重
 - ③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
 - ④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習(自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など)
 - ⑤具体的な場面での行動力の育成
 - ⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成
- [第Ⅱ章－第2節－1.－(3)－参考]

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められる。このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして、本資料を作成した。第三次とりまとめと併せ、本資料が全国の学校・教育委員会で幅広く活用され、学校における人権教育がこれまで以上に充実することを期待する。[はじめに]
- ◎ 部落差別の解消には、人権教育が重要であることが示されている。[Ⅱ－2.－(2)－⑥]
- ◎ 「教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要」とされている。[Ⅱ－2.－(2)－⑥]

Q 29

支援教育について知りたい。

支援教育は、障がいのある子ども本人の将来の自立や社会参加に向けて、本人の主体的な取組みを支援するという視点に立ったうえで、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

A1 「ともに学び、ともに育つ」教育を基本にしましょう。

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」ため、子どもたち一人ひとりがお互いに尊重し、個性を認め合い、他人への思いやりの心を育む取組みが大切です。「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、将来、自らの選択に基づき、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことが必要です。

A2 あなたの気づきや理解が子どもの支援につながります。

例えば発達障がいが原因で、十分に力を発揮できなかったり、対人関係のトラブルから孤立感を深めるなど、充実した学校生活を送ることができなくなっている子どもがいる場合があります。その場合、一番困っているのはその子ども本人です。実際にどのようなことに困っているのかを把握しましょう。支援の手がかりは気づきと理解です。あなたの気づきが支援のスタートです。

A3 3つの視点から取組み方を考えてみましょう。

1つめは、個別の教育支援計画をふまえて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の指導計画を立てることです。そのためには、一人ひとりの子どもの得意なことやつまずき、困っていることなどを的確に把握することが重要です。

2つめは、具体的な支援や配慮について確認しながら、子どもを支援していくことです。学習面、行動面でどのような支援がその子にとって適切なのか、集団の中ではどのような配慮が必要なのかなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行いましょう。

3つめは、指導の結果を評価し、個別の指導計画の見直し・改善を図っていくことです。評価を次の指導につなげましょう。

〈ポイント〉

支援教育を進めるにあたって最も大切なことは、学校全体の教職員が障がいに対する理解を深め、共通認識のもと、指導や支援を行うことができる、支援体制づくりを工夫していくことです。そのためには、支援教育コーディネーター、通常の学級担任、支援学級担任、通級による指導担当教員等の役割と連携の明確化、校内委員会の組織化、保護者・関係機関との連携など、総合的な支援・体制づくりが必要です。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成にあたっては、保護者の思いや願いをしっかりと受けとめ、ともに作りあげていくことが大切です。

★CHECK①★

①「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省 平成19[2007]年4月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf

支援教育の理念や、支援教育を推進するうえで必要となる取組みについて示されています。教育活動等を行う際の支援教育の視点を踏まえた留意事項や配慮事項についても示されていますので、必ず読んでください。

②「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

(文部科学省 平成24[2012]年7月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

③「発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」(文部科学省 平成29[2017]年3月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

④「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(文部科学省 令和3年[2021]1月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html

⑤「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年[2021]6月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00004.htm

⑥「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～(府立学校教職員 研修用資料第4版)」(大阪府教育委員会 令和4[2022]年4月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/syougaisyasabetukai/index.html>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(改正法 令和6年4月1日施行)は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会をつくることをめざしています。公立学校を含む行政機関では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いは禁止され、また、障がい者に対して合理的配慮をしなければならないと定められています。

この研修用資料は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を府立学校の教職員に十分に理解していただくことを目的に、作成しており、これには(1)障がいを理由とした差別的取扱いとは、(2)合理的配慮とは、(3)合理的配慮の検討に当たって留意すること等を記載しています。学校で合理的配慮を検討する際には、この研修用資料を参考に、教職員と障がいのある子ども及びその保護者が、互いに理解し合うことを心がけながら、丁寧に話し合ってください。

大阪府ではこれまで、共生社会の実現に向けて、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。「障害者差別解消法」と、大阪府が進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じです。これまでの取組みを大切にしながら、各学校で「障害者差別解消法」に則った適切な対応を行い、大阪府がめざしてきた共生社会の実現に向けての取組みを一層進めていきましょう。

⑦「人権リーフ①『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして」(大阪府教育委員会 平成29[2017]年11月)

上記⑥の研修用資料のダイジェスト版として作成したリーフレットです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容の確認等に活用してください。

⑧「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」(大阪府教育委員会 平成27[2015]年6月)

★CHECK②★

①「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5023/00000000/ikkannsiasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「個別の教育支援計画の参考様式について」

(文部科学省 令和3年[2021]6月30日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm

文部科学省より、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理に資する観点から「個別の教育支援計画」の参考様式が掲載されています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年9月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成24[2012]年9月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑥「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

⑦「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」(大阪府教育委員会 平成30[2018]年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienleaf/index.html>

発達障がいについての保護者の理解を促すまでの留意事項や、支援教育の視点を踏まえた学校づくりについてまとめています。具体的な事例を挙げながら、指導・支援や保護者理解を深めるためのポイントを記載しています。

⑧「ともに学び、ともに育つ」支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」(大阪府教育委員会 平成31[2019]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

⑨「大阪府立高等学校における通級による指導」(大阪府教育庁 令和5年[2023]4月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/koto_kaikaku/koukou-tsukyu/index.html

⑩「通級による指導実践事例集(中学校・高等学校)」(大阪府教育庁 令和2[2020]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/43243/00000000/sidoujixtusenn.pdf>

本事例集は、令和元年度文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の拠点校で取り組んだ通級による指導の実践をまとめています。

★CHECK③★

「障がいのある子どものより良い就学に向けて」

＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞（大阪府教育委員会 平成26〔2014〕年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/syuugakusoudann/index.html>

平成25年10月に文部科学省がとりまとめた『教育支援資料－障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実－』を参考に、作成しました。各市町村で行われる就学相談・支援に当たってのポイントや留意事項をあげながら、大阪府の考え方や今後の方向性をまとめています。

★CHECK④★

①「精神障がいについての理解を深めるために」（大阪府教育委員会 平成20〔2008〕年5月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/syougaikyouiku/index.html>

精神障がいについての知見、当事者の思いについて学ぶことのできる資料、学校などでの実践事例や教材をまとめています。

②「大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』～思いやりを行動へ～」（平成22〔2011〕年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/nukumori/index.html>

障がいなどに関する児童・生徒の理解が表面的にとどまるのでなく、障がい者や高齢者などとの出会いや体験活動などを通して、学んだことが自分の身近にいる障がいのある仲間や高齢者などへの理解、思いやりや行動につながるような今日的な課題に取り組んだ指導事例に、福祉教育の実践に向けたポイントや社会福祉協議会との連携のあり方など（「第1章 福祉教育とは何か」「第2章 福祉教育の進め方」）も加えて、活用しやすいように工夫しています。

★CHECK⑤★

①「人権教育リーフレット」シリーズ（大阪府教育センター）

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

「ともに学び、ともに育つ」教育の経緯や、共生社会の実現に向けて学校でできること、障がいのある子どもの進路選択と支援の在り方等について分かりやすくまとめています。

②「みつめよう一人ひとりを」（大阪府教育センター 平成31〔2019〕年1月改訂版）

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/specialneeds_files/mitumeyou.html

障がいのある子どもの障がいの状態や発達の段階を把握することや、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のヒントが得られます。

【補足と発展】

学級には、多様な子どもたちがいます。の中では、障がいのある子どもに対するいじめや体罰などの問題事象も発生しています。教職員は豊かな人権感覚を健全に働きかけ、指導にあたらなければいけません(Q6、Q20 参照)。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 障がい者の人権については、障がい者の完全参加と平等な社会の実現が求められている。しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する理解と認識の不足、物理的・制度的・文化情報面での制約などの社会的障壁があり、障がい者の自立と社会参加が阻まれている状況も生じている。このような中、平成 28 年(2016 年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、施設や病院等における人権侵害に関わる事例の発生など、障がい者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。[1-(1)]
- ◆ また、1-(3)-1「教育を受ける権利の保障」では、「障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活できるよう、きめ細かな教育を推進する。その際、障害がいのある子どもと障害がいのない子どもが『ともに学び、ともに育つ』ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障害がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、全ての学校における教育及び教育環境の充実を図る。」とあり、支援教育のめざすものと重なる考え方が示されている。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。[第 I 章-1. -(3)]
 - ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。[第 I 章-2. -(2)]
 - ◎ いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。
- [第 II 章-第 1 節-1. -(3)]

Q 30

在日韓国・朝鮮人の子どもの本名使用 について指導したい。

在日韓国・朝鮮人の子どもが本名を使用することは、アイデンティティの確立にかかわることです。自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努める必要があります。子どもや保護者の思いをしっかり受けとめ、学校全体で取り組みましょう。

A1 言語や文化、習慣の違いを認め合えることが大切です。

それぞれの生活や文化の違いを、互いに認め合い、相手の立場に立って考えるという観点から、本名を呼び、名のることができるような学級・学校・社会をつくることをめざし、学校としての取組み方針をもたなければなりません。そして、その方針を子どもや保護者などに伝えましょう。

また、自分の国籍や名前についての子どもの思い、保護者の思いや願い、歴史・くらしなどの背景についても把握に努めましょう。

※ 現在の在留管理制度では、16歳までは本人が手続きをしないため、16歳未満の子どもは自分の国籍や名前について十分理解していない場合があるので注意が必要です。

A2 本名使用について理解を深めましょう。

本名使用については、校内の人権教育推進委員会などを中心に、学校全体として指導を進めましょう。前提として、教職員自身が在日韓国・朝鮮人についての歴史的経緯や人権問題について理解する必要があります。「[大阪府人権施策推進基本方針](#)」(平成13年3月策定・令和3年12月改正)においては、就労における差別や入居差別などの問題や、差別を回避するために、その意に反して本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない在日韓国・朝鮮人がいるという現状が指摘されています。

本名を呼び、名のることは、在日韓国・朝鮮人というアイデンティティの確立にかかわる重要な問題であることを理解し、指導に努めましょう。

A3 本名を呼び、名のることのできる環境を醸成しましょう。

子どもたちや地域の実態を踏まえ、言葉・文化・習慣の違いに気づき、互いに認め合うための学習を進めましょう。その際、体験学習を取り入れるなどの工夫をすると効果的です。

在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯をふまえ、課外の自主活動などを活用して歴史・文化などについて学習できるようにしましょう。また、自己実現を図るために、奨学金の活用などについて関係諸機関と連携して進路指導を行うことも必要です。

〈ポイント〉

○ 入学時の取組み

在日韓国・朝鮮人の子どもの保護者については、家庭訪問などでていねいに相手の思いや願いを聞きとりましょう。他の保護者にも、本名使用の意義について知らせるようにしましょう。

○ 就学事務について

指導要録には、学齢簿に準ずる表簿に基づき本名を記入します。記載に誤りがあると他の公簿に極めて大きな影響を及ぼします。場合によっては将来本人が不利益を受ける場合がありますので、記載に関しては厳正に行いましょう（指導要録の抄本も同様です）。その際、本人及び保護者が了解しているのかを含め、個人情報保護の観点から、名前などの個人情報の取扱いは慎重に行ってください。詳細については、CHECK ①で紹介している「互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導の手引（資料編）一」を参照してください。

○ 在留管理制度について

在留管理制度の改正（平成 24 年 7 月）により、外国人登録制度は廃止され、外国人登録証明書に代わり、在留カードが交付されるようになりました。さらに、特別永住者には、特別永住者証明書が交付されることになっています。その交付手続きは、16 歳の誕生日の 6 か月前から誕生日前日までとなっています。自分のルーツと向き合う生徒について保護者との連携を図るとともに、生徒が不利益をこうむらないよう、配慮や支援を行いましょう。

◇参考資料：出入国在留管理庁

「入管法及び法務省設置法改正について」

https://www.moj.go.jp/isa/laws/h30_kaisei.html

「特別永住者の制度が変わります」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmact_2_index.html

★CHECK①★

「互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために一本名指導のてびきー」

（大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年1月一部修正）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/zainiti/index.html>

本名を呼び、名のことができる環境づくりを促進するために、教職員が知っておくべき在日外国人児童生徒に係る教育活動や就学事務のもととなる基本的法制度などをまとめています。16～18 ページに紹介されている資料集には、取組みの展開例が紹介されています。

★CHECK②★

①「大阪府在日外国人施策に関する指針」（大阪府 令和5〔2023〕年3月改正）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/gaikokujin/guideline.html>

②「在日外国人に関する教育における指導の指針」（大阪府教育庁 令和6年2月策定）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/zainichi-sisin.html>

この指針は、教職員が在日外国人幼児・児童・生徒に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒に対して人権尊重の精神に基づく適切な教育を推進することを目的として策定したものです。

在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立につながる事柄であり、そのことをすべての幼児・児童・生徒が理解するとともに、在日外国人幼児・児童・生徒が本名を名のり、本名で呼ばれるような環境づくりを進めることが必要であるとしています。

★CHECK③★

「府立学校人権教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 15[2003]年3月)

この冊子は、人権教育に関する指導事例を集めたものです。本名使用に関して、「ふたつの名前」という指導事例が紹介されていますので参考にしてください。

★CHECK④★

DVD 教材「在日外国人教育のための資料集－違いを認め合い共に生きるために－」

(大阪府教育委員会 平成 22[2010]年3月)

このDVD教材は、平成 18 年3月発行の「本名指導の手引き」を具体化しました。歴史や文化等の資料や、指導案・カリキュラムなどを、画像や音声等を取り入れ、学校での授業や民族学級等の課外活動で活用できるようにしました。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part4 一人権教育としてのキャリア教育－」(大阪府教育センター 平成 23[2011]年3月)

II 編 プログラム編の2章では在日外国人教育についての実践的なプログラムを紹介しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

在日外国人に対する理解が深まる内容を分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「在日外国人教育」では、外国籍児童生徒に関する支援方法や教材と共に具体的な授業プランが掲載されており、名前に関する情報についても、府立学校入学者に配付する文例等を掲載しています。

★CHECK⑦★

①「ヘイトスピーチの問題を考えるために研修用参考資料－」(大阪府教育庁 令和2[2020]年4月改訂)

特定の国籍や民族の人々への差別や憎悪をあおる言動、ヘイトスピーチが社会的に大きな問題となっています。このような差別的言動をなくしていくためにも、普段から、在日外国人児童・生徒のアイデンティティを尊重できるような環境を醸成していくことが重要です。この研修用参考資料は、ヘイトスピーチについての理解を深めるとともに、外国にルーツのある子どもたちの人権を守り、全ての子どもたちにとって安全で安心な学校生活づくりをめざして作成したものです。

②「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例～」(府民文化部人権局人権擁護課 令和元[2019]年 11 月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/hatejyourei/index.html>

この条例は、大阪府として、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざして制定されました。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画 『ホームタウン 朴英美(パク・ヨンミ)のまち』」

(大阪府教育委員会 平成20[2008]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、在日韓国人3世である主人公が本名を名のり、看護師として前向きに生きようとする姿を通して、名前や国籍の違いを認め合い、理解し合うことの大切さを考える教材です。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

在日韓国・朝鮮人の子どもは、義務教育を終えてそれぞれの夢と希望に向かって旅立つとき、自分のアイデンティティの確立と関わる本名について向き合う場面が出てきます。その際、多くの子どもたちはさまざまな葛藤を経験します。

進学や就職に関わる事務手続きを行う際、迅速適切に実行するのは当然ですが、そのような子どもの心情に寄り添い、進路に対する不安を軽減し、仲間とともに夢と希望をもって次のステップへ進めるよう支援する必要があります。そのためには、教職員が、進路指導、進路保障に関わる基本的な知識をもつことが大切です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、また、国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。加えて、国籍法の改正による重国籍の子どもたちも増えてきている。そのような状況の中、外国人であることを理由とした就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しており、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の問題も生じている。[1-(1)]
- ◎ 在日外国人の子どもの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。また、在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、全ての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動(民族学級等)を活用して、歴史、文化、言語等についての学習ができる環境の醸成に努めるなど、自らの誇りと自覚が高められるよう、市町村とも連携して、学校の実態に応じた支援に努める必要がある。[1-(3)-イ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 歴史的に獲得してきた人権に関する資料として、『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』が紹介されている。特に、第2条では差別からの自由、第15条では国籍を得、あるいは変更する権利について書かれている。[実践編 II【資料】]
- ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。[第I章-2. -(2)]

Q 31

帰国・渡日の子どもの学校生活の支援

について学びたい。

帰国・渡日の子どもが、自覚と誇りをもっていきいきと学校生活をおくり、生きる力を身に付けることができるよう、アイデンティティの確立をめざした取組みや、子どもたちが互いに認め合う集団づくりを進めましょう。

A1 きめ細かな支援のために子ども理解に努めましょう。

子どもの学力、日本語・母語の能力、日本語習得状況、コミュニケーション能力や学級・学年での人間関係について把握とともに、保護者との面談や家庭訪問等により、ていねいに信頼関係を築きながら、子どもを取り巻く様々な背景(帰国・渡日の経過、在留資格、母国の状況、日本との関係・歴史など)についても理解するようにしましょう。家庭と連携する際には、保護者の思いや願いを十分に受けとめることが必要です。

A2 子どものアイデンティティの確立をめざした学びの場を設定しましょう。

日本語指導を進めるにあたっては、生活言語(日常生活で使用される言語)のみならず、子どもの学習言語(学習の場面で使用される言語)の習得状況についても十分に把握して具体的な個別の指導計画を立てることが大切です。自己実現に向けてたくましく生きることのできる力を身に付けられるよう、支援しましょう。

また、自己の言語、文化、伝統にふれる機会を提供し、アイデンティティの確立を図るなど、自らの誇りや自覚を高めることができるようにしましょう。

これらを通して、子どもが自己実現を図り、たくましく生きていく力を獲得することが大切です。

A3 子どもたちが互いに認め合い、共に生きる集団づくりに努めましょう。

子どもたちがそれぞれの違いを認め合い、その違いを豊かさにできるような集団づくりを進めましょう。異なる文化や言葉と出会う学習活動を様々な機会に設定し、互いに学び合うことができる多文化共生の環境を醸成しましょう。帰国・渡日の子どもがいることで、学級や学校における集団づくりをより豊かなものにできるという観点からの取組みが大切です。

<ポイント>

日本語指導担当や校長・准校長、教頭など、他の教職員に相談しながら、学校全体として支援の取組みを進めることが大切です。

また、保護者が日本語や日本の学校制度について十分理解できていない場合や、日本での生活に困っている場合もあります。そのような場合は、学校と地域や関係機関が連携して適切に支援しましょう。

★CHECK①★

「大阪府在日外国人施策に関する指針」(大阪府 平成14[2002]年12月 令和5(2023)年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/gaikokujinn/guideline.html>

大阪府における在日外国人の状況や、在日外国人施策推進の目標、基本方向、方策などを示しています。

★CHECK②★

①帰国・渡日児童生徒学校生活サポート(大阪府教育庁市町村教育室小中学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>

帰国・渡日の子どもの学校生活をサポートする情報、中学卒業後の進路選択に役立つ情報「進路選択に向けて」が掲載されています。日本語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語、英語、タイ語、インドネシア語、ロシア語、ネパール語、ウルドゥー語、アラビア語、マレー語、ウクライナ語で子ども向け、保護者向けの情報を掲載しています。また、教職員向けに教材や指導案など様々な情報を掲載しています。

②日本語教育学校支援事業について(大阪府教育庁教育振興室高等学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/nihongo/index.html>

日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対して行っている事業です。日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポートー等の派遣、教材等の情報提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。

③「外国にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」(大阪府教育委員会 令和4(2022)年5月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21107/00000000/shinro_leaf.pdf

日本での進学や就職をめざす外国にルーツをもつ生徒の進路指導において、先生方や支援者の方々の一助となるよう作成しています。在留資格や各種資格試験、奨学金等に関する内容や「進路を考えるフローチャート」「高校入学時ヒアリングシート(例)」も掲載しています。

④大阪府日本語教育支援センター ピアにほんご

(大阪府教育委員会「日本語教育学校支援事業」情報センター ホームページ)

<https://pianihongo.org/>

府立高校の教員及び教育サポートーに対する相談窓口や日本語教材、また様々なイベント情報について紹介していますので、ぜひ、活用してください。

⑤「在日外国人に関する教育における指導の指針」(大阪府教育庁 令和6年2月策定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/zainichi-sisin.html>

この指針は、教職員が在日外国人幼児・児童・生徒に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒に対して人権尊重の精神に徹した適切な教育を推進することを目的として策定したものです。

府内の各学校において、在日外国人幼児・児童・生徒の増加や国籍の多様化など、その在籍状況が大きく変化していることを踏まえ、日本語指導の充実や母語・母文化に対する学びの支援等、今日的な課題に対応する必要があることを示しています。

★CHECK③★

- ①「ようこそOSAKAへ 帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(大阪府教育委員会 平成22[2010]年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/Ukeire_manual.pdf

帰国・渡日児童生徒の入学や編入時の受入れ体制や方法等について、まず何をすべきかすぐ分かるように、ポイントを絞り、具体的かつ簡潔にまとめています。また、別冊の「チェックシート」や「個人カード」も参考にしてください。

【別冊】https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/check_sheet.pdf

- ②「高校における帰国・渡日生徒の日本語指導に向けた受け入れマニュアル」

(大阪府教育委員会 平成25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21107/00000000/manyuaru-syusei.pdf>

帰国・渡日生徒の受け入れにあたって、受け入れ前の準備、受け入れ初期の取組みについてのポイントを絞ってまとめています。

★CHECK④★

- ①「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「在日外国人教育」では、帰国・渡日の生徒の受入れや日本語指導等の支援、外国籍生徒の指導要録・調査書の書き方や担任となった時の対応、具体的な授業プラン等について掲載しています。

- ②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

帰国・渡日の子どもを取りまく現状や進路支援、多文化共生教育を進めるための取組みについて分かりやすくまとめています。

★CHECK⑤★

- ①「ようこそOSAKAへ パートII 日本語支援アイデア集」(大阪府教育委員会 平成23[2011]年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/support_idea.pdf

日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒に対して、日本語指導を行うに当たって留意することや、具体的に行う支援の参考となるように、日本語支援チェックリストや活動事例等をまとめています。

- ②「ようこそOSAKAへ パートIII 日本語指導実践事例集」(大阪府教育委員会 平成28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38254/00362281/jissennjirei.pdf>

日本語でのやりとりがある程度できるが、教科学習の理解に課題がある児童生徒に対して、「特別の教育課程」による日本語指導を実施する際の解説と実践事例を掲載しています。

- ③日本語指導教材「こんにちは」(大阪府教育センター 平成27[2015]年3月改訂)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/nihongo.html

日本語指導が必要な子どもを対象に、学校生活の場面、各教科につながる学習場面や教科内容について、その内容を理解しながら楽しく日本語の学習をすすめていくことをねらいに作成された学習教材です。

- ④「きいて まねして はなして」-「わたしたちが語る」20のエピソード (大阪府教育庁 令和2[2020]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/osyaberi/manesite.html>

この教材は、学習者が指導者の話す日本語を副教材のイラストと併用しながら「聞いて、まねして、話して」活動する中で、日本語というツールを獲得していくためのテキストです。

◆参考資料◆

「人権教育啓発映画『ホームタウン』 朴 英美(パク・ヨンミ)のまち」(大阪府教育委員会 平成20[2008]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、在日韓国人3世である主人公が本名を名のり、看護師として前向きに生きようとする姿を通して、名前や国籍の違いを認め合い、理解し合うことの大切さを考える教材です。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

- ① 帰国・渡日の子どもに対する進路指導においては、子ども自身が将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成することが大切です。そのためには、母語を使用して、母国の人と交流する機会を持つなど、子どもがアイデンティティを確立するための工夫が必要です。
- ② 進学にあたっては、学校情報、入試における配慮、奨学金など、さまざまな支援制度があるので、子どもや保護者に情報を提供して、その活用について一緒に検討することも大切です。
- ③ 公立高校に進学する場合には、「日本語指導が必要な帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」や「海外から帰国した生徒の入学者選抜」、受験上の配慮などがあります。大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項を参照してください。 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/gakuji-g3/>)
- ④ 9月から11月にかけて帰国・渡日の子どもやその保護者を対象に、高校進学のための多言語進路ガイダンスを府内8か所で開催しています。ガイダンスでは、高校の先生による学校紹介や公立高校入学者選抜についての説明を通訳を介して母語で聞き、相談することができます。参加については、管理職を通じて所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。
- ⑤ 年に1度大阪府内の日本語指導が必要な中学生及び外国にルーツのある中学生を対象に、OSAKA 多文化共生フォーラムを開催しています。フォーラムでは、同じ言語を母語とする他校の中学生と出会ったり、多文化共生の取組みを知ったりすることを通して、アイデンティティを育むことや、高校生の話や高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望をもつことにつなげることを目的としています。参加については、管理職を通じて所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。
- ⑥ 「家族滞在」の在留資格で、日本の義務教育(小学校及び中学校※)を修了した上、日本の高等学校等を卒業または卒業見込みで就労先が決定(内定を含む)していれば「定住者」への在留資格の変更が認められる場合があります。また、日本の高等学校を卒業していること又は卒業見込みである場合、扶養者が身元保証人として在留していることを条件に、「特定活動」の在留資格への変更が認められる場合があります。詳しくは最寄りの地方出入国在留管理局へ問い合わせてください。

※中学校卒業のみであると「定住者」ではなく、「特定活動」となります

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html

- ⑦ 文部科学省では、外国人児童生徒の公立学校への円滑な受入れに資することを目的として、「外国人児童生徒受入れの手引き」が作成されています。帰国・外国人児童生徒教育に関するみなさまに、ご活用願います。

※本手引きは2019年3月に改訂されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

以下の◎は本文を引用したものです。

〈生徒指導提要 改訂版〉(令和4年12月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

- ◎ 外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒や国際結婚家庭の児童生徒など、多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒が増加しています。こうした児童生徒は文化の違いや言語の違いのみならず、これらに起因する複合的困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学などに発展する場合があります。教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが、何よりも大切です。また、保護者が日本語を話さないために通訳をしたり、家族の世話をしたりするなど、児童生徒がいわゆるヤングケアラーとされる状態にある場合には、そもそも支援に関する情報を得ることが困難であることを踏まえ、学校が積極的に本人や保護者のニーズを把握し、適切な支援につなぐことが必要です。なお、外国人児童生徒等を巡る生徒指導の実施に当たっては、「外国人児童生徒受け入れの手引き」や「外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツ」などを参考にし、適切な対応を行うことが求められます〔13章4.7〕

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 在日外国人の子どもの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。〔1-(3)-イ〕
- ◎ 在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、全ての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。〔1-(3)-イ〕
- ◎ 在日外国人の子どもで、近年日本に新たに来た子どもたちの中には日本語の習得が不十分であるため、日常の学習活動に支障を来す者がおり、教科指導と連携した日本語習得のための指導を行う必要がある。さらに、学校での教育効果を高めていくためには、保護者と意思疎通を図ることが重要であり、母語によるサービスの提供などを行う必要がある。〔1-(3)-イ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならぬ。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していくなければならない。〔第Ⅱ章－第1節－1.－(4)〕
- ◎ 児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。〔第Ⅱ章－第1節－3.－(1)〕
- ◎ 学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。〔第Ⅱ章－第3節－1.－(3)－イ〕

Q 32

ジェンダー平等教育について学びたい。

性別に基づく決めつけによる固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成を促進するため、学校におけるジェンダー平等教育を推進することが必要です。まず、教職員自身が理解を深めることからはじめましょう。

A1 一人ひとりの個性を大切にする教育を推進しましょう。

学校においては、授業中はもちろんのこと、教育活動のさまざまな部分において、決めつけによる固定的な性別役割分担意識によって、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、日常的な点検を行うことが必要です。

将来にわたり、性別を問わず一人の社会人・職業人として自立し、家庭生活についても共に喜びと責任を分かち合える社会を実現するために、一人ひとりの個性を大切にする教育を推進することが大切です。

A2 ジェンダー平等の精神に基づいた学校づくりを進めましょう。

学校での学習指導、進路指導、生徒指導など、学校教育全体を通じて、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みましょう。また、学校行事などの運営において、教職員が固定的な性別役割分担をしていることなども、子どもたちに無意識のうちに影響を与えていていること（【参考】「隠れたカリキュラム」…を参照）に留意し、ジェンダー平等の精神に基づいた教育環境の醸成に努めましょう。

A3 「7つの柱」に基づいて、指導内容を組み立てましょう。

子どもたちの発達段階に応じて、「男女」の人権の尊重とジェンダー平等についての必要な知識、理解、態度を、体系的に指導育成することが必要です。以下の7つの柱に基づいて、指導内容を組み立ててみましょう。

- ① 「男女」の人権の尊重
- ② 固定的な性別役割分担意識の解消
- ③ 男女共同参画の観点での進路指導と職業観の育成
- ④ 家庭生活における「男女」の相互協力
- ⑤ 性暴力等の防止
- ⑥ 男女共同参画の観点でのメディア・リテラシーの育成
- ⑦ 国際社会における取組みの理解

※ CHECK①で紹介している「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」に具体的な指導事例が紹介されています。

A4 恋人間で起こる暴力（デートDV）について学ぶ機会をもちましょう。

なぐる、けるなどのからだへの暴力だけでなく、どなる、おどす、あるいは行動を制限する（交友関係を細かくチェックする）など、相手を自分の思い通りに支配しようとする態度、行動もデートDVに含まれます。親密な間柄において、支配・被支配の関係を愛情と思いこむことから暴力がエスカレートしてしまうこともあります。対等な関係を築くことの重要性を思春期の頃から学ぶ取組みを進めましょう。

〈ポイント〉

キャリア教育の推進にもジェンダー平等の観点が必要です。社会で生きていく力を育成するために、小、中、支援、高等学校の連携により系統的・継続的にキャリア発達を支援することが求められています。その際、職業に対する固定的な考え方にはだららず、幅広い職業選択を念頭にして、子どもたちが生き方や働き方について選択・決定できる力を育成することが重要です。

★CHECK①★

「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成15[2003]年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/dannjo-sidoujirei.html>

上記の冊子は、「第Ⅰ章 男女平等教育を推進するための基本的な考え方」と「第Ⅱ章 指導事例」で構成されており、教材や指導事例が豊富に掲載されています。

★CHECK②★

①「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」(大阪府教育委員会 平成29[2017]年5月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4919/00000000/sekuharagjh29.pdf>

基本的な考え方、未然防止のための校内体制、子どもの立場にたった適切な対応のあり方等について示しています。

②「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A集」

(大阪府教育委員会 平成15[2003]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/sekuharaga.html>

基本的な考え方、初期対応や中・長期的な取組みなど、Q&A方式で分かりやすく構成されています。

★CHECK③★

①「大阪府男女共同参画推進条例」(大阪府 平成14[2002]年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/jorei_jobun.html

②「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」(大阪府 令和3[2021]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/plan2021.html>

大阪府における男女共同参画社会形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に解説しています。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「男女平等教育」では「改正 男女雇用機会均等法」、「性的マイノリティ」、「セクハラ相談記録用紙」、「性的マイノリティへの理解を深める『人権だより』」等、様々な教材・資料を掲載しています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part4 ー人権教育としてのキャリア教育ー」

(大阪府教育センター 平成23[2011]年3月)

II編 プログラム編の3章では「男女」の共生についての実践的なプログラムを紹介しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

ジェンダー平等教育を取り組むにあたって、実践例も含めた取組みを分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

①「NO！デートDV」(大阪府府民文化部 令和2[2020]11月改定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29166/00229925/dateDV.pdf>

デートDVについて分かりやすく説明されているリーフレットで、困ったときの相談窓口が記載されています。

②「教職員向けDV被害者対応マニュアル[改訂版]」(大阪府府民文化部 平成30[2018]年2月)

「教職員向けDV被害者対応マニュアル[概要版]」(大阪府府民文化部 平成30[2018]年9月)

交際相手に対する暴力である「デートDV」の発見のポイントや被害生徒に対する基本的な対応等について示しています。

★CHECK⑦★

ジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考えよう」(大阪府府民文化部 令和3[2021]年10月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/kyozai.html>

個人の多様性を認め合う気持ちを育む「男女共同参画社会」の重要性や、児童生徒の意識や行動に結びつける力の重要性について解説した子ども向け教材を掲載しています。

◆参考資料◆ 「人権教育啓発映画『千夏のおくりもの』」(大阪府教育委員会 平成18[2006]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/jinnkenkyoikuukeihatu/index.html>

この映画は、子どもの率直な疑問をきっかけに、日常生活のさまざまな出来事に潜んでいる、おとな自らが無意識のうちにもっている「世間の常識」や「偏見」を問い合わせることにより、改めて子どもや女性の人権について正しい理解を深めるきっかけとなるものです。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

とりわけ性暴力の対象として子どもたちが被害者となる事例が増加する傾向にあり、ジェンダー平等教育の観点から性暴力被害を未然に防止するための教育を推進する必要があります。Q12やQ16にくわしくまとめているので、ぜひ参考にしてください。

【参考】

「隠れたカリキュラム」については、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」に以下のように書かれています。

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに問わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとしていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的の理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができる。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

このように「隠れたカリキュラム」はジェンダー平等教育に限らず、さまざまな学校教育活動の中で留意すべきものとなっています。

また、学習指導要領解説においても支援教育に関する章で「障害のある児童の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童に大きく影響することに十分留意」することとして同趣旨の内容が書かれています。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 女性の人権については、両性の平等の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」などの各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣習の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDVなども社会問題となっている。[1-(1)]
- ◎ 男女の平等を実現するためには、性別に捉われず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、全ての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。[1-(3)-イ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 歴史的に獲得してきた人権に関する資料として、『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』が紹介されている。特に、男女平等に関わり、第16条では婚姻して家族を持つ権利、第21条では政治と自由な選挙に参加する権利、第22条では社会保障を受ける権利、第23条では望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利、について書かれているので、参考のこと。[実践編 II-3. -(3)【資料】]
- ◎ 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場全体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。[第I章-1. -(5)]

Q 33

性的マイノリティの子どもの支援について知りたい。

性的マイノリティの子どもが、自分自身の在りようを否定することなく、安心していきいきと学校生活を送ることができるよう、子どもたち一人ひとりが自分らしさを発揮できる取組みが必要です。まず、教職員自身がこれらの子どもたちの理解を深めることからはじめましょう。

A1 性的マイノリティについて理解を深めましょう。

性のあり方について社会的に少数者(マイノリティ)の立場であることにより、さまざまな不利益を被っている人々がいます。性のあり方は、①身体の性(生まれてきた時に性染色体・生殖腺・性器などによって判断された性)、②性自認(自分の性別をどのように認識しているか)、③性的指向(どの性に対して恋愛感情や性的な魅力を感じるか、またはどの性に対しても恋愛感情や性的な魅力を感じないか)、④性別表現(言葉遣いや髪型、服装などによって自分をどのように表現するか)により、人それぞれに異なります。

性別は男性と女性の2つにしか分類できないとされ、異性を恋愛・性愛の対象とすることが当たり前という意識が強い中、違う性のあり方をもつ性的マイノリティへの理解が十分とは言いがたいのが現状です。

また、恋愛・性愛の対象が異性以外へ向かう人やいざれにも向かわない人への理解は一層不足しています。性的指向は本人の意思で簡単に変えたり選んだりできないにもかかわらず、そのような人に対して特別視し、差別的な取扱いをする事例などが後を絶ちません。

性自認に関しても、体の性と心の性との食い違いに悩みながら、社会の無理解や偏見の中、社会生活上の支障を来したり、嫌がらせやいじめ、差別を受け苦しんでいる人がいます。互いの違いを受け入れ、認め合える環境の醸成や集団づくりを進めるなど、性的マイノリティの子どもたちが自分を否定することなく、自分らしさを発揮できるための取組みが必要です。

A2 トランスジェンダーについて理解を深めましょう。

トランスジェンダーとは、性的マイノリティのうち、出生時に判断された性(身体の性)とは異なる性を自認する方のことです。そのことにより、当事者は、精神的な苦痛を感じたり、周囲の偏見にさらされたり、また、医療、雇用、教育など職場や地域、学校においても様々な課題や悩みを抱えながら生活しています。

平成16年7月に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことにより、一定の要件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能になりました。ただ、実際には、法律に定められた要件によって性別の変更ができない人がいるなど、課題も残っています。

また、文部科学省は平成22年に、トランスジェンダーの子ども(小学校低学年)への対応が報道されたことを受けて、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」という通知を出し、その中で、「児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応」を取るように求めています。また、平成27年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施

等について(通知)」、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」周知資料を出しています。

A3 性分化疾患(DSDs:Differences of Sex Development)について理解を深めましょう。

DSDs(ディーエスディーズ)とは、外性器の形状や大きさ・内性器・染色体など、生まれつきの身体の状態が、これが一般的とされる男性・女性の身体とは一部異なる状態をいいます。

「男でも女でもない・半陰陽・男女両方の特徴を兼ね備えている」といったステレオタイプなラベリングや誤解は、当事者の心を傷つけることになります。

DSDsは、性別や性自認・性的指向のことではなく、あくまで身体の状態であり、当事者の多くは自分のことを「身体の一部が異なるだけの女性・男性」と認識していて、性的マイノリティだとは思っていません。誤解をもとに性的マイノリティの一部に加えることには注意が必要です。

なお、DSDsを持つ人々にも、そうでない人同様、LGBTQ等性的マイノリティの人はいます。

参考:日本性分化疾患患者家族会連絡会 ネクス DSD ジャパン <https://www.nexdsd.com/>

A4 一人ひとりの個性を大切にする教育を推進しましょう。

社会には一定の割合で性的マイノリティの人々が存在しています。自身の性の在りように揺れる子どもがありのままの自分でいられるよう、子どもの心に寄り添い、悩みを受けとめ、ともに課題解決に向き合う相談体制の充実が重要です。その際には、子ども自身が性的マイノリティであるかどうか判断がつかないケースもあることにも留意しましょう。また、授業中はもちろんのこと、教育活動のさまざまな場面において、一人ひとりの個性を大切にする教育を推進することが大切です。

A5 性的マイノリティの当事者との出会いから学びましょう。

子どもたちが、メディアを通して、性的マイノリティの人々を「笑いの対象」としてとらえていることが多くみられます。これが重大な人権侵害につながらないよう、性的マイノリティの当事者の方々の思いや考えを知る機会を設け、誰もが社会の中で当たり前に暮らすことの必要性を考える取組みが重要です。

また、「性同一性障がいの子どもの多くは、小中学生の頃から自分の性について違和感を覚える」という調査結果(岡山大学 中塚幹也教授)や、「性的マイノリティは、特に、中学・高校という思春期に自分の性的指向について、戸惑いや悩みを経験することが多くあります」という研究報告(研究代表者 宝塚大学 日高庸晴教授)があります。悩みを一番身近な存在とされる保護者に話すことができないという当事者も多くいます。これらのことと教職員は認識し、子どもたち一人ひとりの思いや悩み、願いをしっかりと受けとめ、寄り添うことが求められます。

さらに、学校教育全体を通じて、教職員が固定的な性別役割分担に基づく不必要的男女の区別をしていることなどは、いわゆる「隠れたカリキュラム」(Q32 参照)となります。無意識のうちに子どもを傷つけている可能性があることに留意し、「男女」を区別する必要性の有無について見直すなど、教育環境の醸成に努めましょう。

A6 性的指向や性自認をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることを理解しましょう。

教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、教職員が児童生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいい、児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権を侵害するものです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動のことを言いますが、性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。教職員によるセクシュアル・ハラスメントの中には、自らの言動がセクシュアル・ハラスメントであることにさえ気づいていない事例も見受けられることから、何がセクシュアル・ハラスメントになり得るのか、十分に認識する必要があります。例えば、以下の言動はセクシュアル・ハラスメントに当たりますので、教職員は見過ごすことのないようにしなければなりません。

- ・服装や髪形などの外見や行動、言葉遣いについて、「女みたい」「男みたい」と言ってからかう。
- ・「同性が好きなんて気持ち悪い」と一方的に否定したり、揶揄するように言ったりする。
- ・「ホモ」、「オカマ」など人格を認めない呼び方をする。
- ・性的指向や性自認に関して、蔑視し、笑いの対象にしたり、からかっていじめたりする。

〈ポイント〉

性的マイノリティの子どもたちは、自分の存在そのものが「社会に受け入れてもらえない」、「認めてもらえない」と感じていることが多く、教職員の何気ない言動に深く傷ついている場合もあります。日頃から、子どもたちが何を願い、どのように自己実現していきたいと考えているのかを適切に把握するとともに、必要な情報を教職員で共有するなど、一人ひとりを大切にする学校づくりが重要です。

★CHECK①★

①「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成15〔2003〕年7月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyoboudou/dannjo-sidoujirei.html>

上記の冊子は、「第Ⅰ章 男女平等教育を推進するための基本的な考え方」と「第Ⅱ章 指導事例」で構成されており、教材や指導事例が豊富に掲載されています。性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントについても触れています。

②「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」(大阪府教育庁 平成29〔2017〕年5月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4919/00000000/sekuharaglH29.pdf>

性的指向や性自認をからかたり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラスメントの対象となることを示しており、性的マイノリティに対する教職員の適切な理解と児童生徒の心情等に配慮した対応等について記載しています。

★CHECK②★

- ①「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布について（通知）」（文部科学省 令和5[2023]年6月）

https://www.mext.go.jp/content/230705-mxt_kyousei01-000029040_06.pdf

- ②「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例～大阪府性の多様性理解増進条例～」（府民文化部人権局人権企画課 令和元[2019]年10月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogijorei/index.html>

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を推進し、全ての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の実現を目的とした条例です。

- ③「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（文部科学省 平成28[2016]年4月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、教職員の理解を促進するために作成された周知資料です。学校における性的マイノリティの児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答がとりまとめられています。

- ④「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

（文部科学省 平成27[2015]年4月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等をまとめています。また、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に対し、不安や悩みをしっかりと受けとめ、児童生徒の立場から教育相談を行うことを求めています。

- ⑤「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」

（文部科学省 平成22[2010]年4月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1348938.htm

トランスジェンダーの児童生徒に係る対応について、個別の事案に応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受けとめ、児童生徒の立場から教育相談を行うことを求めています。

★CHECK③★

- ①「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ（大阪府教育センター）

「男女平等教育」では性的マイノリティについて考える実践例や性的マイノリティへの理解を深める「人権だより」を掲載しています。

- ②「人権教育リーフレット」シリーズ（大阪府教育センター）

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

性的マイノリティに関して、当事者の現状や、学校として取り組むべきことや配慮等について、分かりやすくまとめています。

- ③「性の多様性の理解を進めるために」（大阪府教育庁 令和2[2020]年4月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/seinotayousei/index.html>

教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるとともに、学校で性の多様性を理解する取組みを進め、性的マイノリティの児童生徒等に寄り添い適切な配慮をするために大切にしたいことをまとめています。

★CHECK④★

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ』」(大阪府 各年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/>

「人権ポータルサイト『ゆまにてなにわ WEB』」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/portal/index.html>

この資料には「性的マイノリティの人権のこと」について記載されています。性的マイノリティの人権問題について理解するため、必ず読んでおきましょう。

「性」には、生物学的な性(からだの性)、性自認(こころの性)、性的指向の3つの要素があります。

性的指向(Sexual Orientation セクシュアル・オリエンテーション)と性自認(Gender Identity ジェンダー・アイデンティティ)を示す概念として、それぞれの頭文字をとって SOGI(ソジ)と呼称することもあります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 性的マイノリティの人権については、性的指向・性自認の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは言えず、いじめや差別の対象とされやすい現実があり、当事者が直面する困難に向き合い、課題の解決に向けた取組が求められている。[1-(1)]
- ◎ 性別に捉われず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、全ての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。[1-(3)-イ]

〈生徒指導提要 改訂版〉(令和4[2022]年12月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

学校においては、具体的に以下のような対応が求められます。

- ① 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止める必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。
- ② 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。
- ③ 当該児童生徒の支援は、最初に相談(入学などに当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適時開催しながら対応を進めるようにします。教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意が必要です。一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも忘れてはなりません。
- ④ 学校生活での各場面における支援の一例として、表4に示すような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることは重要です。「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々です。また、こうした違和感は、成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされているため、学校として、先入観をもたず、その時々の児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要です。さらに、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことが重要です。

表4 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレ等の利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

- ⑤ 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。

〔第12章 12.4.1〕

Q 34

スマートフォンやインターネット上のトラブルに
あっている子どもがいる。

スマートフォン等を使用し、SNS やインターネット上に仲間内だけのつもりで不適切な書き込みをしたり、個人情報を掲載したりしてしまう子どもがいます。

A1 迅速に相談窓口につなぐとともに、協働して子どもに対応しましょう。

近年はSNSや無料通話アプリ等の利用による人権侵害事象が増えています。例えば、SNS等を介して子どもが性的な被害にあったり、子どもの画像や個人情報等が流出・拡散したりする事件が起きています。

不適切な書き込みや個人情報の掲載によるトラブルが起きた場合、早急に校内の相談窓口担当者と連携を取り、情報提供者本人や関係児童生徒から直接聞き取りを行い、保護者の協力も得ながら、拡散防止に努めましょう。

また、誹謗中傷等の書き込みや流出した個人情報などは、書き込み等をした本人や掲示板等の管理者に「削除依頼」等を行います。基本的に依頼は、権利を侵害された本人や保護者が行うことが望ましいのですが、被害者本人や保護者からの委任状を添付することで、学校や教育委員会が代わって行うこともできます。ただし、「削除依頼」をしたからといって、必ず削除してくれるものとは限りません。対応で困った場合は、所管の教育委員会や、必要に応じて警察などの関係機関に相談をしてください。

学校においては情報モラル教育等を通じてしっかりと校内の相談窓口を周知するとともに、子どもたちの様子に変化はないか、すべての教職員がアンテナを高くして定期的に観察できる体制をつくっておくことが必要です。こうした見守り体制はいじめ防止にも必要ですが、ネットいじめは被害者と加害者の立場が頻繁に入れ替わるケースもあり、早期に問題を把握することは容易ではありません。したがって、子どもたちの日頃の人間関係をしっかりと把握し、教職員との信頼関係を築いておくことで速やかに相談窓口につなげましょう。

また相談員には、ICTに関する基本的な知識や法知識に加えてメンタルケアの技能も求められます。養護教諭やスクールカウンセラーも含め組織的な相談体制をつくっておきましょう。

※ SNSとは…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表的なサービスは、X(旧:Twitter)、Instagram、Facebook などがある。

※ 無料通話アプリとは…登録者どうしが無料で通話や個人あるいはグループでのメールや画像のやり取りができるサービスのこと。代表的なものに、LINE、Skype などがある。

A2 情報モラル教育・メディアリテラシー教育を充実させましょう。

まず人権尊重の観点から加害生徒を指導、啓発することが必要です。また、こうした事象の未然防止の取組みを計画的に進めることも喫緊の課題です。

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養い、多くの情報の中からその正誤を判断した上で、自分に必要な情報を取捨選択し、活用する力を育んでいくことが学校現場に求められています。スマートフォン等やインターネットをめぐるいじめの、加害者にも被害者にもならないために、基本的な知識やスキルを子どもたちが身に付けることが重要です。

A3 保護者との連携が大切です。

スマートフォン等を子どもたちが使用する場は学校外が中心です。教職員よりも保護者の方が子どもたちのスマートフォン等の使用状況を把握しやすい場合もあります。たとえば、子どもがスマートフォン等の着信音を急に鳴らさなくなったことに保護者が気付いたのが契機となって、いじめの被害に遭っていたことが発覚するケースもあります。保護者へのアンケートや説明会、通知文等によりスマートフォン等の利用に伴う諸問題について啓発する機会をつくりましょう。犯罪の被害者、加害者になる恐れに加えて、スマートフォン等依存の問題についても保護者に理解を求める必要があります。

A4 外部機関との連携が必要な場合もあります。

問題の事象が校内の子どもたちの人間関係の中で起きており、加害と被害の事実関係が明瞭に把握できる場合など、学校だけで対応できる事象もありますが、場合によっては、教育委員会と連携し、法的対応も必要になります。悪質な人権侵害に遭っている場合は警察に被害届を出したり、告訴したりする必要があります。法務局の人権擁護部の各支局でも問題のある書き込みの削除申請をプロバイダーに対して行ってくれます。外部機関に協力を求める場合は、教職員が子どもや保護者に同行するなど、円滑な対応に努めましょう。

A5 職員研修で事例研究を行い、組織的に対応できる体制を整えましょう。

SNSが全世界に発信されるメディアであることを十分に認識しないまま、仲間内でのみ情報をやり取りしているような感覚で、子どもたちがそれらを使用している実態が問題になっています。タレント等の有名人を攻撃したり、自分たちが飲酒、喫煙している写真を掲載したり、差別的表現を書き込んだりしたケース等が報告されています。

また、2ちゃんねる等のサイトの書き込みには、特定のマイノリティや国・地域等に対する偏見やマイナスイメージを広めようとする性質のものもあります。子どもたちが、氾濫する情報の真偽を見極め、適正な情報を取捨選択できる力を育てていくことが重要な課題です。教職員間にも情報技術を十分に使いこなせる人とそうでない人がいます。校内で組織的にスマートフォン等やインターネットに係る諸問題に対応できる体制を整えるとともに、それらへの対応策についてすべての教職員が認識を共有できるよう、職員研修が必要です。また、教職員自身もスマートフォン等やインターネットに係るマナーを振り返る機会を設けましょう。

〈ポイント〉

子どもから最初に相談を受けた教職員は、校内の相談窓口担当者と連携して解決までの子どもに寄り添う姿勢を保ちましょう。ネットの問題には詳しくなくとも担当者任せにすることなく、子どもの気持ちを受けとめ、担当者と協働して対応しましょう。

★CHECK①★

「情報モラル指導資料」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/kakusyu/moral_informe.html

指導資料と関係法令からなるA4判、149ページの資料で、情報モラルに関する16項目は、情報社会の「光」と「影」、ネットワークの技術的解説、授業を行う際に参考になる学習指導案の各4ページで構成されています。

★CHECK②★

①「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(大阪府教育委員会 平成21〔2009〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

②「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(大阪府教育委員会 令和4〔2022〕年9月更新)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

児童生徒を携帯・ネット上のいじめの被害者にも加害者にもしないことと携帯・ネットを適切に使えることを目的に12の対処方法を掲げています。また、スマートフォンの普及等による新たな課題に対応するための追加資料を作成しました。

★CHECK③★

①「安全で安心な学校づくり人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「携帯・ネットに関わる問題」では、携帯の長所や短所についてKJ法で意見を出し合うグループワークの指導案や保護者への啓発文、ケータイ・ネットに関わるトラブルとその対応、「ケータイがもめごとの種にならないために」、「あなたならどうしますか?」等を掲載しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

ネット上の人権侵害事象を紹介し、学校・保護者の役割についてまとめています。

★CHECK④★

「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/saiba-nettowaku/index.html>

インターネットを利用したいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害など、児童生徒が被害者にも加害者にもなるといった事案が顕在化してきています。このため、事案の未然防止や早期解決を図ることを目的として、大阪府教育委員会、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等が連携した「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築しました。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 「発達段階に即した人権教育の指導方法」において、以下のとおり述べられている。
 - ◎ 小学校1～3学年：情報機器を扱い始める年齢が早まっている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。
小学校4～6学年：書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。
中学校・高等学校：パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。〔第Ⅱ章－第2節－3.－(4)－【参考】〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」（文部科学省 令和5〔2023〕年3月改訂）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◆ 「人権教育をめぐる社会情勢」における「国内の個別的な人権課題の主な動向」の1つとして、「インターネット上の誹謗中傷への対応」が取り上げられており、インターネットとの正しい関わり方については、新学習指導要領に盛り込まれている情報モラル教育に加え、人権教育の中でも取り上げていくことが必要であると記されている。〔Ⅱ－2.－(2)－⑦〕

Q 35

就職差別の実態を知りたい。

就職差別は、重大な人権侵害です。大阪府では、令和元年度から令和3年度の3年間に131件の就職時の問題事象が教育委員会に報告されています。子どもたちに就職指導をする際には、就職差別を受けたときに適切に対応できるように、正しい知識を伝えておくことが大切です。

A1 大切なのは本人の能力と適性です。

最も多い就職時の問題事象の事例は、面接時に、家族構成や家族の職業、尊敬する人物等を聞くものです。これらは採用には関係がない情報であり、不適切な質問です。

履歴書は社用紙(企業が独自に作成した応募書類)ではなく、近畿統一応募用紙を使用することになっていますが、これには本籍・国籍や家庭状況を書く欄はありません。統一応募用紙は、同和地区出身者の就職の機会均等を保障する取組みの中で形式が整えられてきたもので、現在は応募書類として必ず使用しなければならないことになっています。すべての子どもたちが、それぞれの個性や能力を生かして自己実現の達成を図るために、統一応募用紙が使用されるようになったことを理解しておきましょう。

※ 統一応募用紙についてはCHECK①で紹介している「採用と人権」を参照してください。

※ Q26「キャリア教育について学びたい」も参照してください。

A2 男女雇用機会均等法について指導しましょう。

また、就職時の問題事象の事例としては、面接時の男女雇用機会均等法の趣旨に反する質問があります。例えば、「結婚、出産しても働き続けられますか」などと聞くことは、労働者の性別を理由とした差別的な取扱いにあたり、不適切な質問です。

就職指導においては、男女雇用機会均等法の趣旨や内容について、子どもたちに十分指導することが必要です。

A3 就職差別の報告を受けたときに適切に対応しましょう。

採用選考の終了後、できるだけ早く子どもに就職受験報告書を記入させます。そのとき、直接本人から聞き取りをおこない、就職差別がなかったかどうか確認します。就職差別の事実が判明したときは、すぐに校長・准校長、教頭などに報告し、指示を受けます。該当の事業所への確認や、教育委員会及びハローワークへの報告は、所定のマニュアルにしたがって、校長・准校長、教頭などと相談しながら進めましょう。

差別的な選考により、子どもが心に深刻な傷を受けたり、不安に陥っている場合もあります。その気持ちを受けとめながら、ていねいに聞き取りを行い、学校が責任をもって対応することを伝えましょう。また、保護者にも学校から事情を説明する必要があります。

〈ポイント〉

採用選考時に就職差別を受けていても、子どもは気づかない場合があります。子どもたちに、就職選考は個人の能力と適性によって行われるということをしっかりと理解させ、もし直接で不適切な質問があっても「学校の指導によりお答えできません」と答えることができる力をつけておく必要があります。

★CHECK①★

「採用と人権」(大阪府商工労働部雇用推進室 毎年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-saiyo-jinzen.html>

公正な採用選考の基本的な考え方や、同和問題にはじまる就職差別撤廃への取組みについてくわしく解説されています。就職差別につながるおそれのある不適切な質問の事例についてもあげられています。すべての教職員が知っておくべき内容です。

★CHECK②★

「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」(大阪府 令和3[2021]年)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/plan2021.html>

大阪府における男女共同参画社会形成に向けての施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に解説しています。

★CHECK③★

①「働く前に知っておくべき 13 項目」(大阪府商工労働部雇用推進室 每年度)

https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/wakamono_2.html

②「働く人、雇う人のためのトラブル防止 Q&A」(大阪府商工労働部雇用推進室 每年度)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/kaikotaishoku-qa/index.html>

③「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」(厚生労働省 令和5[2023]年4月更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

①は働くための注意、自分の労働条件や賃金・休日・健康管理など、働くことに関してぜひ知っておきたいワークルールや労働関係法・制度・相談窓口などをわかりやすく解説しています。

②は働く上でぜひ知っておきたい法律や制度などを紹介しています。

③は厚生労働省が発行した就職を控えた学生や若者向けのハンドブックです。

★CHECK④★

①「OSAKA人権教育ABC－人権学習プログラム－」(大阪府教育センター 平成 19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。B 章「働き方と生き方」の3「ハロハロワーク」では、働く者の権利(労働法)について知り、統一応募用紙の学習を通して、個人の権利と尊厳を守ることの大切さを学ぶ教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part4 －人権教育としてのキャリア教育－」(大阪府教育センター 平成 23[2011]年3月)

II 編 プログラム編の4章では職場インタビューカードや職場調べについての実践を、5章では、労働法クイズや面接等についての実践的なプログラムを紹介しています。

★CHECK⑤★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「COMPASS」シリーズでは、男女雇用機会均等法についての教材や、統一応募用紙の問題から就職差別につながる質問項目などを学ぶ教材・指導案等を紹介しています。

★CHECK⑥★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

「職業選択の自由」が憲法で保障された基本的人権であること、公正な採用選考の歩み及び現状と課題、就職差別をテーマとした人権学習プラン等について分かりやすくまとめています。

【補足と発展】

障がいのある子どもの就職は大変厳しい状況です。障がいのある人が社会の一員としてその能力を十分発揮し、ともに社会経済活動に参加し、働く喜びや生きがいを見出していくというノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するため、行政・企業・府民などがそれぞれの立場で努力することが必要です。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(内閣府 平成28年4月施行)

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化」の改正について(文部科学省 平成30年4月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410006.htm

障がいのある生徒・学生の就労に向けた支援の充実のための取組みについて記載されています。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

◎ 子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。[1-(3)-ウ]

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 歴史的に獲得されてきた人権に関する資料として、『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』が紹介されている。
〔実践編 Ⅱ-3. 1-(3)【資料】〕
- ◎ 人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。
〔第Ⅰ章-1. 1-(4)-①〕
- ◎ 生徒指導の取組に当たっては、学業指導、個人的適応指導、社会性指導、余暇指導、健康安全指導などその指導の全体を通じ、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。〔第Ⅱ章-第1節-1. 1-(3)〕
- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならぬ。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していくなければならない。〔第Ⅱ章-第1節-1. 1-(4)〕

Q 36

食物アレルギー対応の基本について知りたい。

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、学校給食を含む学校生活全体をすべての子どもが安全・安心で楽しく過ごせるようにすることです。

学校での食物アレルギー事故を防止するために、子どもの安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーのある子どもを受けもつ学級担任のみならず、管理職をはじめとしたすべての教職員、調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強くもって、組織的に対応することが不可欠です（CHECK①参照）。

A1 食物アレルギーのある子どもの正確な情報の把握と共有を図ります。

食物アレルギーのある子どもに対する取組みを進めるためには、個々の子どもについて症状等の特徴を正しく把握することが必要です。その一つの手段として、学校生活管理指導表を用いて学校が必要な情報を把握し、具体的な取組みにつなげていきます。

学校での管理・配慮を必要とする場合、小学校では就学時健康診断及び入学説明会の際に、中学校・高等学校・支援学校では入学説明会等の際に保健調査票等を活用し、学校に申し出るよう保護者に勧めます。進学前の学校は、保護者の同意のもと、進学した学校に管理・配慮に関する情報提供を行います。なお、過度な除去を防ぎ適切な給食を提供するために、学校生活管理指導表の提出が無い場合、個々の対応は原則行わないようにします。

A2 学校全体で事故予防に努めます。

学校における食物アレルギー対応は、校長・准校長を責任者として、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等で検討し、学校全体で取り組む必要があります。教職員は、それぞれの職種に応じた役割を担い、学校給食を含む学校生活全体での事故防止、事故時の対応について確認しておきます。

A3 緊急時に備え学校体制及びマニュアルを整備します。

食物アレルギーが発症した場合（疑いも含む）には、迅速で適切な対応が求められます。特に、アナフィラキシーは極めて短時間のうちに重篤な状態に至ることがあるため、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように、教職員全体が情報を共有し、各教職員自らがそのことを理解して、習熟していなければなりません。そのための方策（研修やシミュレーション）について対応委員会等で検討し、実践します。担当者が不在の場合でも、他の教職員が対応できるように学校体制を整備することが大切です。

さらに、各学校における対応方針、誤食・誤配を防止するためのルール（給食・校外学習時）や緊急時の迅速な対応等について、マニュアルを作成・整備し、事故防止に努めます。

※ 研修についてはCHECK②で紹介している資料を参考にしてください。

〈ポイント〉

食物アレルギーのある子どもが安全で安心な学校生活を送るために、当該の子どもが自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることはもちろん、当該の子どもの状況について、他の子どもにも理解や協力が得られるよう配慮することが重要です。

そのため、当該の子どもの保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、発達段階に応じて、他の子どもにも食物アレルギーを理解させる指導を行うことが必要です。

また、当該の子どもについては、食品表示（学校給食献立表の成分表なども含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じたときに、状況に応じて適切に対処する力を育むことも大切です。

なお、食物アレルギーのある子どもを指導する際には、当該の子どもの気持ちによりすることが重要です（CHECK③参照）。

★CHECK①★

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン『令和3年度改訂版』」

（大阪府教育委員会・大阪府医師会 令和4[2022]年3月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/hoken/gaidorain.html>

食物アレルギー対応の基本的な考え方や実際に起きた事故及びヒヤリハット事例をあげ、留意すべき事項等を具体的に示しています。食物アレルギー対応マニュアルを作成する際、指針となるものです。

★CHECK②★

①「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン『令和元年度改訂版』」

（公益財団法人 日本学校保健会 令和2[2020]年3月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

②「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省 平成27[2015]年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

③「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」

（公益財団法人 日本学校保健会 平成27[2015]年2月）

<http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/01/oyaku.pdf>

④アレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm

①各種アレルギー疾患の症状や学校における配慮事項が示されています。

②献立作成や調理作業など学校給食における食物アレルギー対応の全般がまとめられています。

③④食物アレルギーの研修用資料として活用できる資料です。

★CHECK③★

「人権教育リーフレット6 食物アレルギーのある子どもへの配慮」（大阪府教育センター 平成27[2015]年3月）

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/pdf/leaflet_allergy.pdf

このリーフレットでは、食物アレルギーのある子どもへの配慮を、分かりやすくまとめています。

平成24年に東京都調布市で、学校給食終了後に食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの疑いにより子どもが亡くなるという事故が発生しています。食物アレルギーのある子どもが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を整えるとともに、周りの子どもたちが、食物アレルギーについて、友だちの命に関わることとして正しく理解するとともに、支え合える人間関係づくり・集団づくりを進めることが大切です。